

第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理

第1節 公害紛争の処理状況

1 公害紛争の処理状況

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来平成18年度末までに公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、785件である。その内訳は、あっせん事件3件、調停事件702件、仲裁事件1件、裁定事件76件（責任裁定事件54件、原因裁定事件22件）及び義務履行勧告申出事件3件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件3件、調停事件701件、仲裁事件1件、裁定事件65件（責任裁定事件46件、原因裁定事件19件）及び義務履行勧告申出事件3件の計773件である（付録1（223ページ）参照）。

平成18年度中に公害等調整委員会が受け付けた公害紛争事件は、裁定事件6件（責任裁定事件5件、原因裁定事件1件）である。これらに前年度から繰り越された12件（調停事件1件、裁定事件10件（責任裁定事件4件、原因裁定事件6件）、義務履行勧告申出事件1件）を加えた計18件が18年度に係属した。このうち、6件が18年度中に終結し、残り12件は19年度に繰り越された（表2-2-1、表2-2-2）。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、水俣病損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰料額等変更申請を処理している（詳細については、本章第2節1（3）（39ページ）参照）。

2 近年の特徴

公害紛争処理状況に係る特徴として近年見られるもののうち、主要なものを挙げれば、以下のとおりである。

（1）係属事件の特徴

近年係属した事件について見ると、以下の特徴が見られる。

ア 裁定事件の増加

近年、裁定事件が増加の傾向を示している（表2-2-1）。その主たる要因としては、以下の二つが考えられる。

第一の要因は、裁定制度の有効性を認識した上で、その多様な活用が図られていることである。

すなわち、市区町村等を中心とする地方公共団体が行う公害苦情処理及び審査会等が行う調停等による紛争の解決が困難な場合に、公害等調整委員会の責任裁定を公害紛争処理制度における最終的な紛争解決手段と認識し、その活用が図られていることである。また、審査会等に調停事件として係属中のもののうち、因果関係の解明が困難であるとされるものについて、専門的知見による因果関係解明への期待から、公害等調整委員会の原因裁定が利用された事件も見られる。

このように、公害等調整委員会と審査会等との連携協力により、公害紛争処理手続の多様な活用が図られている。

さらに、裁判所に係属している民事訴訟事件について、因果関係の解明が困難であるとして富山地方裁判所から原因裁定の嘱託がなされた富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件（事件の詳細については、本章第3節（48ページ）参照）も、上記と同様に、専門的知見による因果関係解明への期待から裁定手続の活用が図られたものと言える。

第二の要因は、対象となる紛争自体の近年の動向として、土壤汚染問題や化学物質問題に係る紛争等、因果関係の解明が困難であり、また、因果関係の有無が主要な争点となっている紛争が増加しており、これらについて、原因裁定を含め、裁定手続が利用されていることである。

イ 民事訴訟との関係における新たな動き

公害紛争処理手続と公害に係る民事訴訟との関係についても、従来なかったような新たな動きが見られる。

従来から、公害紛争処理手続に係属した後に民事訴訟として係属し、あるいは、両手続が同時並行で係属するなどの例は見られたところであるが、近年においては、さらに、大阪高等裁判所で成立した和解条項の履行等をめぐりあっせん申請事件として公害等調整委員会に係属した事例（尼崎市大気汚染被害防止あっせん事件）や、受訴裁判所である富山地方裁判所から漁業被害に係る因果関係解明の嘱託を受けた事例（富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件）のような、新たな動きが見られている。

ウ 公害紛争処理制度の柔軟な運用の進展

公害紛争処理制度の柔軟な運用が引き続き進められた。

公害紛争処理法第2条により、公害紛争処理制度の対象となる公害の範囲は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）に限られている。

一方、近年においては、低周波音に関する紛争、杉並区における不燃ゴミ中継施設健康被害原因裁定申請事件のような化学物質に関する紛争、伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件のような廃棄物に関する紛争など、主張される公害の態様が多様化している。

公害等調整委員会は、このような現状を踏まえ、例えば、低周波音に関する紛争についても、それが従来の騒音や振動の類型とは異なるものであっても、騒音や振動に関する紛争と解することが可能な場合には制度の対象として広く取り上げるなど、社会のニーズに対応し、制度の柔軟な運用を図っている。

エ 公的機関を当事者とする事件の増加

国、地方公共団体等の公的機関が当事者として含まれる事件が大きな割合を占める傾向が継続している。これらの事件の中には、規模が大きく、因果関係の解明が困難であるものも見られるため、専門的知見を注いで精力的に事件処理に取り組んでいる。同時に、このような公的機関を紛争当事者とする事件においては、特に当事者双方の信頼を得つつ事件処理を進めることが重要であり、公正中立な立場から紛争解決を図るよう努めている。

(2) 事件の具体的処理手続に見られる特徴

近年係属した事件の具体的な処理手続について見ると、処理方法が確立されつつあると言える。

まず、専門的知見の活用に関しては、現地における調査の実施のほか、各分野の有識者である専門委員の任命や、騒音、振動測定に見られるような専門調査会社への委託調査は、近年より一層活発に行われるようになっている（表2-2-3）。

手続の取り進めに関しては、富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件（事件の詳細については、本章第3節（48ページ）参照）のような大型事件等の審理において、計画審理や集中証拠調べ等を実施している。

また、紛争当事者に関しては、近年の公害等調整委員会係属事件においては、申請人が弁護士等の代理人を立てず、申請人本人が自ら手続を行うものが多く見られるが、当事者の事情等を考慮して、手続進行に資する方法等について分かりやすい説明を行うことに努め、円滑な紛争解決を図っている。

(3) 行政施策への反映

公害紛争の処理の成果の行政施策への反映に関しても引き続き公害紛争処理制度の特色が活かされている。

例えば、豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件に関しては、本調停の成立と時期を同じくして、排出事業者に対する廃棄物除去の措置命令の範囲を拡大し、原状回復責任を強化した廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の改正が行われたほか、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）及びリサイクル関連の法律が成立しており、このような施策の動向は本調停の結果と軌を一にするものであったと考えられる。

このように、公害等調整委員会の行った事件の処理成果が、行政機関の行う公害対策へ適切に反映された点で、公害紛争処理制度の特色が活かされたものと言える。

表 2-2-1 公害等調整委員会に係属した事件の受付及び終結の状況

区分 年度	あ っ せ ん			調 停			仲 裁			裁 定			義 務 履 行 勧 告			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち 新規受付	終結	未済
昭和																			
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成																			
元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
計	3	3		702	701		1	1		76 (22)	65 (19)		3	3			785	773	

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

2 「調停」平成8年度の受付件数のうち、2件は分離事件である。

3 「裁定」()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。

4 このほか、不知火海岸における水俣病にかかる損害賠償調停申請事件に関連し、慰藉料額等変更申請事件が平成18年度までに535件係属した(表2-2-6(44ページ)参照)。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2－2－2 平成 18 年度に公害等調整委員会に係属した事件一覧

	事 件 名		係属事件	終結事件
調 停 事 件	1	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	1 件	
裁 定 事 件	1	名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件	1 件	
	2	富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定囑託事件	1 件	1 件
	3	茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	1 件	
	4	銚子市における汚水による土壌汚染被害等原因裁定申請事件	1 件	1 件
	5	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定申請事件	1 件	1 件
	6	大和郡山市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	1 件	1 件
	7	津市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	1 件	1 件
	8	横浜市におけるマンション建設工事による家屋損傷原因裁定申請事件	1 件	
	9	川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	1 件	
	10	渋谷区におけるビル建設工事騒音被害等責任裁定申請事件	1 件	
	11	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	1 件 (1 件)	
	12	上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	1 件 (1 件)	
	13	和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件	1 件 (1 件)	
	14	羽咋市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	1 件 (1 件)	
	15	久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件	1 件 (1 件)	
	16	八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件	1 件 (1 件)	
義 務 履 行 勸 告 申 出 事 件	1	深川市における低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勸告申出事件	1 件	1 件
合 計			18 件 (6 件)	6 件

(注) () 内は、平成 18 年度中に受け付けた事件数を示す。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2-2-3 専門委員が任命された近年の係属事件

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

	事 件 名	専 門 委員数	専 門 分 野 等
調 停 事 件	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	1 名	神経内科
	豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件	4 名	有害廃棄物対策
			産業廃棄物（埋立）
			有害廃棄物、地下水等
			調停条項の履行 ※事件終結後のフォローアップのため
	清瀬・新座低周波騒音被害等調停申請事件	2 名	騒音・低周波音の研究 騒音・低周波音の防止対策等
	東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件	1 名	建築音響，応用音響，騒音
裁 定 事 件	杉並区における不燃ゴミ中継施設健康被害原因裁定申請事件	3 名	医学，公衆衛生学
			大気反応化学
			環境衛生学
	尾鷲市における養殖真珠被害責任裁定申請事件	1 名	水族病理学（二枚貝の病理等）
	佐伯市における養殖真珠被害責任裁定申請事件	1 名	水族病理学（二枚貝の病理等）
	深川市における低周波音被害責任裁定申請事件	1 名	騒音・低周波音の研究
	越谷市における印刷工場からの悪臭による健康被害責任裁定申請事件	1 名	公衆衛生学（産業保健等）
	高崎市における低周波音被害原因裁定申請事件	2 名	騒音・低周波音の研究
			騒音・低周波音の防止対策等
	有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件	4 名	水産資源学
			海洋生物学（富栄養化，赤潮）
			海域環境学（潮汐・潮流）
			海洋生物学（底生生物）
	荒川区における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	2 名	騒音・低周波音の研究
			騒音・低周波音の防止対策等
	新潟市における道路振動被害原因裁定申請事件	1 名	建築構造，構法・工法の研究開発
	北海道岩内町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	1 名	建築基礎構造，地盤
	名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件	1 名	応用音響工学
	富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定囑託事件	3 名	水産学（魚類の疾病）
			地球化学，環境化学
			水産資源学
	茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	1 名	公衆衛生学
	上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	2 名	騒音・低周波音の研究
			振動・騒音・低周波音の研究
	久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件	2 名	建築構造，構法・工法の研究開発
			振動・騒音・低周波音の研究

(資料) 公害等調整委員会事務局

第2節 平成18年度に係属した調停事件

平成18年度に係属した調停事件は、前年度から繰り越された1件である。この1件が19年度に繰り越された（表2-2-2）。また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰養料額変更申請事件は、前年度から繰り越された2件に新たに受け付けた9件を加えた11件が18年度に係属した。このうち8件が18年度中に終結し、残り3件が19年度に繰り越された（表2-2-6）。

1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

(1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等内容を求める調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表2-2-8を参照）。（注）

申請は、昭和46年11月24日以降平成18年度末までに614件（患者数1,550人）となっている（表2-2-4）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年9月1日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号）。）及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表2-2-5）。

（注）水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰養料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰養料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協

定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

(2) 事件処理の経過

昭和48年度の第1次調停以来、平成18年度末までに51次にわたる調停を実施し、603件（患者数1,460人）について調停が成立した（表2-2-4）。

(3) 慰藉料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Bランク及びCランクの生存者（表2-2-8参照）の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の（1）及び（4）の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができるものとする。」という条項がある（「(4)調停調書の例」参照）。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰藉料額等変更申請を、平成18年度末までに535件受け付け、532件処理した。18年度中に新たに受け付けた申請は9件で、このうち3件が19年度に繰り越された（表2-2-6、表2-2-7）。

(4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Aランク生存者の場合の例は、慰藉料等の金額が異なること、第3項及び第4項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である。また、Cランク生存者の場合の例は、慰藉料等の金額が異なること、第5項（家族の慰藉料支払）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である（表2-2-8）。

[Bランク調停調書の例]

平成○年（調）第○号

調 停 調 書

（申請人の氏名・住所）

大阪市北区中之島3丁目6番32号

被申請人 チッソ株式会社

上記代表者代表取締役 （氏 名）

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、平成○年○月○日○時○分水俣市○○会議室において

調停委員長 （氏 名）

調停委員 （氏 名）

調停委員 （氏 名）

列席し第1回調停期日を開いた。

申 請 人 （氏 名）

被申請人代理人 （氏 名）各出頭

上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。

申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起

因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったので、これに関する紛争の一切を早期円満に解決するため、妥当な賠償金の支払を含む適切な調停を求めるというにある。

当委員会は、双方の主張、意見等を検討し、事実の調査をした上、申請人に対し、その精神的苦痛のほか、今後の治療費、過去及び将来の逸失利益、症状とその経過、年齢、職業、収入、その他諸般の事情を斟酌して、慰藉料の支払その他の給付をさせる調停案を作成し、調停を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。

当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名押印した。

申 請 人 (氏 名) 印

被申請人代理人 (氏 名) 印

平成○年○月○日

公害等調整委員会調停委員会

調停委員長 (氏 名) 印

調 停 委 員 (氏 名) 印

調 停 委 員 (氏 名) 印

公害等調整委員会事務局

審 査 官 (氏 名) 印

調 停 条 項

1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員の支払をすること。

(1) 申請人本人に対する慰藉料金1,700万円及びこれに対する昭和○年○月○日以降平成○年○月○日まで、内金1,600万円に対する同月○日以降同年○月○日まで、内金1,100万円に対する同月○日以降同年○月○日まで、内金600万円に対する同月○日以降同年○月○日まで、内金100万円に対する同月○日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金

その支払方法は、元金内金100万円については平成○年○月○日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年○月○日及び同年○月○日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年○月○日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当することとし、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当することとし、前記元金及び遅延損害金の残額については、平成○年○月○日限り被申請人会社水俣本部において支払うこと。

(2) 治療費

認定申請日以降公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額

(3) 介護費

認定申請日以降補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額

(4) 特別調整手当

1月につき金9万円（平成18年現在）

その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払うこと。
ただし、平成〇年〇月分までについては、既に支払済み仮払金をもって充当するものとする。

(5) 葬祭料

患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金54万4,000円（平成18年現在）

その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに被申請人会社水俣本部において支払うこと。

- 2 前項の（4）及び（5）の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、平成〇年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。

上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

- 3 将来申請人の症状に第1項の（1）及び（4）の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができるものとする。
- 4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を申請時から支払うものとする。
- 5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母について申請人の水俣病罹患による同人らの慰藉料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとする。
- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母について、申請人の水俣病罹患による同人らの慰藉料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとする。
- 7 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰藉料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰藉料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとする。
- 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の設備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努めること。
- 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣湾浄化対策を含めた現状回復措置につき関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の早期実現に努め、これについての責任を負担するとともに、関係地方公共団体との間に締

結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行すること。

10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努めること。

11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とすること。

表 2 - 2 - 4 水 俣 病 損 害 賠 償 調 停 申 請 事 件 の 処 理 状 況

区 分 年 度	受 付		終 結		未 済	
	件 数	患 者 数	件 数	患 者 数	件 数	患 者 数
昭 和 46	4 件	31 人	0 件	0 人	4 件	31 人
47	11	147	0	0 (3)	15	175
48	25	193	10 (1)	106 (1)	29	261
49	8	28	21	172	16	117
50	42	259	24	253 (1)	34	122
51	54	117	40	131 (1)	48	107
52	62	206	32 (1)	86 (1)	77	226
53	41	112	71 (8)	161 (81)	39	96
54	48	72	34	86 (1)	53	81
55	34	43	49	71	38	53
56	43	49	33	48	48	54
57	48	62	40	45	56	71
58	42	54	45 (1)	55 (1)	52	69
59	31	41	40	53	43	57
60	31	39	38	49	36	47
61	31	38	44	57	23	28
62	21	21	28	33	16	16
63	14	14	18	18	12	12
平 成 元	5	5	12	12	5	5
2	13	13	9	9	9	9
3	2	2	10	10	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	0	0	1	1	0	0
7	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0
12	2	2	1	1	1	1
13	0	0	1	1	0	0
14	0	0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0
計	614	1, 550	603 (11)	1, 460 (90)		

(注) () 内は取下げ等の外数である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2 - 2 - 5 年度別水俣病認定患者数

区 分 年 度	認 定 機 関 別 認 定 患 者 数			
	合 計	環 境 省	熊 本 県	鹿 児 島 県
昭和31～45	121 人	人	116 人	5 人
46	60		58	2
47	216		204	12
48	358		292	66
49	44		29	15
50	161		146	15
51	148		109	39
52	240		196	44
53	175		125	50
54	143	1	115	27
55	71	5	43	23
56	77	3	54	20
57	95	10	66	19
58	68	1	45	22
59	67	5	36	26
60	54	0	29	25
61	60	1	43	16
62	40	3	15	22
63	19	1	6	12
平成 元	13	1	1	11
2	18	0	7	11
3	4	1	0	3
4	3	0	1	2
5	1	0	1	0
6	1	0	1	0
7	3	0	3	0
8	2	0	1	1
9	0	0	0	0
10	0	0	0	0
11	2	0	1	1
12	1	0	0	1
13	0	0	0	0
14	0	0	0	0
15	0	0	0	0
16	0	0	0	0
17	0	0	0	0
18	1	0	1	0
計	2,266	32	1,744	490

(注) 1 昭和31～45年度の期間は、昭和31年12月1日～46年3月31日である。

2 昭和31～45年度の期間の認定患者数は、(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者45人(熊本県44人、鹿児島県1人)を含む。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2 - 2 - 6 水 俣 病 損 害 賠 償 調 停 申 請 事 件 に 係 る
慰 藉 料 額 等 変 更 申 請 の 処 理 件 数

区 分 年 度	受 付	終 結	未 済
昭 和 4 9	1 3 件	0 件	1 3 件
5 0	1 3	0	2 6
5 1	8	1 2	2 2
5 2	4 2	1 2	5 2
5 3	4 6	1 0	8 8
5 4	1 5	3 3	7 0
5 5	2 2	4 9	4 3
5 6	2 9	3 3	3 9
5 7	3 9	3 0	4 8
5 8	2 9	3 9	3 8
5 9	2 5	3 1	3 2
6 0	2 3	3 1	2 4
6 1	3 3	2 8	2 9
6 2	2 2	3 4	1 7
6 3	1 8	2 2	1 3
平 成 元	1 4	1 5	1 2
2	1 4	1 9	7
3	1 8	1 3	1 2
4	1 5	1 8	9
5	2 1	1 7	1 3
6	9	1 3	9
7	1 1	1 1	9
8	7	1 0	6
9	1 0	1 0	6
1 0	5	8	3
1 1	7	5	5
1 2	7	5	7
1 3	2	7	2
1 4	0	2	0
1 5	1	1	0
1 6	4	0	4
1 7	4	6	2
1 8	9	8	3
計	5 3 5	5 3 2	

(資 料) 公 害 等 調 整 委 員 会 事 務 局

表 2 - 2 - 7 平 成 18年 度 に 係 属 し た 水 俣 病 損 害 賠 償 調 停 申 請
事 件 に 係 る 慰 藉 料 額 等 変 更 申 請 一 覧

事 件 番 号	申 請 受 付 年 月 日	処 理 年 月 日
47年 (調) 第 12号	平 成 17. 9. 22	平 成 18. 5. 30
48年 (調) 第 27号	17. 12. 19	〃
61年 (調) 第 2号	18. 4. 3	18. 12. 19
57年 (調) 第 3号	18. 4. 12	〃
49年 (調) 第 12号	18. 4. 12	〃
51年 (調) 第 4号	18. 6. 19	18. 8. 31
53年 (調) 第 10号	18. 7. 14	18. 12. 19
62年 (調) 第 10号	18. 9. 11	19. 1. 9
49年 (調) 第 15号	18. 9. 13	
57年 (調) 第 3号	19. 1. 15	
62年 (調) 第 19号	19. 3. 26	計 8 件
計 1 1 件 (うち平成18年度受付9件)		

(資 料) 公 害 等 調 整 委 員 会 事 務 局

表 2 - 2 - 8 水俣病補償一覧

項 目	区 分	A ラ ン ク	B ラ ン ク	C ラ ン ク	備 考
1 慰 藉 料		1, 8 0 0 万円	1, 7 0 0 万円	1, 6 0 0 万円	水俣病認定申請日から年 5 分の遅延損害金
2 治 療 費		昭和48年 7 月 9 日以降同49年 8 月31日までの（旧）特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年 9 月 1 日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年 7 月 9 日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給
3 介 護 手 当		昭和48年 7 月 9 日以降同49年 8 月31日までの（旧）特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月 1 万円を加算した額及び同年 9 月 1 日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同 上
4 特別調整 手 当					(1) 2 年ごとに物価スライド（ただし、物価変動が著しい場合は 1 年目にも改定） (2) 昭和48年 4 月 27 日以降の水俣病認定者は認定日から支給
昭和48. 4. 27～					
49. 5. 31	6 万	円／月	3 万	円／月	
49. 6. 1～					
50. 5. 31	7 万	円／月	3 万 5, 0 0 0 円／月	2 万 4, 0 0 0 円／月	
50. 6. 1～					
51. 5. 31	8 万 5, 0 0 0 円／月		4 万 3, 0 0 0 円／月	3 万	
51. 6. 1～				円／月	
52. 5. 31	9 万 4, 0 0 0 円／月		4 万 8, 0 0 0 円／月	3 万 4, 0 0 0 円／月	
52. 6. 1～					
53. 5. 31	1 0 万 2, 0 0 0 円／月		5 万 2, 0 0 0 円／月	3 万 7, 0 0 0 円／月	
53. 6. 1～					
54. 5. 31	1 1 万	円／月	5 万 6, 0 0 0 円／月	4 万	
54. 6. 1～				円／月	
56. 5. 31	1 1 万 4, 0 0 0 円／月		5 万 8, 0 0 0 円／月	4 万 2, 0 0 0 円／月	
56. 6. 1～					
58. 5. 31	1 2 万 9, 0 0 0 円／月		6 万 6, 0 0 0 円／月	4 万 8, 0 0 0 円／月	
58. 6. 1～					
60. 5. 31	1 3 万 5, 0 0 0 円／月		6 万 9, 0 0 0 円／月	5 万 1, 0 0 0 円／月	
60. 6. 1～					
62. 5. 31	1 4 万 2, 0 0 0 円／月		7 万 3, 0 0 0 円／月	5 万 4, 0 0 0 円／月	
62. 6. 1～					
平成元. 5. 31	1 4 万 5, 0 0 0 円／月		7 万 5, 0 0 0 円／月	5 万 5, 0 0 0 円／月	
元. 6. 1～					
3. 5. 31	1 4 万 6, 0 0 0 円／月		7 万 6, 0 0 0 円／月	5 万 6, 0 0 0 円／月	
3. 6. 1～					
5. 5. 31	1 5 万 7, 0 0 0 円／月		8 万 2, 0 0 0 円／月	6 万	
5. 6. 1～				円／月	
7. 5. 31	1 6 万 5, 0 0 0 円／月		8 万 6, 0 0 0 円／月	6 万 3, 0 0 0 円／月	
7. 6. 1～					
9. 5. 31	1 6 万 8, 0 0 0 円／月		8 万 8, 0 0 0 円／月	6 万 5, 0 0 0 円／月	
9. 6. 1～					
11. 5. 31	1 6 万 9, 0 0 0 円／月		8 万 9, 0 0 0 円／月	6 万 6, 0 0 0 円／月	
11. 6. 1～					
13. 5. 31	1 7 万 3, 0 0 0 円／月		9 万 1, 0 0 0 円／月	6 万 8, 0 0 0 円／月	
13. 6. 1～					
15. 5. 31	1 7 万 2, 0 0 0 円／月		9 万 1, 0 0 0 円／月	6 万 8, 0 0 0 円／月	
15. 6. 1～					
17. 5. 31	1 7 万	円／月	9 万	円／月	
17. 6. 1～				6 万 7, 0 0 0 円／月	
19. 5. 31	1 7 万	円／月	9 万	円／月	
				6 万 7, 0 0 0 円／月	

（注）上記表中、「（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号）」は「（旧）特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）」は「補償法」とそれぞれ略称した。

（資料）公害等調整委員会事務局

項 目	区 分	A ラ ン ク	B ラ ン ク	C ラ ン ク	備 考
5 葬 祭 料	期				

(資料) 公害等調整委員会事務局

2 伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件

(平成 17 年 (調) 第 1 号事件)

(1) 事件の概要

平成17年 8 月 29 日，三重県，大阪府及び京都府の住民ら110名から，三重県伊賀市にある安定型最終処分場の設置・操業者，産業廃棄物搬入業者及び土地所有者並びに三重県を相手方（被申請人）として，調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは，本件処分場に違法に埋め立てられた産業廃棄物に起因する有害物質を含んだ排水が地下水やその周辺の河川へ流入し，その水系に水源地をもつ市民の生活環境にも影響するおそれがあることから，同処分場の適正な管理を求めるとして，被申請人らに対し，共同して，許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物を同処分場から撤去するとともに，許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立状況，P C B（ポリ塩化ビフェニル），硫化水素及び有害化学物質による汚染について調査することを求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は，本申請受付後，直ちに調停委員会を設け，7 回の調停期日を開催するなど，手続を進めている。

第3節 平成18年度に係属した裁定事件

平成18年度中に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、6件であり、これらに前年度から繰り越された10件を加えた計16件が18年度に係属した。このうち5件が18年度に終結し、残り11件が19年度に繰り越された（表2-2-2）。

1 名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件

（平成16年（セ）第1号事件）

（1）事件の概要

平成16年3月18日、愛知県名古屋市の住民2人から、国（代表者国土交通大臣）及び名古屋高速道路公社を相手方（被申請人）として、責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人らが管理する国道及び国道上に高架構造となっている自動車専用道路から著しい自動車騒音被害を受けている。加えて、被申請人公社の管理する道路のジョイント部分を車両が通行するたびに騒音が増加し、申請人らの生活を脅かしている。これらを理由として、被申請人らに対し、損害賠償として、申請人1人当たり金500万円及びこれに対する平成15年5月11日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員の支払を求めるというものである。

（2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、7回の審問期日を開催し、申請人に対する証拠調べを行うとともに、平成16年8月12日、道路騒音に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1名を選任したほか、現地騒音測定調査を実施して測定結果を報告書に取りまとめるなどの手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断した。平成18年7月18日、第7回審問期日において、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（平成18年（調）第1号事件）、裁定委員会が自ら処理することとして、調停期日を開催するなど、引き続き手続を進めている。

2 富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件

（平成16年（ゲ）第3号事件）

（1）事件の概要

公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、平成16年8月4日、富山地方裁判所から原因裁定を求める嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。黒部川河口以東の海域で刺し網漁業及びワカメ栽培業を営む漁民13名及び栽培組合（原告ら）の漁獲量が、平成4年以降継続的に減少しているのは、電力会社（被告）が、平成3年12月から継続して出し平ダムのダム底に堆積した土砂を黒部川に排砂したことにより、これが、黒部川のみならず、黒部川河口の海域に拡散、堆積し、魚類や海草類の生育環境を破壊したことによるものであるかについて、原因裁定を求めるというものである。

（2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、14回の審問期日を開催

し、証拠調べを行うとともに、平成17年2月1日、4月15日及び18年2月17日、ダム排砂と漁業被害に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員3名を選任したほか、現地調査、現地測定を実施して測定結果を報告書に取りまとめ、専門委員報告書を作成するなどして審理を進めた結果、平成19年3月28日、下記のと通りの裁定を行い、本事件は終結した。

裁定ではその内容と理由を詳述しているが、同日、公害等調整委員会委員長は、今後の嘱託制度の活用に向けて、談話を発出した。

談 話

本件は、公害紛争処理法に基づき、公害訴訟係属中の裁判所から、自然科学上の複雑困難な問題点を含む因果関係の存否という訴訟の主要な争点に関して、この点の認定判断につき専門性・機動性を有する当委員会に対して、原因裁定の嘱託がされた、当委員会の三十数年の歴史の中で最初の事件であります。

この嘱託を受けて、当委員会としては、計画的集中審理に加え、当事者主義を採る民事訴訟では行えない職権調査として、委員・専門委員による現地調査のほか、ダイバーによる底質の調査及び長年この海域で潜水調査を行って来た研究者への各種調査と分析の委嘱を行った上、各学界の権威である専門委員らの高レベルの科学的な因果関係の究明に基づく調査報告も受け、充実した審理を遂げて、比較的短期間で、今回の裁定を下すことができ、受訴裁判所の当委員会に対する信頼に応え得たものと考えております。

今後、本件に関する審理の経過、裁定等についての評価を通じて、原因裁定嘱託制度への理解が深まり、また、規制緩和に伴い増加して行くと思われる司法の負担の軽減と司法制度改革審議会の提言にあるADRの活用の観点から、複雑困難な自然科学上の争点を含む公害事件の迅速・適正な処理を図るため、この嘱託制度の活用が検討されることを期待するものであります。

平成19年3月28日

公害等調整委員会委員長 加藤和夫

公調委平成16年（ゲ）第3号 富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件

裁 定 (当事者の表示省略)

主 文

- 1 原告飯野栽培組合の行ってきたワカメ養殖の収穫が平成4年以降不振となったのは、被告が平成3年12月から実施している出し平ダムの排砂がワカメの生育環境を悪化させたことによるものと認められる。
- 2 原告飯野栽培組合を除くその余の原告らの行ってきた刺し網漁業の漁獲量の変動が上記の出し平ダムの排砂の影響によるものとは認められない。

事実及び理由

第1 嘱託の趣旨

以下省略

原告らが黒部川河口以東の海域において営んできた刺し網漁業及びワカメ養殖業による漁獲量が平成４年以降継続的に減少しているのは、被告が、平成３年１２月から継続して出し平ダムのダム底に堆積した土砂を黒部川に排砂したことが、当該排砂を黒部川のみならず、上記海域に拡散、堆積させ、魚類や海草類の生育環境を破壊したことによるものであるかどうか。

第２ 事案の概要

原告飯野栽培組合（以下「原告組合」という。）を除く原告らは、いずれも黒部川河口以東の沿岸海域（別紙１記載の斜線部分の海域。以下「本件海域」という。）で従前より刺し網漁業を営んでいる者であり、原告組合は本件海域でワカメ養殖業を営んでいた者であるが、原告らの漁獲量（重量）ひいては漁獲高（金額）が減少したのは被告が黒部川に設置した出し平ダムの排砂の実施により本件海域の魚類及びワカメの生育環境が悪化して魚類の減少及びワカメの不作を来したためであると主張して、被告に対し不法行為（民法７１７条、７０９条）に基づく損害賠償及び原告らの漁業行使権に基づく排砂の差止め等を求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）を富山地方裁判所に提起した。本件は、本件訴訟の受訴裁判所から当委員会に対し、本件訴訟に係る排砂と漁獲量の減少との間の因果関係の存否について、公害紛争処理法４２条の３２第１項に基づく原因裁定の囑託がなされたものである。本件訴訟には、他にも争点が存在するが、本件は、上記囑託の趣旨に従い、上記因果関係の存否に関する争点についてのみ判断するものである。

１ 前提事実（当事者間に争いがない事実）

（１）黒部川の流域及びダム

黒部川の流域は、その主要な部分を占める山岳地帯では、年間降水量が４０００mmを超える我が国有数の多雨多雪地帯である。また、その山々は、第三紀以降に断層活動を伴い急激に隆起して形成されたもので、急峻である上、基盤がもろく保水能力の低い花崗岩類等でできているため非常に崩れやすく、上流部の崩壊面積比率は約５％で（通常は、１％～２％）、年間約１００万m³の土砂が流出しており、倒木や落ち葉などの流出も多量である。黒部川は、平均勾配が４０分の１という我が国有数の急流河川であり、また、流域の人口が少ないため、出洪水時を除いては清流であり、鮎の遡上もある。

被告は、昭和６０年、黒部川の河口から約２６km上流の標高約２７０mの場所に出し平ダムを完成させ、その供用を開始した。このダムは、ダム湖への土砂の堆積によるダム機能の低下を防ぐとともに、下流ないし海域への土砂の供給を自然なものに近付けて環境への負荷を低減することを目的として、ダム湖底に堆積した土砂を排出する排砂ゲートを堤体に持つ排砂式ダムである。排砂式ダムの排砂の方法は、ダム湖の湖水を全部排出した上、湖底の表面を流れるようになった水の流勢を利用して湖底に堆積した土砂を排砂ゲートから排出するというものである。

なお、出し平ダムの下流約７kmの標高約２００mの場所に、国（国土交通省）は、平成１３年、宇奈月ダムを完成させ、その供用を開始したが、このダムも、出し平ダム同様の排砂式ダムである。

また、黒部川には、出し平ダムよりさらに約３２km上流の標高約１３００mの

場所に黒部ダムが存在し、黒部ダムと出し平ダムとの間には、小屋平ダムと仙人谷ダムの二つのダムがある。これらの3つのダムも被告が設置・管理するものであるが、戦前に完成した小屋平ダムと仙人谷ダムは、ダム湖への土砂の堆積が著しい。

(2) 排砂とこれに関連する事実の経過

被告は、平成3年12月、出し平ダムについて、供用開始以来6年後にして初めての排砂を行ったところ、黒いへドロ状となったダム湖底の堆積物が黒部川を流下し、黒部川の水とその河口付近の海水を濁らせた。この濁りのため、漁業者等から排砂を中止するよう求められて、被告は当初予定していた量の約半分である46万 m^3 で排砂を中止した。その後、被告は、関係漁業協同組合を代理する富山県漁業協同組合連合会との間で交渉を開始し、平成4年10月、同連合会と漁業補償契約を締結した。なお、平成6年8月、平成8年9月にも同様に、同連合会と漁業補償契約を締結している。

平成4年9月、周辺自治体の長、学者、漁業関係者などの委員からなる「黒部川出し平ダム排砂影響検討委員会」が設置され、同検討委員会の判断により、平成6年2月、試験排砂8万 m^3 が実施された。

平成7年6月、上記検討委員会の提言により、「出し平ダム排砂影響調査委員会」が設置され、同年7月、試験排砂1.6万 m^3 が実施されたが、その直後の同月11日から黒部川流域で集中豪雨があり、同月26日から29日にかけての出し平ダム湖の堆積測定の結果、343万 m^3 もの大量の土砂が出し平ダム湖に流れ込んだことが判明したため、富山県、建設省、林野庁、流域市町及び被告からなる「黒部川災害復旧対策関係機関連絡調整会議」が設置され、この会議において二次災害防止の目的で、緊急排砂を実施することが合意され、同年10月に172万 m^3 、平成8年6月に80万 m^3 、平成9年7月に46万 m^3 の計3回の緊急排砂が実施された。

以上の試験排砂及び緊急排砂の際には、被告は河川・海域での環境影響調査を実施しており、その結果を踏まえ、上記連絡調整会議は、「自然の出水状態に近づけて土砂を排出するための出洪水時の排砂方法がほぼ確立された」として平成9年11月に解散し、上記排砂影響調査委員会も平成10年2月に解散し、同年3月、その後に行う排砂の影響を評価・検討するための「黒部川ダム排砂評価委員会」が発足した。

その後、同年6月に34万 m^3 の、平成11年9月に70万 m^3 の各排砂が実施された。

被告は、平成4年以降、本件海域で、底質調査を行い、平成12年5月から6月にかけては、本件海域の53地点で底質調査を実施した。

平成13年、前記のとおり、国（国土交通省）は、出し平ダム下流に宇奈月ダムを完成させ、供用を開始した。

同年6月、連携排砂59万 m^3 が実施された。連携排砂とは、出し平ダムからの排砂がそのまま宇奈月ダムを通過して下流ないし海へ流下するように、出し平ダムと宇奈月ダムとが連携して排砂を行うことであり、以後の排砂は、常に連携排砂として行われることとなった。

同月、原告ら漁民は、出し平ダム及び宇奈月ダムの排砂により被害を受けてい

ると主張して、排砂方法の改善検討や被害の補償などを求めて、被告及び国を被申請人（相手方）として、富山県公害審査会に調停を申請した。

同年１１月、被告は、平成１２年に調査した５３地点のうち２６地点に原告らの一部を含む漁業関係者の希望する８地点を加えた３４地点で底質調査を実施した。その後、被告は、現在に至るまで、本件海域の２０地点で、底質調査を継続している。

平成１４年７月、連携排砂６万 m^3 が実施された。

同年１１月、富山県公害審査会における調停は不成立により打ち切れ、原告らは、同年１２月、本件訴訟を提起した。

その後、平成１５年６月に９万 m^3 、平成１６年７月に２８万 m^3 、平成１７年６月から７月にかけて５１万 m^3 、平成１８年７月に２４万 m^3 の各連携排砂が実施されている。

なお、以上に示した平成１５年度以前の排砂量については、前年１２月に測量した時点でのダム湖底の堆積量と当該年度の排砂直後の時点での堆積量の差により算出しており、前年１２月から当年排砂時までの間に堆積した土砂量（その量はいずれも不明である。）は算入されていない。参考までに、平成１５年以前の算出方式による平成１６年７月の排砂量は１１万 m^3 （つまり、前年１２月から当該排砂までの堆積量は１７万 m^3 ）、平成１７年６月から７月にかけての排砂量は４５万 m^3 （同じく６万 m^3 ）である。

（３）原告ら

原告組合を除く原告らは、本件海域で主に底刺し網による漁業を営む者であり、各自の漁業を営む海域及び行使する漁法は、別紙２に記載のとおりである。原告組合は、昭和６２年に結成され、同年ころからワカメの養殖を開始したが、平成１０年ころには養殖を廃止した。

（４）本件海域の環境

本件海域は、原告らが所属する漁業協同組合が漁業権を有し、原告らがそこで漁業を営む海域であり、その範囲は、別紙１のとおり、黒部川河口付近から朝日町宮崎地区沿岸部までの東西の長さが約１８km、幅（海岸から沖合まで）が３km強～４km弱である。黒部川河口付近では、西から東への海流があることが多いため、排砂や出洪水による土砂（有機物を含む。）は、黒部川河口以東の本件海域の方向に拡散することが多い。

なお、本件海域からその西側の富山湾内にかけては、海岸から沖合方向へ比較的急角度で深度を増す海域であるが、特に黒部川河口西側に位置する黒部市、魚津市及び滑川市などの沿岸部では、その傾向が顕著である。本件海域の大部分は水深約３００mまでの海域であり、一部には水深が４００mを超える部分もあるが、原告組合を除く原告らが行う底刺し網漁は、海底に刺し網を仕掛ける漁法であるため、水深１００m前後より浅い海域で行われている。原告組合によるワカメ養殖は、黒部川河口から約２．５km東方の入善町飯野地区の沖合約３００mないし約５００m、水深約１０mないし約２０mの海域（以下「本件養殖場」という。）で行われていた。

本件海域では、秋から冬、特に冬期には、北寄りの季節風を受けて波浪が高く、春から夏にかけては比較的穏やかである。

本件海域には幾つかの海底溪谷が存在し、特に黒部川河口に近い側に多い。

2 原告らの主張

(1) 損害

原告ら各自の損害は、漁獲高の減少（消極損害）及び漁獲高の減少を防止するために生じた増加費用（積極損害）であり、その明細は別紙2のとおりである。なお、各自の漁獲数の変化は、別紙3のとおりである。

被告は、漁獲高の減少を直ちに損害として主張することは許されないと主張するが、原告らは、本件のような紛争が生じることを予想していなかったため、過去の出漁日数、販売魚種、販売方法、魚の相場などの資料を保管して来なかったし、原告らは各自の持っている条件の中で最大の漁獲高を挙げられるように、その都度最適と考えられる漁場や漁法を選択して操業上の努力を重ねて来たのだから、漁獲高の減少を損害として主張することはやむを得ないし、合理性もある。

なお、各原告によって損害発生年次が異なるのは、各原告の漁場によって、海流や海底地形が異なることや、魚種によって影響の出る早さや時期が異なるためと考えられ、これが不合理であるとか矛盾があるとする被告の主張は争う。

(2) 排砂が本件海域で魚類及びワカメに悪影響を及ぼす機序

ア ダム湖底への粘土類・有機物の沈殿

出し平ダム湖には、上流からカオリナイトやスメクタイトなどの粘土類、倒木や落ち葉などの有機物が大量に流入して沈殿・堆積する。

また、ダム湖底に沈殿・堆積したカオリナイトの一部は、その機序の詳細は不明であるが、湖底の環境下（微生物の存在や水圧など）で短期間（数年単位）でスメクタイトに変化するため、湖底のスメクタイトの総量は増加する。このことは、出し平ダムでは、ダム堤体に近づくに従ってダム湖底の底質のカオリナイトの含有量が減少し、スメクタイトの含有量が増大すること（神通川の第1、第2及び第3ダムでも同様の状況が認められ、第3ダム湖底のスメクタイトの量が多いこと。）などから裏付けられる。

なお、ダム堤体に近づくに従いスメクタイトの含有量が増大するのは、被告が主張するような、その粒径による沈降速度の違いによるものではない。粒径が小さいのはカオリナイトを含む粘土類全般に言えることで、この点に関する被告の主張は失当である。

ダム湖に流入する倒木・落ち葉などの有機物は、ダム湖底及びその上流域で、嫌氣的・好氣的に分解されてダムのない自然状態よりも低分子化され、後に海底の嫌氣的環境下で硫化水素等を生成しやすい状態（半分解状態）で堆積する。また、何でも抱え込む性質を持つスメクタイトは、このような有機物の一部を抱え込む。

以上により、ダム湖底には、スメクタイト（一部はダム湖底でカオリナイトから変化したもの）やカオリナイトなどの粘土類、半分解状態の有機物及びスメクタイトに抱え込まれた半分解状態の有機物が堆積する。

イ 排砂による粘土類・有機物の流下

出し平ダムの排砂（平成13年以降は、出し平ダムと宇奈月ダムとの連携排砂）によって、上記の粘土類及び有機物（スメクタイトに抱え込まれたものも含む。）は、一斉かつ大量に黒部川を流下し、河口から富山湾に流出し、潮流に乗って本件海域に浮遊し、やがて沈殿・堆積する。特に、刺し網対象魚の好漁場である海底渓谷の谷筋や海底のくぼみ部分に多く堆積する。

本件海域における粘土類等懸濁物質の浮遊量は、排砂による一斉大量排出の効果として、ダムのない自然状態の場合より短時間に大量となるために濃度が高くなる。

また、粘土類は、排砂による一斉大量排出により、自然状態の場合よりも一度に大量に本件海域の海底に沈殿し、堆積した後は少量ずつの堆積の場合よりも海流などで拡散・流失しにくいことから、自然状態の場合よりも堆積量が増大する。

また、有機物は、排砂によって一時に大量に海域に達すること、その一部はスメクタイトに抱え込まれていたり、そうでないとしても海水に出会うと凝結・固化する性質を持つスメクタイトとともに沈殿すること、前記のとおりスメクタイトを含む粘土類の堆積量は、ダムのない自然状態による場合よりも増大することから、本件海域の海底に自然状態の場合よりも大量に堆積し、堆積した後は流失しにくくなる。

ウ 本件海域に与える影響

（ア）海底の固化ないし泥質化

本件海域のうち原告らが操業していた区域はもともと砂質であったが、上記のとおり排砂による粘土類の沈殿・堆積が多いために泥質化した。国土地理院作成の沿岸海域地形図などから初回排砂前に底質が砂質であったと認められる場所の中には、現在の調査で、シルト質ないし泥質に変化したり、ヘドロが溜まっていると認められる場所がある。シルト質ないし泥質中の特にスメクタイトは、前記のとおり海水に触れると凝集・沈殿しやすい性質があり、本件海域に凝集・沈殿したスメクタイトは、海底を固化する。海底の固化は、ゴカイなど底生生物を生息できなくさせ、これを食餌とする魚類の生息を困難にする。また、ヒラメは、捕食及び被食回避のために潜砂行動をとる習性があるが、海底の固化ないし泥質化により潜砂行動が困難となり、ヒラメはストレスを感じることであり、ヒラメについては、この点でも生息環境が悪化する。

なお、被告が主張するとおり、黒部川河口西側海域（以下「河口西側海域」という）の方が泥質の海底が多いけれども、本件海域の泥は、スメクタイトと有機物を多く含む点で、河口西側海域の泥より有害性が高いと考えられる。また、河口西側海域でも、ヒラメが生息するのは海岸に近い平らで砂質の場所であり、河口西側海域を一括りに論じることは妥当でない。泥質化の進行が水産資源の減少につながることは、河口西側海域でも同様である。

（イ）粘土類の浮遊、舞い上がり

海水中で比較的凝集・沈殿しにくい主にスメクタイト以外の粘土類は、長

時間浮遊状態が継続し、また、スメクタイトも、海底に堆積して固化するまでには浮遊し、又は海流や波浪などで舞い上がり、魚類のえらに付着し、えらの表面の上皮の損傷、微細土砂によるえらのつまりなどを生じさせる。特に、粒径が $75\mu\text{m}$ より小さい粒子は、魚類のえらの膜を通過してえらの組織間の空間に入り込み、これにより粘液の分泌を誘発し、周囲の水から魚の血液への酸素輸送速度を低下させ、ひいてはえらを萎縮・変形させる。このように魚類に有害な粘土類の浮遊は、前記のとおり、排砂の場合には、ダムのない自然状態の場合よりも濃度の高いものとなるから、本件海域では魚類の生息環境が悪化し、魚類をして本件海域から回避・散逸させる。なお、被告は、排砂時の濁りが海面付近に限定的であるかのような富山県水産試験場の報告を引用するが、この報告がどの場所についてのものか明らかにされていないため、それが濁りの中心部についてのものか周辺部についてのものか不明である。また、濁りは河口から遠ざかるに従って海面から沈んで行くため、黒部川河口に近いところでこの報告のような現象が起きていたとしても、他の場所では濁りは海面付近にとどまらなないと考えられる。

ところで、排砂の際に流下するダム湖の水は、溶存酸素濃度が低く、本件海域に低酸素水として流入し、これも魚類の回避・散逸に影響すると考えられるが、その影響の程度は、上記の粘土類の浮遊より軽微と考えられる。

次に、堆積した後に海流や波浪などで舞い上がった粘土類は、ワカメなど海藻類に付着して光合成や海水との物質交換を阻害したり、岩石などの表面に付着して海藻の胞子の着生を阻害すること等によってその発育を阻害する。また、海藻類の減少は、漁獲対象魚の食餌となるプランクトンや小魚を寄りつかなくさせ、漁獲対象魚の生育環境も悪化させる。

上記のとおり、排砂により浮遊する粘土類の濃度はダムのない自然状態の場合よりも高くなること、また、排砂により堆積する粘土類の量はダムのない自然状態の場合よりも多くなるために粘土類の舞い上がりは自然状態の場合よりも長期間継続することから、上記のような環境の悪化が生じている。

(ウ) 貧酸素水塊及び硫化水素等の発生

前記のとおり排砂により本件海域に沈殿した大量の有機物は、海底の表層では、これを分解する好気性細菌の活動により酸素を消費し、海底及び海底直上の海水中に貧酸素状態（嫌氣的環境）を生じさせる。

海底の表層より下に堆積した有機物（半分解状態）は、嫌氣的環境の下で、硫酸還元細菌等の嫌気性細菌の活動により、硫化水素その他の有害物質（アミン類、アルデヒド類）を発生させる。これらは、魚類にも、その食餌となる微生物にも有害となる。

また、上記のとおり発生した硫化水素の一部は、上記の嫌氣的環境の下で、海水や土壌中の金属イオンと結合して硫化物となるが、硫化物は、酸素に出会うと酸化されて酸化鉄などに変化するため、海底直上の海水や海底の間隙水から溶存酸素を奪うなどして海底及び海底直上の海水の嫌氣的環境をさらに進行させ、海底直上に貧酸素水塊、貧酸素状態を生成する。貧酸素水塊・貧酸

素状態は、魚類自体の生息環境としても好ましくないが、それ以上に、海底に生息する微生物の生育環境を悪化させ、これを食餌とする小魚、小魚を食餌とするヒラメ等魚類の生育環境を悪化させる。以上により、本件海域の魚類の生育環境・生息環境は、排砂によって、ダムのない自然状態よりも悪化する。

なお、出し平ダム湖の湖底では、硫酸還元菌の活動が必ずしも活発ではないことから、多量の硫化物は生成されないものの、若干の生成はあり、これをスメクタイトが抱え込み、本件海域に流下することにより、硫化物の海底への堆積量を増加させるが、その量は、本件海域で生成されるものと比べればわずかであると考えられる。

ところで、被告は、河口西側海域にむしろ硫化物量が多いと指摘するが、本件海域と比較すべきは、河口西側海域のうちヒラメ等の生息に適した場所であり、河口西側海域を一括りにして論じることは妥当でない。

(エ) まとめ

以上のとおり、海底の固くないし泥質化、粘土類の浮遊及び貧酸素水塊と硫化水素等有害物質の発生により、本件海域（そのうち特に好漁場である海底渓谷の谷筋や海底のくぼみ部分）では、ヒラメ等魚類の生育環境・生息環境が悪化し、漁獲対象魚は他の漁場に回避し、散逸するとともに、ワカメの発育は阻害され、良質なワカメを収穫できなくなっている。しかも、以上のような機序による本件海域の漁業環境の悪化は、古い排砂の影響の上に新しい排砂の影響が加わって、年々累積的なものとなっている。これが原告らの漁獲高の減少を生じさせたほか、原告組合の養殖ワカメの品質低下・収穫量減を来し、ワカメ養殖自体を困難にした。

ところで、被告は、本件海域の水質・底質の測定結果が問題ない数値を示していると主張するが、従来の測定は、限られた地点で、限られた範囲でしか行われておらず、原告らがヘドロが堆積していると指摘している地点の重点的な調査は行われていない。したがって、過去の測定結果が海域の全体の状況を反映するという保証は全くない。

(3) 漁獲量から見た排砂の影響

排砂が行われて以降、本件海域での漁獲量が減少していることは、別紙3に示した原告らの漁獲数の変化からも認められるとおりである。さらに、黒部川河口を境とする東西の地域のヒラメの漁獲量を比較すると、平成6年（1994年）までは近似しており、富山県全体の増減傾向とも類似していたが、平成7年（1995年）以降大量排砂が継続してなされるに及び、漁獲量に顕著な差が生じ、河口西側海域では同年以降ヒラメ漁獲量が年々上昇し、これは富山県全体の傾向とも概ね一致するのに対し、本件海域は平成13年（2001年）に若干上昇したもののほぼ横ばい傾向が続き、平成15年（2003年）からの3年間は年々減少しており、平成10年（1998年）以降は全体として減少傾向にある。これは、本件海域から他の海域へヒラメ等が移動していることを示している。

なお、本件海域での定置網による漁獲が減少していないのは、上記のとおり海底の底質及び海底近くの水質が悪化したため、魚類が、本件海域を移動する際に、

海底及び海底近くを避けて行動する結果、定置網にかかると推測される。原告らの主に行う底刺し網漁法では、排砂による底質及び水質の悪化による影響を直接に受けている。

原告A1及び原告A2が保管している販売仕切書（魚市場での販売量・販売価格を記録した書類）の集計・分析によれば、大量の排砂が行われるとしばらくして（数ヶ月から1年以上して）漁獲量が減少し、排砂が行われないとある程度回復するという関係があること（甲A第13号証）、排砂直後には、短期的な漁獲量の減少が生じることが認められる。また、原告A1については、平成6年以降、漁獲高の顕著な減少がある。

漁業統計から排砂の影響を読み取れないとする被告の主張は争う。漁業統計からも本件海域での水産資源量の減少が他の海域より著しいことを認めることができる。

なお、原告組合のワカメの収穫高が減少し、原告組合がワカメ養殖をやめたのは、上記のとおり、ワカメの品質低下と収穫量減によるもので、被告の主張するような輸入ワカメやブランド間競争によるものではない。

3 被告の認否及び反論

（1）原告らの主張する損害について

原告らは、出し平ダムの排砂によって原告らの漁獲が減少したとして、原告ら個々の一定の時期における漁獲高（基準漁獲高）とその後の漁獲高との差額及び漁獲高の減少を回復するための増加費用を損害として主張する。

しかし、原告らが損害を主張するのであれば、本件海域の水産資源量の変動を、漁獲量と出漁日数等の漁獲努力との相関関係から推定し、それが原告らの漁獲量については漁獲高に及ぼした影響としてこれを把握する必要がある。漁獲高は、出漁日数、漁法、販売方法及び魚の相場など、水産資源量以外の要因によっても左右されるから、漁獲の減少をもって直ちに損害と主張するのは失当である。

なお、原告らは、上記の基準漁獲高について、別紙2のとおり、原告によって、平成元年から同3年までの平均と定めたり（平成4年からの被害発生を主張）、平成元年から同5年までの平均と定めたり（平成6年からの被害発生を主張）、平成2年から同6年までの平均と定めたり（平成7年からの被害発生を主張）しているが、このように被害発生年次が原告毎に異なるのは不合理であるし、黒部川河口から遠い漁場で近い漁場よりも早く排砂による被害が発生するという矛盾も認められる。おそらく、これは、各原告の漁獲高がある程度減少していると思われる年以降に被害が発生したとみなしているにすぎず、この点でも原告らの損害に関する主張は失当である。

また、別紙3記載の漁獲数の変動についての原告らの主張は、ほとんどが単なる各原告の記憶によるものであって、客観的証拠に基づくものとは言えず、根拠に乏しい。

（2）排砂が本件海域で魚類及びワカメに悪影響を及ぼす機序について

ア ダム湖底への粘土類・有機物の沈殿について

出し平ダム湖に、スメクタイトやカオリナイトなどの粘土類、倒木や落ち葉な

どの有機物が上流から流入し、沈殿することは認める。スメクタイトがダム湖底で短期間に生成されるところの点については否認する。ダム湖の上流側から堤体に近付くに従って堆積物中のカオリナイトが減り、スメクタイトが増えるとの原告主張の調査結果は、堤体近くで水の流速が穏やかになることから、粒径がカオリナイトより微細で沈降しにくいスメクタイトが堤体近くで沈降するという粒径選別（乙B第1号証56頁）が生じるためであり、ダム湖でスメクタイトが生成されることを示すものではない。また、甲B第10号証の第4図によれば、神通川のダムの調査結果では、カオリナイトは新猪谷ダムから神通川第2ダムまでは減少しておらず、原告らの主張を裏付けていない。さらに、甲B第3号証の Fig 12 及び甲B第10号証の第4図は、いずれも各粘土鉱物の絶対量を示しているわけではなく、単に採取した粘土鉱物中の各粘土鉱物の割合を示しているにすぎず、実際にスメクタイトの絶対量が増えたかどうかさえ定かではない。ダム湖底に存在するスメクタイトは、上流の自然界に存在したものがダムに流入して堆積したものである。スメクタイトの生成には、常温、常圧下では数百年から数千年単位の年月を要するのであり、これが自然界で短期間（数年単位）で生成するとの科学的知見はない。ダム湖底は低温で微生物の活動は活発ではなく、そのような条件下で微生物の活動によってスメクタイトの生成が促進されるところの事実については何の証拠もない。

なお、仮にダム湖底でスメクタイトが生成されたとすれば、それがどの程度の量であるかが問題であるのに、原告らの主張は量に関する主張がない。

有機物が、ダム湖底及びその上流域で嫌氣的・好氣的に分解されるという一般論は争わない。しかし、この分解によって有機物がダムのない自然状態よりも低分子化され、本件海域に至るとする原告主張は争う。文献によれば、セルロースやリグニンは、森林中で2年を経ても50%以上が未分解のまま残るとする難分解性の物質であり、また、比較的分解されやすいセルロースでも、これを分解する微生物は、好熱性細菌ないし中温嫌気性細菌であるから、底層の水温や泥温が夏場でも20℃程度にしかならない出し平ダム湖底においては、これらの菌が働く環境にはない。

また、それらの有機物が後に海底の嫌氣的環境下で硫化水素等を生成しやすい状態（半分解状態）で堆積するとの原告主張事実も争う。

スメクタイトが有機物を抱え込むとの原告主張事実は、趣旨が不明であるし、ダムのない自然状態よりもダム湖に存在するスメクタイトによって、本件海域に堆積する有機物量が増大する、あるいは、堆積した後は流失しにくくなるとする原告主張事実は争う。

イ 排砂による粘土類・有機物の流下について

排砂によって、出し平ダムの湖底に堆積した土砂とともに粘土類や有機物が一時に流下することは認める。

しかし、出し平ダムからの排砂は、現在では、自然の出洪水時に時期を合わせて実施しており、これによる環境影響は、一過的な懸濁物質の浮遊による漁業への影響は避けがたいとしても、それはダムがない場合の自然な出洪水と大きく異

なるものではない。また、排砂による土砂や有機物のすべてが本件海域に沈殿・堆積するものではなく、粘土類のような微粒子や比重の軽い有機物は、海水より比重の軽い河川水とともに海面付近を流れる沿岸流によって運ばれ、その多くは沖合まで流れていくと考えるのが自然であるし（乙A第39号証76頁）、本件海域に沈殿・堆積する量は、河口正面の防砂堤のような特殊な場所以外では、わずかである（乙A第39号証58頁）。したがって、粘土類の堆積が大量であるとか、そのことを前提として有機物の堆積が大量であるとする原告らの主張は否認する。

ウ 本件海域に与える影響について

（ア）海底の固化ないし泥質化について

本件海域の海底のうち砂質であった場所が排砂により泥質化したとする原告の主張は否認する。

本件海域には、初回排砂以前から泥質の場所が相当程度存在した（乙B第7号証1004頁の第12図）。前記のとおり、排砂により海底に堆積する微細泥の量はわずかであり、かつ毎年一時的な堆積と流失を繰り返し年々堆積し続けるものでもないことから、現在泥質の場所は、排砂以前から泥質であったと考えるのが合理的である。

淡水中の場合と比較して、一般的に負に帯電しているスメクタイト等の粘土鉱物がナトリウムイオン（ Na^+ ）が多くあるような海水中で凝集・沈殿しやすくなることについては認める。しかし、スメクタイトの凝集程度が他の粘土鉱物と比較して高いとする点、海底を固化するとの原告主張事実は否認する。むしろ、粘土鉱物の電解質による凝集程度は、カオリナイト、イライト、バーミキュライト、スメクタイトの順で弱くなることが知られており（乙B第1号証56頁）、スメクタイトの凝集程度は低いとされている。実際、海に接する三角州や潟では、粘土鉱物のうち、粒径が大きく、凝集しやすいクロライトやイライトが沿岸近くに堆積し、分散性の高いモンモリナイト（スメクタイト）が沖合に相対的に多く堆積するとされている（粒径選別と海水による凝集選別）。また、スメクタイトによって海底が固化するという点に関しても、スメクタイトは、その特性のひとつとして、特に膨潤性（乙B第5号証154頁[用途]）が挙げられているように、スメクタイトの層間に存在する Na^+ が加水するため著しく膨張する。よって、仮にスメクタイトが多量に堆積したとしても、海底表面は海水を多量に含んだ状態になり、海底を「固化」することはない。さらに、スメクタイトは、自然界のどこにでも存在するごくありふれた粘土鉱物であり、魚類に有害であるとか、環境に有害なものであるとはとうてい考えられない。ちなみに、スメクタイトは医薬品、化粧品、漏水防止用資材などにも広く使用されているものである。なお、甲A第14号証の1及び甲A第15号証の1によれば、一般的に「固化」という言葉が表すような状態は撮影されていない。また、原告らのスメクタイトによる「固化」の主張と粘土類が「舞い上がる」という主張は矛盾している。

ヒラメが潜砂行動をとる習性のあることは認めるが、これは必ずしも砂質

の海底に限られる行動ではない。黒部川河口より西側の富山湾内では、東側の本件海域以上に泥質の海底が多いのに、原告らの主張によればヒラメ等魚類は豊富だというのであるから、このような原告らの主張を前提にすると、泥質あるいは粘土質であることが理由で漁獲量が減少した旨の原告らの主張は理由がない。

本件海域の泥が河口西側海域の泥よりもスメクタイトと有機物を多く含む点で有害性が高いとする原告ら主張事実は争う。乙A第40号証の図14を見れば、河口西側海域の方が本件海域と比較して有機物の量の指標である化学的酸素要求量（COD）の数値が高いことは一目瞭然であるし、スメクタイトを多く含むという原告ら主張も全く根拠がない。また、ヒラメが海岸に近い平らな砂質の場所に生息するという原告ら主張は、刺し網対象魚が海底溪谷の谷筋や海底のくぼみ部分に多く生息するという原告ら主張と矛盾している。原告らは、本件海域と比較すべきは河口西側海域のヒラメ等の生息に適した場所であり、河口西側海域を一活りにして論じることが妥当ではないと主張するが、海底溪谷の谷筋や海底のくぼみ部分に泥や有機物が溜まりやすいのは黒部川河口東西で共通のことであり、このような場所に硫化物や有機物が多くなることも一般的なことである。

（イ）粘土類の浮遊、舞い上がりについて

排砂による粘土類の浮遊は一時的で、これによる魚類の忌避行動も限定的かつ一時的なものであり、排砂1日後には、海水の懸濁物質（SS）濃度は、ほぼ平常時の数値まで低減している（乙A第29号証7頁）。このことは航空写真からも看取し得る（乙A第44号証の6）。排砂1日後でも比較的SSの数値が大きい場合もあるが、これは黒部川の自然状態での濁りの影響と考えられる。本件ダムの上流又は下流で降雨による濁水の流入が継続する場合には、本件海域での濁りも急激には減少しないこととなる。

また、排砂1か月後における水質及び水生生物の調査では、ほぼ排砂前の状態に回復することが確認されているのであって、自然の出洪水の場合と比べて特異なものではない。

ちなみに、富山県水産試験場の調査でも、「排砂の翌日、海面はミルクティーのように濁っていたが、・・・濁っていたのは海面から5mくらいまでで、その下は薄暗かったが透き通っており、アイナメが群れ、イワガキも殻を開閉させていた。」と記されている（乙A第39号証76頁）。

魚類に被害を与えない浮遊土砂濃度の一般的閾値は存在しないが、5～10g/lの濃度は、動物相や植物相にとって一般的に受け入れられるものとされており、富山湾海域で測定される土砂濃度は、最大でも約4g/lであるから（乙A第27ないし第29号証）、排砂による粘土類の浮遊が魚類に対して特段有害であるとは言えない。

微細土砂が魚類に悪影響を及ぼすことがあるとしても、河川では河道幅が限られていることから、魚類が濁った水から回避できる場所が限られているため、濁水の影響をまともに受けやすいが、海域に棲息する魚類は、仮に魚類の

許容範囲を超える濁水が来ても、容易にこれを回避することができる。現在の排砂は、自然の出水に近付けるため、出洪水の後半に排砂ゲートを開くこととしており、上流からの洪水による濁水が海域に達した後に排砂による濁水が海域に達するのであるから、排砂を含む洪水流が海域に達するまでに、魚類はこれを回避することができる。そして、このように洪水流をまともに受けない環境下では、魚類等にさしたる影響が認められないことは、甲B第15号証「要旨」に「河道内に流れの遅い水域があり、浮遊土砂濃度が低く、・・・適当な隠れ場所を魚類が見付けることができる優れた構造の河川では、この様な影響はさほど明らかなではない」と記載されていることから明かである。

海底に堆積している粘土類（泥）が冬季の荒天時などの潮の流れなどで舞い上がることがあることは認めるが、その舞い上がった粘土類（泥）が排砂によって堆積したものであるとする原告主張は争う。前記のとおり排砂による粘土類の堆積はわずかだからである。

原告組合は、11月に種ワカメの植付けを行い、翌年4月にこれを収穫していたということであるが、現在の排砂は、概ね6月ないし8月に実施されており、海水の状態は排砂1日後には元に戻る（乙A第29号証7頁）から、ワカメが排砂の影響を受けることはない。仮にワカメの成育中に排砂が行われるとしても、本件養殖場から北西方向の近くにあるA地点では、排砂中、いずれの水質項目についても排砂実施前とほとんど変わらない数値を示していることから、排砂がワカメの養殖に直接影響を及ぼすこともない。原告らは、海底に堆積したスメクタイトが海底に堆積して「固化」するまでは、海流や波浪等で舞い上がるとか、スメクタイト以外の粘土類が海流や波浪等で舞い上がり、ワカメ等に付着して生育を阻害すると主張するが、スメクタイトがどの程度の期間で「固化」するのかについては何の主張も根拠も示していないし、「固化」の具体的内容についても主張していない。

（ウ）貧酸素水塊及び硫化水素等の発生について

海底に泥質の堆積物が存在する場合、一定の深さより深いところでは貧酸素状態になり嫌氣的分解が生じ、硫化物が生成されるという現象は存在するが、これは本件海域に限らず、他の海域でも一般的にみられる現象であり、かつ、そのような現象が存在すればそれだけで生物にとって有害であり、漁獲量の減少をもたらすなどということはない。要は、硫化物の具体的な量や海流による海水の交換等の他の条件と相俟って、海水中の溶存酸素量や硫化水素の量がどの程度となるかによって、生物にとって有害な環境であるか否かが決まるのである。

ところで、原告らの言う硫化物が「多量に」存在するという「多量」がどの程度の量を言うものか不明であるが、本件海域の硫化物量は概ね良好な値を示している（乙A第32号証5頁、乙A第40号証の図13）。

また、底質中に硫化物が存在するだけで海底直上水が貧酸素水塊となるわけではなく、本件海域では、海流による海水の交換が頻繁なので、海底直上水が貧酸素状態になることは考えられない。現実には、本件海域では、年間を通じ

て、黒部川河口に近い部分でも、底層（水深 50 m）の溶存酸素は 6.3 ～ 9.2 mg/l で推移しており、通常貧酸素状態になりやすい 7 月でも 8.0 mg/l 前後であって、年間を通じて、水産用水基準 6.0 mg/l を下回る数値は計測されていない（乙 A 第 39 号証の図 44，乙 A 第 40 号証 10 頁）。

仮に硫化水素が底質中で発生したとしても、前記のように本件海域では海水の交換が頻繁で海底直上水の溶存酸素量が豊富なため、直上水に至るまでに酸化され、無毒化されるので、漁獲量に影響を及ぼすものではない。

アミン類、アルデヒド類については、有機物の嫌氣的分解がなされれば、これらが発生する可能性はあるが、そのような一般論を述べても、本件では何の意味もない。アミン類、アルデヒド類の種類は膨大であり、各物質毎にその性質も異なるのであるから、本件海域で、どのような機序によって、どのような物質が、どの程度の量発生しているのかについて具体的な主張がなされなければ、本件海域の環境悪化に関する主張として意味をなさない。

原告らの主張は、前記のように、どこの海域の海底でも一般的に生じている現象を抽象的に説明しているにすぎず、本件海域における特有の環境悪化の主張とはなり得ていない。海底の底質の内部が嫌氣的環境となっており、嫌氣的分解が生じていても、それが原因となって漁獲量の減少をもたらすわけではなく、魚がよくとれていると原告らが主張する河口西側海域の方が硫化物や有機物の量は多いのである（乙 A 第 40 号証の図 13，図 14）。

（エ）まとめ

排砂により排出されたダム湖底の堆積物の変質の原因・機序及び変質に伴う生物等への影響については、十分解明されるには至っていない。しかし、前記のとおり、本件海域に存在している微細泥（粘土類）及び有機物の全てが出し平ダム由来のものであるわけではない。また、排砂に由来する微細泥及び有機物が本件海域に存在しているとしても、以下のとおり、それらは水生生物等に特段の影響を与える状態にない。すなわち、被告は、今日までに数多くの環境影響調査を実施しており、排砂中の水質調査だけでなく、定期的な調査（毎年 5 月、9 月、水生生物についてはさらに 11 月も追加）として、水質調査、底質調査（20 地点）、水生生物調査を実施し、中長期的な観点より本件海域の環境モニタリングを行い、排砂の影響評価に努めている。これまでの本件海域での底質調査結果（平成 7 年から現在）では、底質汚染の指標となる COD、硫化物について、概ね「水産用水基準（2000 年版）」（社団法人日本水産資源保護協会、平成 12 年 12 月）で定められた「正常な底質」の基準値を上回るようなデータは確認されていない（乙 A 第 2 号証 19 ～ 23 頁）。また本件海域の水生生物（動植物プランクトン及びマクロベントス）の調査結果でも、排砂による顕著な変動は特に認められていない。平成 7 年から同 9 年に行った緊急排砂については、黒部川災害復旧対策関係機関連絡調整会議結果報告で、「海域の環境調査結果のうち水質調査では、排砂中一時的に黒部川河口付近で濁り、有機物の指標とも高い値を示すものの、排砂 1 日後調査では排砂前の状態にほぼ回復することが確認された。また、底質調査では、緊急排砂の

前後で排砂に相関した変化は見られず底質への影響は特に認められなかった。水生生物については、総じて排砂直後は減少するものの、排砂1ヶ月後調査ではほぼ排砂前の状態になることが確認されており、影響は自然の出水に近い形で止められていると思われる」とされている（乙A第1号証29頁）。また、平成10年以降に行った排砂については、学識経験者で構成される黒部川ダム排砂評価委員会で、いずれも「特に問題となるような現象は認められない」と評価されている。

原告らは、以上のような被告による環境影響調査の調査地点を問題にするが、これらの調査地点は、平成6年2月の試験排砂における濁水拡散状況の調査結果を含む乙A第23号証などの一連の調査結果や海流の状況などを勘案して選定しており、また、平成12年5～6月の調査では、関係漁業協同組合と協議して調査地点を定めて実施しており、平成13年11月の調査では、原告らの一部を含む漁業関係者の要望地点8地点を含めて底質調査を実施しているのであって、この点に関する原告らの主張は失当である。

（3）漁獲量から見た排砂の影響について

水産資源の変動要因には、例えば、漁獲、赤潮による大量死、黒潮や冷水塊の動きによる回遊路の変動、異常冷水による魚種の変化、親魚数不足による再生産の低下、工場排水による環境の悪化、人工種苗の放流、築磯による漁場造成等様々なものが考えられ、その要因を探求することには困難を伴うが、北陸農政局編集の漁業統計をグラフ化すると（乙A第9号証の1ないし4）、ヒラメの漁獲量について、次の各事実が認められる。すなわち、まず、昭和56年から排砂が実施される平成3年までの間でも、ヒラメの漁獲量には大きな変動がある。次に、排砂による影響が比較的少ないと考えられる黒部市の漁獲量と、本件海域である入善町、朝日町の漁獲量の推移を比較しても、特徴ある差異は見出せない。平成3年以降の入善町、朝日町のヒラメの漁獲量の増減傾向は、富山県全県の漁獲量の増減傾向と概ね合致しており、排砂の影響を見出すことはできない。特に平成14年には、黒部川河口に近い入善町より遠い朝日町の方が減少している。また、富山県全県の漁獲量の動向は、近隣の新潟県、石川県、福井県と同様の傾向が認められ、日本海北部地域全体に共通した傾向と言えるので、この地域全体の漁獲量に影響を及ぼす要因によって変動していると考えるのが合理的であり、排砂との関連性を認めることはできない。

原告らは、ヒラメが海底や海底近くを嫌うため、定置網に入るものが増えたと推論するが、魚種別・漁業種類別統計（乙A第9号証の5）では、富山県のヒラメは、「小型定置網」、「大型定置網」で増加して「その他の刺し網」で減少するという関連は見出せない。また、漁業地区別・漁種別統計（乙A第9号証の6ないし9）でも、漁獲量（全魚種）は、朝日町、入善町、黒部市のいずれにおいても、「定置網」で増加して「その他刺し網」で減少するという関連は見出せない。

別紙3の原告ら主張の漁獲数の根拠は、ほとんどが各原告の記憶によるもので、客観的証拠に基づくものではないから、因果関係を判断する資料とすることはできない。なお、仕切書の集計に基づく原告A1のヒラメの漁獲数は、平成3年12

月の初回排砂以降、平成８年ころまで大幅な減少は見られず、むしろ増えている。ワカメは、全国的に収穫量が減少してきており、その原因として、中国等から安価な乾燥ワカメが輸入されていること等が考えられる。原告組合によるワカメの養殖は、その量からみて試験的に行っていたものではないかと推測されるところ、ブランド間競争もあり、採算面で事業化することができなかったため、廃業に至ったものではないかと思われる。

第３ 裁定委員会の判断

１ はじめに

原告らは、出し平ダムの排砂による環境の悪化を直接の原因であると主張する原告組合のワカメ養殖に係る損害を除き、同排砂による環境の悪化により本件海域の漁業資源が減少し、これがために原告ら各自の漁獲が減少したことが本件の損害であると主張する。

そうすると、本件では、原告組合の損害を除き、本件海域で排砂と因果関係のある漁業資源量の減少が生じているかどうかと、それと因果関係のある漁獲量の減少が生じているかどうかの二段階の因果関係が問題になるものと考えられる。

ところで、ある海域のある魚種について漁業資源量を把握するには、これを直接に把握することは容易でなく、例外的な魚種を除いては、漁獲努力量（漁船の性能と隻数、漁具数、操業日数等）と漁獲量との相関関係に関する知見に基づき、当該海域全体の漁獲量と投入された漁獲努力量から推計するほかない。したがって、本件では、初回排砂前後の各漁獲量及び漁獲努力量から漁業資源量の変化を推計することがまず必要となる。しかしながら、一般に、漁業資源は、その魚種毎に回遊性・定着性の違いを始めとして生態が様々である上、海流や海水温の変化、栄養塩・ミネラルの河川・深海からの供給条件の変化、産卵場所の環境変化、各生育段階における捕食・被食関係にある他の生物の増減、寄生虫やウイルス等による病気の流行など、様々な事象の影響を受けるほか、最近では人工種苗の放流や漁獲圧も無視できないものとなってきており、当該海域を含む広大な海でこれら多数の要因が複雑に関係し合って日々変化し、中長期的にも大きく変動しているため、今日の科学的知見によっても、現に生じている漁業資源量の変動について、これらの諸要因の寄与度を定量的に判断することは極めて困難である。したがって、本件で原告らの漁獲量の減少による損害を論じるには、上記のような諸要因により推計された漁業資源量が減少しているとした場合に、その減少について、本件海域での初回排砂以前の漁業資源量の変動傾向や漁業環境と初回排砂以前の漁業資源量の変動傾向が類似した他の海域での変化の傾向と対比して、それが初回排砂後の本件海域に特異的なものであるかどうかを検討した上、その特異的な減少の程度をもとらえ、それと原告らの漁獲量と漁獲努力量との相関関係から原告らの損害を推計するのが通常の相当な方法であろうと考えられる。

しかしながら、本件海域での漁獲努力量に関する資料は、ごく最近のものを除いては収集困難である上、原告らの漁獲量に関する資料としても、客観的なものは一部についてしか残存していないことが窺われ、上記のような厳密な検討を行うことは困難というほかない。こうした事情を反映してか、原告らの損害に関する主張

も、別紙２のとおり排砂の影響が生じる前とする一定期間の漁獲高（金額）の平均値からその影響が生じたとする年次以降の実際の漁獲高を差し引いた額の合計額を損害額として主張し、これとは別に漁獲量の減少を別紙３により主張するという程度にとどまっている。

ただ、上述したところからおのずと明らかなように、本件海域における漁業資源量ないし漁獲量の特異的な減少の存否は、同時に本件で判断を求められている因果関係の存否に強い関連性のある間接事実でもあり、本件においては、因果関係の有無を判断する上で検討すべき漁業資源量ないし漁獲量を検討した結果として初めて損害の有無・程度を認識できるという関係にあると言ふべきところ、これらの判断には高度の専門科学的知見を必要とするほか、本件は、因果関係の存否についてのみ判断を求められている原因裁定嘱託事件であることにかんがみ、原告組合のワカメ養殖に関する損害を含め、原告らの主張する損害ないし損害額の当否について独立して検討することなく、以下、論じることとする。

そこで、排砂が原告らの漁獲に影響を及ぼすかどうかに関して、まず、排砂により漁獲量の減少が生じていると原告らが主張する魚種（以下「本件各魚種」という。）に影響を及ぼす機序について検討し、次に、本件海域における漁獲量の変化において、本件海域での中長期的な漁獲量の変動傾向と、漁業環境や漁獲量の変動傾向が類似している海域におけるそれとの対比を行い、排砂との関連性を窺わせる特異的な変化の存否について検討することとする（これは、漁業資源量の変動は、概ね漁獲量の変動に類似するはずであるとの推定のもとに、漁獲量の変化・動向に着目するということである。）。また、原告組合のワカメ養殖に関しては、養殖の特殊性にかんがみ、その後にまとめて別途検討することとする。

２ 排砂が本件各魚種に影響を及ぼす機序について

（１）スメクタイトはダム湖底で生成されるか

原告らは、黒部川から流出するスメクタイトが本件海域の環境悪化に関連するところ、これは自然界にもともと存在するスメクタイトが出し平ダム湖に流入する以外に、ダム湖底の環境下でカオリナイトから新たに生成されるものが加わり、ダムの存在及び排砂によって本件海域に流入するスメクタイトの総量が増大すると主張する。後述のように、そもそもスメクタイトが本件海域の環境悪化に関連すると認めることはできないが、念のため、まずこの主張について判断する。

ア スメクタイト生成の条件

ダム湖底の環境下でスメクタイトが生成される可能性の有無に関する知見についての証拠状況は次のとおりである。

（ア）専門委員報告書（職第１号証）によれば、スメクタイトが生成されるためには、常温下で、かつ、カルシウムイオン濃度及び溶存シリカ濃度がそれぞれわが国の河川水中の平均濃度である１０mg／l、２０mg／lであることを前提とした場合、pH ９以上の条件が必要であり、pH ９未満ではカオリナイトは安定であるとする知見が示されており、この知見の信頼性を左右する証拠はない。

（イ）スメクタイトが短期間（数年単位）で生成されるという根拠として原告らが

提出している論文（甲B第16ないし第18号証）は、いずれも実験室における合成に関する報告であり、これらの合成に共通した条件は、100℃以上の高温と強アルカリ性であるところ、一連の黒部川ダム排砂評価委員会資料（乙A第24ないし第30，第45，第46号証。以下「評価委員会資料」という。）によれば、出し平ダム湖底の温度は、夏季でも20℃に達するかどうかである上、pH値も、およそ6.5ないし7.5で、ほぼ中性と認められるのであるから、これらの論文を根拠として本件ダムの湖底で数年のうちに有意な量のスメクタイトが生成されると認めることはできない。

（ウ）名古屋大学大学院環境学研究科教授である松本英二（以下「松本」という。）は、参考人としての供述において、スメクタイトの生成は、自然界では、キレート作用の強いポドソル土において特異的にスメクタイトが生成される例があるが、その場合でも数百年から数千年以上かかることから、ダム湖底で有意な量のスメクタイトが生成される可能性はないと述べている（乙B第11号証）。

なお、「最新土壌学（1997年）」（乙B第14号証）の岩手大学農学部教授井上克弘執筆部分は、風化の方向として、スメクタイトからカオリナイトへの変化のみを示しているが、これは、特別な条件が与えられない限り、カオリナイトからスメクタイトへの変化は生じないとする上記（ア）ないし（ウ）の専門家ら指摘の知見と同旨のものと解される。

（エ）これに対し、金沢大学大学院自然科学研究科教授田崎和江（以下「田崎」という。）は、参考人としての供述において、ダム湖底で風化作用や硫酸還元菌等の微生物の活動によってスメクタイトが生成されると述べ（甲A第32号証）、また、田崎らによる論文（甲B第1号証）にも同旨の記述があるが、これを裏付ける的確な検証や実験例など具体的な根拠があるとは認められない。

イ ダム湖底でのスメクタイトの堆積状況

原告らは、田崎らによる出し平ダム湖底の堆積物の分析結果（甲B第3号証のFig. 12，甲B第59号証のFig. 2）において、ダム湖の上流側から下流側のダム堤体に近づくに従ってスメクタイトの含有率が增大しているのは、カオリナイトがスメクタイトに変化していることを示していると主張する。しかし、参考人松本は、これを粒径選別の結果である可能性が高いと述べており、また、「季刊化学総説No.4・1989，土の化学」（乙B第1号証）にも、スメクタイト等がカオリナイト等より水中での沈降速度が遅いために粒径選別が生じたと考えられるとする例が示されており、これらが示す知見によれば、上記のダム湖底堆積物中のスメクタイトの含有率分布は、ダム湖における緩慢な水流の中で粒径選別が生じた結果である可能性が高いと認められるから、上記の分析結果は、ダム湖底でスメクタイトが生成することを示すものと認めるに足りない。

ウ 以上の証拠状況によれば、ダム湖底で短期間（数年単位）のうちにスメクタイトが生成されて増加するという原告らの主張を認めることはできない。

なお、専門委員報告書によれば、スメクタイトに限らず、粘土鉱物の風化の速度を規定する因子としては、温度とpHが重要であり、前示のとおり常温、中性

のダム湖底では、粘土鉱物の生成は進まない旨の科学的知見が示されており、この知見の信頼性を左右する証拠資料はない。

(2) 海底の固化の有無

原告らは、排砂により運ばれるスメクタイトによって海底が固化し、これがヒラメの潜砂行動を困難にするほか、底生生物（マクロベントス）の生息環境も悪化させていると主張する。

ア 海底の状況

本件海域の海底が固化しているかどうかについて検討すると、以下のとおりである。

(ア) 本件で提出されている海底のビデオ映像や写真（甲A第14、第15、第26号証、職第2号証の1、2、第3号証）によれば、確かに、海底に刺したナイフ等が重く動かしにくそうな様子など、場所によって海底の泥が締まった状態にあることが見受けられるが、そのような状態が本件海域に特異的であるなど、排砂との関連性を窺わせるまでの証拠はなく、また、これらの映像等では、他方で、ダイバーの動きによる海水の乱れにより海底表層の土砂が舞い上がる様子やダイバーが素手で海底の土砂をすくい上げる様子もしばしば見受けられるところ、これらの様子から見て、これら海底表面の状態は、ヒラメの潜砂行動やマクロベントスの生息を困難にするような固化した状態にあるものと認めることはできない。

(イ) また、原告らは、当委員会が平成18年8月に実施した底質調査の報告書（職第2号証の1）のNo.1地点における「30cm以深の底質が硬く、採泥器による掘削は困難」な状態だった旨の記載を海底固化の証拠であると指摘する。しかし、この記載は、No.1地点において層別採泥が困難であった理由として「柱状採泥に時間をとられて潜水作業時間が足りなくなった」こととともに掲げられている部分である上、むしろ、同調査では、ダイバーが、浮力を受け潜水時間も制約されている条件下で、機械を用いずに、上記No.1地点においては48cmの、No.2～No.4地点でも同程度の柱状サンプルを採取し得ていることにこそ着目すべきであって、同調査の結果によっても、本件海域の海底が固化している状況は認められていない。

(ウ) 甲A第25号証及び藤田大介（以下「藤田」という。同人は、昭和63年7月から平成14年3月まで富山県水産試験場に勤務し、現在は東京海洋大学海洋科学部海洋生物資源学科助教授である。）の参考人としての供述によれば、藤田は、後記のとおり平成16年8月26日に入善町横山地区で潜水調査をした際、沿岸から400～500mの水深10m前後の場所で紙粘土のように固まった粘土層が砂質の表層から露出しているのを見出したことが認められ、また、職第3号証によれば、藤田は、後記のとおり当委員会からの委託により平成18年8月24日に横山地区で潜水調査をした際にも、泥ないし泥と木屑が固化した層を見出したことが認められるところ、原告らは、これらの粘土ないし泥の状態も海底の固化が生じている証拠であると主張する。しかし、これらの粘土ないし泥が排砂により堆積したものであることを窺わせる証拠はない。

むしろ、参考人藤田は、このような固化した粘土層について、「年月を経てそのようになる（固化する）と思うので、排砂とは無関係のものと判断した。」と述べ、専門委員報告書も、下記イに示す知見から、「これらは本件で問題となっている底泥の固化とは次元を異にする現象である。」と述べて、排砂によるものではないとしている。

(エ) 以上の検討によれば、排砂により海底が固化している事実を認めることはできず、このことは、乙A第57号証の1の1ないし4の2（平成18年8～10月における本件海域の浅海域の海底の映像）によっても裏付けられており、他に排砂により海底が固化していることを認めるに足る証拠はない。

なお、後記のとおり、黒部川河口直近の海域で排砂直後に底生生物（マクロベントス）が減少し、回復まで数か月間を要する場合のあることが認められるが、専門委員報告書は、これを土砂の被覆によるものと推定しており、海底の固化によるものとは認められない。

イ 海底の固化の機序

原告らが海底固化の原因としてダムの存在ないし排砂の機序との関連で主張するのは、ダム湖底でスメクタイトが増加し、スメクタイトが海底を固化する性質を持つという点であるが、ダム湖底でスメクタイトが増加する事実を認めることができないことは既に前記（1）で説示したとおりであるし、スメクタイトが海底を固化する性質を持つということについても証拠はない。むしろ、専門委員報告書は、「スメクタイトはコロイド的な性質を示し、海水と接触すると凝集を起こす」が、「凝集した粘土が直ちに固化するわけではなく、固化は続成作用を経て徐々に進行するものであって、海底の粘土類において「短期間で固化が起こることは稀である。」としており、この知見を左右する証拠はない。

なお、甲B第47号証及び甲B第59号証には、それぞれ「0.2mmより粒径の小さい粒子は、一度浮遊状態になると、その状態が維持され、十分遠くまで運搬されるが、堆積した後は、底面が滑らかなため乱れが少なく、また粒子間の結合力が加わって始動が困難になる性質がある（勘米良ほか、1979）」との引用記載があるが（参考人田崎が「圧密によって海底の粘土類が固化する」と言うのも同様の機序について述べているものではないかと推測される。）、この記載も排砂との関連性については言及しておらず、その趣旨は定かとは言い難いものの、むしろ、粒径の小さい粒子の堆積によって始動が困難になるような状態が、海底において一般的に生じ得る程度のことを意味しているかのように思われる。

また、原告らは、甲A第36号証において、排砂時の黒部川から採取して実験室に1年間保存されていた土砂が固化していた旨を報告しているが、これについても、その土砂の性質が排砂の機序と関連性を有することについての証拠はない。けだし、その土砂が排砂時の黒部川で採取されたものであることのみをもって、その土砂の性質が排砂の機序によって獲得されたものと認めることはできないから、この証拠をもって排砂が海底の固化を生じさせる機序を裏付けるものと認めることはできない。

むしろ、職第10号証の2には、粘土類は、有機物とともに堆積した場合には

固化しにくい旨の科学的知見のあることが示されているところ（参考人田崎も同様の知見に基づいて石川県の柴山潟で採取した泥が固化しない原因を推測している。）、後記（３）アのとおり、排砂により海域に流出する粘土類は、自然な出水の場合よりも有機物を比較的多く含んだ状態で海底に堆積すると考えられるのであって、このような排砂の機序は、逆に海底を固化しにくい方向に作用することすら推測されるというべきである。

なお、原告らは、排砂により本件海域に流入する土砂の中で、貫入抵抗力が大きく底質を固化する成分が、海底で層となって堆積するなどした結果、海底が固化したのではないかと主張するが、この主張に係る機序が排砂に特有のものであることについての説明はなく、そのような機序が生じる可能性を裏付ける証拠もない。

以上のとおり、排砂により海底の固化が生じるとする原告らの主張は、機序の面からもこれを認めることはできない。

ウ 以上の認定判断によれば、本件海域で排砂に起因して海底の固化が生じているとする原告らの主張は採用することができない。

（３）貧酸素状態の発生の有無

原告らは、ダム湖底において落葉・落枝などの有機物が半分解状態となり、これは、排砂によって土砂とともに一時かつ大量に本件海域の海底に堆積するが、この半分解状態の有機物は、堆積物中の嫌気的環境下で硫酸還元菌の働きにより硫化水素や硫化物等を生じさせやすいため、海底に極めて近い部分の海水を貧酸素状態にして底生生物やヒラメ等の生息環境を悪化させていると主張する。

ア 半分解状態の有機物の大量堆積

（ア）確かに、ダム湖底において、有機物が嫌気的分解を受けて半分解状態と言ふべきものになることは、下記（４）に説示するとおり認めることができる。

（イ）また、排砂により本件海域の海底の土砂中に堆積する有機物の総量は、次の機序によって、ダムのない自然状態よりも相当程度増大することが考えられる。

すなわち、ダムが存在しない場合には、河川に流入する落葉・落枝やその分解物等から成る有機物は、季節や降水量による多少の変化はあるとしても、小規模の出水による場合を含めて、黒部川を恒常的に流下すると考えられ、これは、流下の過程のほか、海底に沈降して滞留し、やがて河川の出水等に伴う土砂等による海底表面の被覆によって嫌気的狀態で堆積するに至るまでの間に、好気性細菌によって分解されたり、プランクトン等の摂餌となったり、海流によって拡散・流失したりして、相当程度減少すると考えられる。他方、ダムが存在する場合には、停滞する湖水の中で、上記のように恒常的に流下するはずの有機物のうちの相当量がダム湖底に堆積すると考えられるところ、後記のとおり、ダム湖底の環境下では、有機物の分解は不完全で、有機物が有意に減少するまでには至らず、さらに、これが排砂によって排出されるときには、流下と海底への堆積とが土砂とともに一時に進行するため、上記のような有機物を減少させる機序は、働きにくいと考えられる。なお、後記のとおり、排砂

の場合に多量となる半分解状態の有機物は、粘土鉱物と複合体を形成して本件海域に沈殿し、堆積しやすくなることから、有機物の堆積量の増加に寄与するであろうことも指摘することができる。

また、原告らは、ダム湖底の嫌氣的環境下で有機物が半分解状態になるほかに硫化物も生成される上、さらに、ダム湖底でスメクタイトがこれらの有機物や硫化物を「抱え込」んで流下し、本件海域の海底での硫化物を増大して、魚類の生育環境を悪化すると主張するが、専門委員報告書は、硫化物の原料であるダム湖水中の硫酸イオンや堆積物中の植物体に含まれる硫黄分はわずかであるため、硫化物の生成も少量であること、堆積物中の鉄分と結合して硫化物（黄鉄鉱）が生成されるときも、排砂時に空気中の酸素と反応して硫酸鉄と硫酸に変化すること、したがって、ダム湖で生じた硫化物が本件海域で魚類や底生生物に影響を及ぼす可能性は非常に低いことを指摘している。そして、実際、被告による調査（乙A第46号証3-2）や福井県立大学生物資源学部海洋生物資源学科教授青海忠久（以下「青海」という。）による調査（甲B第57号証の1）においても、ダム湖底の硫化物はわずかであるとされている。なお、スメクタイトによる有機物等の「抱え込み」については、そのような現象がダム湖底で生じていることを裏付ける証拠に乏しいが、原告らはこれを排砂の場合に海底への有機物等の堆積が自然な出水の場合より増加する機序の一つとして主張しているものと窺われるところ、同様の機序が海域で「粘土鉱物－有機物複合体」の形成の際に生じていると認められることは後述（4）イに示すとおりである。

イ 貧酸素状態の形成の有無

しかしながら、本件海域において、上記のとおり排砂により海底に堆積する有機物量が増大しているとしても、次に説示するとおり、そのことが底生生物やヒラメ等の生息環境を悪化させる程度に海底又は海底近くの海水の溶存酸素量を低減させているとまで認めることはできない。

（ア）貧酸素状態が発生する条件

専門委員報告書及び参考人松本の供述によれば、貧酸素水塊は、水の入替わりが少なく酸素の供給が制限されている水域（閉鎖的水域）で見られる現象であるところ、硫酸還元菌による有機物の分解は、徐々に進行するのであって、硫化水素やアミン、アルデヒド等の還元性物質が急激に生成することではなく、これらが少しずつ生成されるときも、本件海域のように地形上開放的で海水が流動的な海域では、これらが底泥中から底泥表層に到達する前に、海水から拡散して来た溶存酸素と反応し、無害化される可能性が高いとされているところである。

（イ）溶存酸素量

過去に本件海域で行われた水質調査・底質調査は、相当数の地点及び時点にわたるが、海水中の溶存酸素量については、次のとおり貧酸素状態の発生を窺わせるものはない。

① 青海は、平成16年5月及び8月に黒部川河口域の10か所前後において

水質調査を行ったが、その結果、溶存酸素量は「ほぼ飽和に近かった」、
「ほぼ飽和に近いと推定された」としている（甲B第51号証）。さらに、青海は平成17年5月に8か所において水質調査を行っているが、その代表点（C4地点）においても、溶存酸素量はほぼ同様の状況にあり貧酸素状態は認められていない（甲B第57号証の1）。

② 被告は、乙A第46号証（6－5）等の評価委員会資料に記載のとおり、主に排砂・通砂の前後の時期を中心に、定例的に水質調査を行っているが、その結果は、いずれも溶存酸素量はほぼ飽和の状態又はそれ以上の水準で推移していると評価し得るものである。

③ また、当委員会の委託により、平成18年8～9月に藤田が行った潜水調査によると、本件海域の浅海域（水深およそ20mまでの海域。以下同じ）の7地点において海水のそれぞれ表層と底層について溶存酸素量を測定した結果、海底直上水も含め、いずれも貧酸素状態ではなかったことが認められる（職第3号証）。

（ウ）酸化還元電位及び硫化物量

ただ、原告らは、溶存酸素量を測定できないくらい海底に極めて近い場所の海水に貧酸素状態が生じていると主張するので、念のため、貧酸素状態の指標となると考えられる底質中の酸化還元電位と硫化物量について、次に検討する。

① まず、底質中の間隙水の酸化還元電位（ORP）は、当委員会が実施した底質調査では、別紙4に示す本件海域の4地点（No.1～No.4）の採泥可能な範囲の深さの底質で、別紙5に示すとおり全てプラスの値を示している（職第2号証の1）。

② また、被告による底質調査定点のORPも、わずかにゼロの値を下回った少数の例外を除き、プラスの値が計測されている（乙A第46号証3－9）。

③ これに対し、甲B第59号証のTable1.によれば、田崎らによる平成12～13年の底質調査で、海底から10cmの深さの底質間隙水の性質を代表するとされるORPの値は、本件海域中の多くの地点（ただし、黒部川河口からの距離は、最も遠い地点でおよそ1.5km）でマイナスの値が計測されており、その計測値は上記①、②の計測値に対比して疑問がなくもないが、その数値を前提とするとしても、専門委員報告書は、同じTable1.において堆積物の間隙水中に溶存酸素が存在すると認められることは、還元性物質の一時的な大量発生が生じていないことを裏付けるものであるとして、原告ら主張のような貧酸素状態発生の可能性に否定的な判断を示しており、この判断を左右する証拠はない。底質中に嫌氣的環境が生じたとしても、必ずしも海底表層やその直上の海水が貧酸素状態になるとは限らないことは上記（ア）に示したとおりである。

④ 次に、底質中の硫化物量に関しては、まず、乙A第39号証が示す富山県水産試験場による平成8年5月から同10年10月までの9回の連続調査

(本件海域での調査地点は7か所)の結果は、「基本的には、どの定点も0.1mg/g・dry以下であったが、時として0.2mg/g・dry前後、あるいはそれ以上の値を示すことがあった。しかし、この状態が長く続くことはなかった。」というものである(なお、水産用水基準の硫化物量は0.2mg/gとされている。)

⑤ また、青海は、平成16年5月及び8月に黒部川河口域の10か所前後において底質調査を行っており、平成17年には5月及び8月の11か所の底質調査に加え、同年5月には10か所でマルチプルコアラー(多筒式の柱状採泥器)による採泥を行っている(甲B第51, 第57号証)が、これらの各調査で、表層堆積物の硫化物量は、平成16年5月の3か所を除き、0.15mg/g以下の低いレベルとなっている。なお、マルチプルコアラーにより採取された底泥の分析結果によれば、海底表面からの深さに従い硫化物量も増加する傾向も見受けられるが、この測定結果について参考人青海は魚類・底生生物に有害なレベルであるとはしていない。

⑥ 被告は、例年、本件海域の多数の場所を定点として、排砂の前後などに底質調査を行っているが、硫化物量は、上記④、⑤と同様、黒部川の流出物の影響を強く受けると考えられる「海域②」とされる海域の定点などで一時的に0.2mg/gを上回る場所もあるものの、総じて低い値が観測されている(乙A第46号証3-11)。

⑦ 原告らは、以上の各調査について、これまでの調査は原告らの希望する地点を調査したものではないと主張し、当委員会に底質調査の実施を求めたが、かつてヒラメの良い漁場であったがヒラメが捕れなくなった場所として原告らが指定し、当委員会が調査を実施した各地点(別紙4)の底質の表層の硫化物量は、No.1～No.3地点で0.01～0.04mg/g, No.4地点で0.11～0.16mg/gであり、すべて水産用水基準の0.2mg/gを下回っていた(職第2号証の1)。

(エ) 以上の認定判断によれば、本件海域の海底表層や海底直上で、排砂を原因として貧酸素状態が生じていると認めることはできず、また、本件海域での底質のORP値や硫化物量は、ヒラメや底生生物の生息環境として特に問題とすべき水準にあるということもできない。以上の認定判断に反する甲B第47, 第48号証の見解は採用するに足りない。

(4) 海底の泥質化について

原告らは、平成3年の初回排砂以前には砂質だった本件海域の底質が排砂によって泥質化したと主張する。

ア 浅海域の状況

本件海域の浅海域の底質について、甲A第27号証、職第3号証及び参考人藤田の供述によれば、次の各事実が認められる(前記前提事実を含む。)

(ア) 藤田は、平成13年7月10日ころ、藻場の現況把握のために朝日町元屋敷海岸等で潜水調査を実施した際、岩盤・礫地帯である同海岸の水深4～10mの範囲に生育しているイシモズク等の海藻が全体的に泥を被っていたほか、広

さ1 ha 未満の範囲で、砂だまりとなっている窪みを中心に、厚さ10 cm未満の泥がぬかるみ状に堆積しているのを認めた。藤田は、同海域で以前にも何度か潜水していたが、そのような状態の泥を認めたことがなく、その泥が新しいことから、排砂との関連性を疑った。同年の排砂は、6月20～21日に実施された初めての連携排砂であり、排砂量は59万m³であった。

(イ) 藤田は、平成16年8月25～26日、入善町による魚礁投入場所選定のための調査として、同町田中沖で潜水調査を実施したところ、海底が全般的に浮泥に覆われており、漂砂帯（海岸から200～300 m、水深10～15 m）の窪みにはぬかるみ状態で泥が顕著に堆積し、その深さは深い場所で20 cm以上に及び、その面積は1 ha 以上あることを認めた。また、泥が堆積する地帯では、ウニやアワビの新しい死骸も幾つか見付かり、生き埋めになった可能性が考えられた。藤田は、その泥の起源について、堆積の規模の大きさから、排砂以外に考えられないと判断している。なお、同年の排砂は、前記のとおり7月18日で、排砂量は28万m³であった。

(ウ) 藤田は、平成17年7月15日、入善町田中沖で増加しているキタムラサキウニの有効利用を検討するため、同海域で潜水調査を実施したところ、前記（イ）の調査で認めた漂砂帯のぬかるみ状の泥は認められなかったが、藻場の下限周辺（水深約20 m）に至るまでの広範囲に浮泥による被覆を認めた。藤田は、漂砂帯のぬかるみ状の泥は、冬のシケによって分散したものと考えたが、浮泥の由来については、排砂以外には考えられないと判断した。なお、同年の排砂は、6月29日で、排砂量は、51万m³であった。

(エ) 藤田は、平成18年8月から9月にかけて、当委員会からの委託により、本件海域で潜水調査を実施したが、その結果、次のとおり、本件海域の浅海域の各所においてぬかるみ状に堆積した泥や浮泥を認めた。同年の排砂は、7月1～2日で、排砂量は、24万m³であった。

① 入善町木根（8月24日午前に調査）

以前からの泥の薄い被覆のほか、今回初めてぬかるみ状の泥の堆積が所々で認められた。

② 入善町田中西（8月23日午前、9月26日午前に調査）

ヌケ（波浪により礫の離合集散が進んで起伏が生じ、窪みに砂がたまり上から白く抜けて見える海底部分）の周辺部に厚さ5 cm前後のぬかるみ状の泥が随所で認められた。

③ 入善町田中中央（8月23日午後に調査）

ヌケの周辺部に厚さ5 cm前後のぬかるみ状の泥が随所で認められた。

④ 入善町横山（8月24日午後に調査）

遊泳範囲内の4か所の礫場の各周囲にぬかるみ状の泥が認められた。

⑤ 朝日町元屋敷（8月22日午前に調査）

岩陰や砂漣の窪みにぬかるみ状の泥が堆積していた。

⑥ 朝日町宮崎漁港東（8月22日午後に調査）

水深とともに泥を被った石が増え、水深8 m以深でぬかるみ状の泥が認め

られた。

⑦ 朝日町沖の瀬（８月２２日午前に調査）

水深１５ｍ以深で濁りと泥が観察された。

⑧ 入善町飯野（９月２６日午後に調査）

造成漁場の投石間の砂地の一部に、ぬかるみ状の泥が堆積していた。

⑨ 入善町五十里（９月２６日午前に調査）

従来同様、海底は薄く泥を被っていた。

⑩ 朝日町入川沖（９月２６日午前に調査）

遊泳区間の範囲で２か所、砂を被ったぬかるみ状の泥が見つかった。

イ 専門委員報告書が示す機序

専門委員報告書及び職第１０号証の１は、本件で提出された証拠を前提として、排砂により本件海域での微細泥（粘土粒子）及び有機物の堆積を促進する機序として、次のような判断を示している。

すなわち、ダム湖に流入する落葉・落枝などの植物組織は、主にセルロースとリグニンから構成されているが、セルロースはリグニンより不安定で、嫌気的な条件下でも分解されやすく、ダム湖底で堆積する間に微生物によって分解され、分子量の小さい断片的な有機物（半分解状態の有機物）となる。この半分解状態の有機物は、水に溶けて黒褐色の溶液を生成するが、親水性のカルボキシル基（ $-COOH$ ）やヒドロキシル基（ $-OH$ ）を持った化合物であり、金属イオンと結合する能力があるため、排砂時には、粘土粒子とともに懸濁状態で黒部川を流下して海域に至ると、弱アルカリ性の海水に触れることで粘土粒子相互間に橋かけ結合をつくり、多数の粘土粒子を凝集させて「粘土鉱物－有機物複合体」を形成する。この複合体は、個々の粘土粒子より粒径の大きな粒子となることから、海水中で沈降しやすく、複合体とならなければ遠方まで運搬・拡散されるはずの微細な粘土粒子も、このようにして本件海域に沈殿し、本件海域での粘土類及び有機物の堆積量を増大させる。このような機序が生じていることについては、藤田が本件海域の浅海域において見出した浮泥やぬかるみ状態の泥の存在によって裏付けられるとすることができる。

ウ 専門委員報告書が示す機序を裏付ける他の証拠

上記専門委員報告書が示す機序を裏付ける証拠として、次の各事実を指摘することができる。

（ア）ダム湖でのメタンガスの発生

乙A第４６号証（６－１）によれば、平成１７年５月及び９月の調査で、出し平ダム湖でも宇奈月ダム湖でもほぼ同様にメタンガスの気泡が発生していたことが認められ、また、参考人青海は、ダム湖においてメタンガスが発生しているから、ダム湖底で微生物による有機物の分解が進行していると考える旨供述し、この供述が示す知見の信頼性を左右する証拠はない。

（イ）排砂時の濁水の色

甲B第３３号証の１の第２図及び第４図の各写真並びに参考人田崎の供述によれば、排砂が自然流下の段階（ダム湖の湖水をすべて排出して、湖底の堆

積物が黒部川の流れによって排砂ゲートから流れ出るようにした状態)になると、排砂ゲートから黒褐色の濁水が流下することが認められる(同第4図の写真は、宇奈月ダムの排砂時の写真であるが、宇奈月ダムと出し平ダムとで違いが生じるとは考えにくく、出し平ダムでも排砂時には同様の状態となると推認される。)。そして、自然流下時に黒褐色の濁水が流れ出ることは、ダム湖底に堆積した有機物が半分解状態となり、これが水に溶けて黒褐色の溶液を生成するとの専門委員報告書の上記判断に符合する。

(ウ) 排砂時の有機物量の飛躍的増大

また、青海の2通の報告書(甲B第51, 第57号証)によれば、青海による平成16年と17年の各排砂時における下黒部橋(黒部川河口の最も近くにある橋)付近での調査の結果、いずれの排砂においても、自然流下の段階に至ったとき、流下する有機物量が懸濁物質とともに飛躍的に増大したことが認められ(甲B第51号証の図7, 甲B第57号証の1の Fig. 6), その増大する有機物量ないし懸濁物質量は、自然流下の機序からすると、ダムが存在することによってダム湖底に堆積していた物質の量にほぼ相当するものと推定されるから、ダムの存在及び排砂の機序によって、一時に流下する有機物や粘土粒子が相当に増大することが認められるのである。

(エ) 藤田の採取した浮泥の分析結果

当委員会の委託により、平成18年8月22～24日に藤田が浅海域において採取した浮泥ないしぬかるみ状の泥を分析した結果(職第2号証の1)によると、別紙5に示すとおり、粒度分布は一樣ではないものの、これらはいずれも有機物含有量が比較的多いことが認められ、上記専門委員報告書が示す機序による影響を受けてこれらが沈殿堆積したものであるとして矛盾がないものと言うことができる。

エ 被告の反論について

(ア) ダム湖底でのセルロースの分解について

被告は、文献を引用して、セルロースやリグニンは、森林土壌中では2年を経ても50%以上が未分解のまま残る程度に難分解性である上、セルロースを嫌気的狀態において分解する微生物は、好熱性細菌ないし中温嫌気性細菌であるから、底層の水温や泥温が夏場でも20℃程度にしかならない出し平ダム湖底においては、これらの菌が働く環境にはないとして、同ダム湖底ではセルロースの分解は進まないと主張する。

しかし、被告が「セルロースやリグニンは、森林土壌中では2年を経ても50%以上が未分解のまま残る程度に難分解性である。」とする根拠として援用する文献である「森林微生物生態学」(乙B第24号証)の当該記載部分は、論文の引用であるが、それがどのような条件下の森林での研究成果であるか明らかでない上、その論文の作成者(Berg)は、同書証19頁の「スウェーデンのヨーロッパアカマツ林で研究」した者(Berg)と同一人物と推測される。ところ、同書証の図3によれば、針葉樹の落葉が広葉樹のそれより相当分解されにくいことが窺われるから、当該記載部分が本件に妥当する知見であるか疑

問である。むしろ、同書証の図4とその説明によれば、ある特定の森林（これも、どのような条件下の森林であるか明らかでない。）で、12週目におけるセルロース（ただし人工的なもの）の分解率が与えられた微生物量によっておよそ50%から80%以上まで変化する旨の研究結果も存在することが窺われ、このことからセルロースが特に難分解性であると認めることはできない。

また、被告が「セルロースを嫌気的狀態において分解する微生物は、好熱性細菌ないし中温嫌気性細菌である」と主張する根拠として援用する文献である「セルロースの辞典」（被告準備書面（14）の別紙1）317頁には、「ルーメン細菌に代表される嫌気性細菌の中にもセルロース分解能を有するものは多数あり、中でも好熱性細菌である *Clostridium thermocellum* は、強力な微結晶性セルロース（アピセル）分解能を有している。」という記載が、同322頁には、「*C. thermocellum* のセルロソームと同様のセルラーゼ複合体は、中温嫌気性細菌である *Clostridium cellulovorans* と *Clostridium cellulolyticum* について詳細に検討されている。」という記載がそれぞれあるのみであって、ダム湖底の温度でセルロースを分解する嫌気性細菌が存在するか否かについては、これらの記載部分は参考に供し得ない。

また、被告は、嫌気性微生物による分解は好気性微生物による分解より遅いとか、森林土壌中もダム湖底堆積物中と類似の環境となっているなどとも主張するが、いずれも具体的な根拠を欠くものであり、その趣旨も明らかでないから、これらを検討する必要性は認められない。

以上に加え、ダム湖底でセルロース等有機物の分解が生じていることは、上記のメタンガス発生や黒褐色の濁水流下の事実によっても裏付けられているから、被告の上記主張を認めることはできず、他に、この点に関して専門委員報告書が示す判断を左右する証拠はない。

（イ）ダム湖における有機物の分解の程度

また、被告は、ダム湖での有機物の嫌氣的分解が進めば、黒部川を流下する有機物の総量は減少するはずであるとも主張するが、甲B第51号証の図7及び甲B第57号証の1のFig. 6によれば、排砂が自然流下の状態になったとき、流下する有機物量は、懸濁物質量とともに飛躍的に増大することのほか、懸濁物質量に対する有機物量の比率は、自然な出水の場合とほぼ同程度であること（同図7及び同Fig. 6の自然流下開始前との対比による。審問の全趣旨から、いずれの排砂も自然な出水時に合わせて行われたことが認められる。）が認められ、これらのことからすると、ダム湖での有機物の嫌氣的分解の程度は、有機物量を有意に減少させるまでに至らないものと認められる。

（ウ）浮泥やぬかるみ状の泥の原因について

被告は、浅海域が砂質であったとする乙A第55号証の2の第60図は、同書証9頁から窺われる同図作成のための調査の精度からすると、藤田が見出したような浮泥やぬかるみ状の泥（その規模は、浅海域全体の広さから見ればそれほど大きいものではなく、年間を通じて存在するものでもない。）は、同

図に表示されなかったと考えられるから、同様の泥が初回排砂以前から生じていた可能性は同図によっても否定されないと主張する。

この点、参考人藤田も、このような浅海域の大量の泥の堆積が、排砂が実施される前から生じていたかどうかについては、見ていないから分からないとも述べているが、同参考人は、本件海域での豊富な潜水経験において、本件海域の浅海域（岩盤・礫地帯である元屋敷海岸以東を除く。）は、もともとどこも「砂，砂，砂」であり、自然な出水後に黒部川河口近くの海域で薄い泥の被覆を認めることはあっても、このような大量の泥の堆積を見たことはなく、非常に奇異に感じ、排砂によるものと思った旨を述べている。なお、同参考人がぬかるみ状の泥の堆積を初めて見出したのが平成13年の排砂後であり、それが初めての連携排砂であったことから、連携排砂の影響ではないかと思った旨も述べるが、連携排砂とそれ以前の排砂とでこの点において違いが生じる理由は考えにくく、同参考人も、連携排砂以前の排砂の場合に同様の泥の堆積が生じていた可能性まで否定していない。かえって、藤田が同人の参考人尋問後に提出した甲A第43号証によれば、藤田が平成10年6月2日に飯野の離岸堤付近で潜水した際にも、離岸堤の上に泥が堆積し、その上に藻が生えていたことが認められるのである。

前示のとおり、浮泥又はぬかるみ状の泥が存在するのが水深数mから深い場所でも水深20mくらいまでであり、ぬかるみ状の泥については面積が1haを超えるものである場合があり、少なくとも数か月はその状態が存続すること、その状態は、藤田が「奇異に感じた」ものであることからすると、同様の状態が平成3年の初回排砂以前にも生じていたのであれば、そのことについて何らかの証拠資料が残存してしかるべきではないかと思われるし、その状態が排砂との関連性を有しないものであるとすれば、他の河川の河口付近海域でも同様の状態が存在してしかるべきではないかとも思われるのである。したがって、結局、平成3年以前の本件海域でも、他の河川の河口付近海域でも、同様の泥の堆積が存在した（又は存在する）とする証拠はなく、当該泥の堆積の機序として、上記専門委員報告書の示す判断が矛盾なく説明できるものであることからすると、当該泥の堆積は主として排砂によって生じたものであることについて高度の蓋然性を肯定し得るというべきである。

なお、専門委員報告書は、本件海域の沿岸では、昭和の時代から消波ブロックによる離岸堤の設置工事が進められ、特に近年その数が増えていることから、これが返しの波を弱めるなど浅海域の静穏化をもたらして「浮泥・ぬかるみ」を生じやすくさせている可能性も考えられるとして、当事者の主張しない問題点を指摘しているが、結論としては、環境の変化には複合的な要因が寄与していることが一般的であることに照らして、上記工事のことを理由に排砂と「浮泥・ぬかるみ」との関連性を否定できるとまでは言えないであろうと判断している。けだし、本件海域の沿岸に並ぶ消波ブロックが、ある程度の海域の静穏化をもたらすことは推測できるとしても、その範囲、程度がどのようなものであるかを明らかにする証拠はなく、また、仮にそれが浮泥又はぬかるみ

状の泥の堆積が生じる原因の一つであるとしても、その点は原因競合の問題に帰するにすぎないから、そのことによって排砂とこれらの泥の堆積との間の因果関係を否定すべきことになるものではないと考えられるからである。

(エ) 認定・判断の定量性について

被告は、上記専門委員報告書が示す機序についての判断が、半分解状態の有機物や堆積する粘土量などについて定量的なものではない点を指摘する。しかし、被告の反論もまた定量的なものとは言い得ない。出し平ダムを設置管理し、その排砂を実施しているのは被告自身であり、初回排砂以降、排砂による環境影響の有無・程度が長い間論じられて来た経過にかんがみれば、上記の機序について一方的に原告らに定量的な主張立証の責任を負わせることは、必ずしも衡平とはいえない。このような判断に加えて、上記のとおり、排砂時の自然流下段階において流下する有機物量が飛躍的に増大し、黒色濁水となって流下することが認められることからすれば、専門委員報告書が示す機序については相応の裏付けがあると言うべきであって、厳密な意味での定量的な裏付けがないことをもってそのような機序についての根拠が不十分であるとするのは、相当でないと言うべきである。

オ 以上アないしエによれば、出し平ダムの排砂は、本件海域の浅海域の海底に、自然な出水の場合とは異なる浮泥ないしぬかるみ状の泥の堆積を生じさせていると認められる。ただし、上記のような堆積の場所や範囲、程度は、排砂の規模やその際の海流等の自然条件によって、一様ではあり得ず、また、当該堆積は、一年を通して存在するものではなく、冬期などの波浪により巻き上げられ、翌春ころまでに流失するものと推認される（参考人松本、同藤田の各供述）。

カ 浅海域以外の海域への影響

上記のように、ダムの排砂は、本件海域の一定の浅海域の海底で、粘土粒子と有機物の堆積を促進し、場所により浮泥やぬかるみ状の泥を生じさせていることが認められるが、原告らは、浅海域以外の海域でも泥質化が進行していると主張するので、この点について次に検討する。

(ア) 排砂による堆積物の生じる範囲

乙A第39号証、参考人松本の供述及び審問の全趣旨を総合すると、自然な出水や排砂により黒部川河口から流れ出た土砂については、砂や礫などは河口前面や河口に極めて近い場所に堆積するが、河川水に浮遊する粘土類や有機物からなる懸濁物質は、河川水が海水より比重が軽いために海面近くに滞留する河川水中に浮遊したまま潮流に乗って本件海域方向に流され、広範囲に広がり、海水中に沈降し海底に堆積するものと本件海域から流出するものがあると考えられる。平成18年の排砂時の青海による調査（甲B第63号証）によれば、黒部川河口から出た排砂による濁水は、水深50mくらいの海域に濁度の中心がある状態で東方へ移動して行ったことが認められるが（同書証の図19。なお、同図のC1の水深は、同書証の図13からすると約18mと思われる。）、これは、その時々々の海流などの自然条件によって変化するであろうこと、一層東方では、濁水の幅が広がるであろうことが推測される。航空写真

(乙A第44号証の1ないし6)などでも、排砂時の海域での濁水の広がり方は、その都度潮流等によって一様ではないが、本件海域方向に幅広く及ぶ場合が多いことが認められる。

また、青海は、平成18年(2006年)7月1日～2日に行われた連携排砂において水深約30mの5地点にセジメントトラップを設置し、水深約10m、20m及び海底直上で同年6月27日から7月5日にかけて沈降粒子を捕集した調査結果を報告している(甲B第63号証)。その調査結果について、専門委員報告書は、「それによると黒部川河口の東側では河口に近い2地点(St. 2, St. 3)で堆積物量が大きく、河口から遠ざかるにつれてその量は減少した(甲B第63号証の図5)。このうちSt. 3は各漁業者の作業場所(甲A第18号証)のB域内にある。これら2地点では水深10m、20mにおける堆積物量が海底の堆積物量よりもはるかに多かった。このことは排砂に伴って生成した懸濁粒子が20m以浅を移動していたことを意味する。St. 4, St. 5と河口から離れるにつれて水深による堆積物量の差は小さくなる。懸濁粒子は移動しながら沈降し、海水全体に拡散していったことになる。」と判断している。

(イ) 底質が泥質化した場所の有無

しかしながら、前記第1の1(1)のとおり、黒部川は、もともと流域の環境から、植物由来の有機物や粘土鉱物の流出が多い河川であり、本件海域の浅海域以外の海域では、次のとおり、排砂が行われる以前から泥の比率が相当に高かったことが認められ、初回排砂以前に砂質であった底質が初回排砂以後に泥質化した場所があると認めるに足りる証拠はない。

① 旧建設省国土地理院が昭和55年に行った調査を基にして作成された沿岸海域基礎調査報告書(乙A第55号証の2)によると、音響測探機による調査では、大陸棚が分布しない常願寺川河口から吉原までの地域では海岸沿いに50～100mの幅で砂、その沖合にはほぼ同様な幅で泥質砂、さらに沖合には砂質泥が水深300～400mまで分布し、吉原から境までの海域の底質は地形、水深に応じた分布を示すが、中でも砂の分布域は、広く、大陸棚平坦面に幅2km前後で水深50m付近まで分布し、その沖合は水深100mまで泥質砂、水深500mまでは砂質泥が分布する、とされている。

② 乙A第39号証によれば、富山県水産試験場は、黒部川河口東(河口から約4km)の水深125mの定点7で、初回排砂以前の昭和44年度(1969年度)に詳しい底質調査を行い、平成8～10年(1996～1998年)にも年3回(合計9回)の底質調査を行ったが、その結果は、細泥・微細泥(粒径0.105mm以下)の比率が、昭和44年度では90～92%であり、平成8～10年の9回の底質調査でも、毎回の変動は認められるものの、その比率はおおよそ90%前後で推移しており、排砂時期との対応関係をみても、泥質の増大は認められていない。

③ 1985年(昭和60年)発行の日本全国沿岸海洋誌(乙B第7号証)の

第12図には、富山湾を中心とする底質の分布状況が表示されており、本件海域については黒部川河口に近い部分以外は表示されていないが、これによれば、黒部川河口の東側沖合には、微細泥（粒径0.044mm以下）の比率が50%を超える底質の区域が広がっている状況が窺われる。

- ④ また、昭和61年11月発行の第33回海岸工学講演会論文集（乙B第9号証）の図-7によれば、同年当時において、黒部川河口の東側は、水深30～40mより深いところでは、シルトに覆われており、同書証の図-6によれば、本件海域内の吉原洋谷でも、泥とシルトに覆われていたことが認められる。同書証には、国土地理院調査（1983年）によると、黒部川河口から小川河口までの間の下新川海岸前面の海底は水深30～50m以深では全域砂質泥の底質であること、入善洋谷は、洋谷以外の領域と同じように水深200mまで沖積層に覆われていること、入善洋谷以外の洋谷は水深100m以深の谷底で洪積層が露出していることが判明している旨の引用記載もある。

（ウ）当委員会調査のNo.4地点について

原告らは、当委員会の実施した底質調査のNo.4地点は、もともと砂地でヒラメの良い漁場であったところ、排砂が始まってから泥質化してヒラメが捕れなくなったと主張する。

確かに、同調査の結果（職第2号証の1）によれば、No.4地点の海底での採泥を分析した結果では、中央粒径値（ D_{50} ）が、表層（厚さが12～19cmくらい）で0.033mm、底層で0.10mmで、目視粒度組成も、表層が砂混シルト、底層が砂であって、No.4地点の底質が、過去には砂質であったものが泥質に変化したものであることが推測される。また、同地点の調査では、COD値、強熱減量値、全有機炭素（TOC）値は、いずれも表層が底層より高く、表層の有機物含有量が多いことを窺わせる。これらのことは、確かに排砂との関連性を疑わせるものである。

しかしながら、No.4地点は、前記乙B第9号証の図-7では、同図のほぼ右端に位置すると認められるところ、同地点の水深は43mであるから、同図によれば、同地点はシルト質であったこととなる。また、同地点は、昭和57年3月発行の沿岸海域基礎調査報告書（乙A第55号証の2）の第60図の上では、図面上微妙ではあるが、概ね砂質泥として表示された範囲に含まれるものと思われる。これらの図面がどの程度の精度の調査に基づいて作成されたものか必ずしも明らかではないが、少なくとも、排砂前の底質を表示した二つの文献上、同地点の底質は、シルトないし砂質泥の場所として表示されているのであり、これが排砂前に砂質であったとする客観的証拠はない。仮に、同地点の底質が泥質に変わったとした場合、その時期や原因は明らかではないが、乙A第39号証などによれば、本件海域での沿岸漂砂は枯渇しきっているというのであり、このこととの関連性も考えられなくはない。同書証、乙B第12号証並びに参考人藤田及び同松本の各供述によれば、本件海域での沿岸漂砂は、海流の流れと反対の西向きであること、それが枯渇した原因については、400

～500年前まで黒部川扇状地の東寄りの古黒部付近にあった黒部川河口がその後現在の位置に移動し、本件海域沿岸への砂の供給がなくなったこと、防波堤、離岸堤など人工構造物が漂砂の動きを妨げていることが指摘されており、黒部川に設置されたダムとの関連性は一般に否定されていることが認められる。

(エ) 沿岸海域地形図等との対比について

原告らは、沿岸海域地形図（甲A第51号証の1）及び沿岸海域基礎調査報告書（乙A第55号証の2）の第60図と、田崎らによる平成12～13年の底質調査の結果（甲A第48号証）及び被告による平成12～13年の底質調査の結果（乙A第31，第32号証）とを照合して、砂質だった底質が初回排砂以降にシルト質や泥質に変化した場所があると主張する。

しかし、まず、沿岸海域地形図に表示された底質を示す記号は、同図の作成経過（乙A第55号証の2）からすると、その記号の付された地点（ポイント）の底質を示しているものであって、その記号の付近一帯の底質がすべてその記号の示す底質であることまで意味しているとは解されない。また、同図の凡例によれば、同図における「・」の記号は、砂を示すとされているが、これは「音波探査等による沖積層構成物質」を表示したもので、中央粒径値による分類での図示ではなく（実際、同図上、「・」が散在する中にSiすなわちシルトの記号が存在する場所が幾つかある。）、その記号の付された場所の底質が砂を含むという程度のことしか判らない。さらに、乙A第55号証の2の第60図は、同書証から窺われる調査の経過などからすると、同書証の第59図に示された地点の調査に音波探査の結果を加えて作成されたものと推測され、いずれにしても中央粒径値での分類による図示であるとは認められない。加えて、原告らが現在シルト質や泥質であると主張する各地点についても、甲A第48号証及び乙A第31，第32号証から認められる中央粒径値からすれば、砂（粒径 $>1/16\text{mm}=0.0625\text{mm}$ ）に分類すべき底質の場所が少なくない（田崎ら調査のA10～15，B3，4，8～15，被告調査のC点，吉No.3，横No.3，赤No.4，泊No.1，泊No.2，吉原沖，赤川沖，泊沖及びA-20の各地点など）。また、原告らが過去に砂質であったと主張する各地点の中には、前記乙B第9号証の図-7によれば、以前から泥質であったと認められる場所もある（田崎ら調査（甲B第59号証）のNo.25，被告調査の3-1，3-2の各地点など。なお、乙B第9号証は、乙A第55号証の2等の既存の知識に加え、さらに写真撮影、採泥及びサイドスキャンソナー等による調査の結果を踏まえたものであり、精度はより高いと考えられる。）。以上の観点から原告らが指摘する各地点や場所についてこれらの書証を精査対照すれば、原告らの上記主張は根拠がないと言ふべきである。

また、原告らは、排砂前に砂質であった場所で泥質化が進み、現在ヘドロが堆積している場所があるとも主張するが、そのような地点として原告らが指定し、当委員会が底質調査を実施した各地点について見ると、沿岸海域地形図などから初回排砂前も砂質であったと推測し得るNo.1ないしNo.3地点は、現在

も砂質であり、また、一般的な意味でのヘドロの主成分である有機物も多くないことが認められ（職第2号証の1）、No.4地点については、前示のとおり、現在泥質であると認められるが、初回排砂前も泥質であった可能性が高く、また、有機物量はやや多いことが窺われるものの、これが初回排砂以後に増加したことを裏付ける証拠はない。なお、一般的な意味でのヘドロの主成分である有機物量は、沿岸海域地形図等には表示されないものであると考えられるから、仮に同図等で砂質と表示されている場所に現在ヘドロ様のものが存在することがあったとしても、そのことを根拠として底質が変化したと認めることはできない。また、底質の臭気や触感についても、初回排砂前の状態を知る手掛かりとなる客観的資料を欠き比較し得ないことから、初回排砂後にこれらが変化したとする原告A2本人の供述のみをもってそのことを認めることはできない。

（オ）浅海域以外の海域への影響のまとめ

以上に述べたことからすれば、水深およそ20mより深い場所であっても、初回排砂前に砂質であった場所が、排砂によって泥質化している可能性があることは否定できない。しかし、初回排砂前に砂質であった場所でその後に泥質化した場所を特定するための証拠は必ずしも十分ではなく、上述のとおり沿岸海域地形図などから砂質であったと推測し得る場所については、当委員会が調査した結果（No.1ないしNo.3地点の調査結果）によると、現在も砂質であったのである。

また、底質が砂質であるか泥質であるか（底質の粒度分布）は、排砂や出水による影響がない限り不変であるとは言えず、上記（ウ）にも示唆したとおり、漂砂の供給量やその動向の変化も考えられるし、参考人松本が言うように、海底谷に堆積する泥は、数年規模で斜面崩壊が生じる可能性もあると考えられる（同参考人が指摘するように、泥の堆積が続く中で海底谷がその形状を保ち続けているのは、その証拠というべきであろう。）。

（5）魚類に対する粘土類等の影響

原告らは、スメクタイトその他の粘土類は、排砂後も長時間浮遊し、一度堆積したものも海流や波浪により舞い上がり、魚類のえらを詰まらせたり、損傷させたり、また、海草類の胞子の付着を妨げ、生育を阻害するなどして、本件各魚種の生育環境を悪化させていると主張する。

なお、原告らが本件各魚種として主張するのは、別紙3のとおり、ヒラメ、アカガレイ、アカエビ、フクラギ（ブリの子供）、マゴチ、キス（シロギスのことと解される。）、アマダイ、ワタリガニ（ガザミ）、シタビラメ、クルマエビ、マダコ及びツブ貝（一般にはバイと呼ばれる浅海域に生息する巻貝のことと解される。）である。

ア 濁りの本件各魚種に対する影響についての知見

この点に関する状況は、以下のとおりである。

（ア）スメクタイトの魚類に対する有害性

甲B第59号証によれば、田崎らは、ニジマスにスメクタイト懸濁水（淡

水)で飼育する実験を行い、その結果、 10 g/l の濃度での6時間暴露により7尾の供試魚全てが斃死したが、その死因として、スメクタイトがえらの成分を溶脱する等して損傷し、呼吸障害を引き起こしたと考えられたとしている。しかし、他方、馬場らによる「懸濁物質が魚類の生理・生態に及ぼす影響—スメクタイトに対するヒラメの生存実験」(乙B第21号証)は、スメクタイト懸濁水(海水)でヒラメを飼育したところ、96時間での半数致死濃度は約 37 g/l となったとしており、田崎らの実験結果との違いについては、ニジマスとヒラメの魚種の違いによる懸濁物質に対する感受性の違いのほか、実験に用いた粉末標準スメクタイトは、海水中では長辺約 $100\text{ }\mu\text{m}$ 、厚さ約 $20\text{ }\mu\text{m}$ を中心とする不定形な層状であるのに対し、淡水中では粒径 $2\text{ }\mu\text{m}$ 以下の微細な粒子となって分散していることを指摘している。また、後者の実験では、えら組織の変形が、斃死魚には認められたが、瀕死魚には認められなかったため、えら組織の変形は死後の自家融解によるもので、死因はえら組織の損傷によるものではなく、物理的なえら弁の閉塞による呼吸困難が推定されたとしている。スメクタイトが海水中で凝集する点は、専門委員報告書(11頁)も田崎(甲A第38号証)も認めていること、スメクタイトは化粧品などの原料としても用いられるありふれた粘土鉱物で(乙A第37号証、審問の全趣旨)、化学的に有害であるとする証拠はないことなどからして、馬場らの実験結果及び推論は合理的であって、スメクタイトは、他の粘土鉱物と同様、えら弁を詰まらせることで魚類に有害なだけであり、また、海水中ではその有害性は著しく低下すると考えられる。

(イ) 濁りに対する魚類の反応

濁りに対する魚類の反応についての科学的知見の状況は、専門委員報告書、上記(ア)の馬場らによる実験結果、「黒部川出し平ダム排砂に伴う漁業環境影響調査委託業務報告書」の「平成5年3月」(職第5号証)、同「平成6年3月」(乙A第52号証)及び同「平成7年3月」(職第6号証)によれば、次のとおりであると認められる。

- ① 濁りに対する魚類の反応は魚種により大きく異なる。また、濁りの内容によっては、致死的な場合からむしろ誘因となる場合までであるが、本件では、魚類に対する有害性(致死的影响)と忌避性(非致死的影响)が問題となる。
- ② まず、濁りの有害性についてであるが、上記各書証などに示された各種の実験結果、特に、ヒラメを含む各種の魚類を、ダム湖沈積泥の懸濁水(20 ppm 、 80 ppm の各水槽)で8日間飼育し、白陶土(カオリナイト)の懸濁水(10 ppm 、 20 ppm 、 40 ppm 、 80 ppm の各水槽)で同期間飼育したものと比較対照した職第5号証等の実験で、供試魚の血中ヘモグロビン量の上昇・降下やえら上皮細胞の肥大・増成など、供試魚に生じた生理的变化によく類似した結果が得られていることなどからすると、ダム湖沈積泥(これは、排砂による濁りの主成分と考えられる。)が魚類に有害であるのは、カオリナイトでの実験や上記馬場らによるスメクタイトを用いた実験

の結果と同様に、懸濁物質がえらに付着することで物理的な呼吸障害を生じさせるためである可能性が高いと考えられる。

そして、上記馬場らの実験方法は、水槽中に沈降するスメクタイトを水槽下部に傾斜を設けることにより集めて海水とともにポンプで水槽上部に運び再循環させる装置を用いており、濃度の維持において信頼性が高いと認められるところ、前記のとおり同実験でのヒラメの96時間半数致死濃度は37 g/lであったこと、スメクタイトは海水中で凝集する性質を有すること、前記のとおり、排砂は、有機物を多く含むと考えられるものの、排砂に含まれる有機物類の魚類等に対する有害性については、これまで十分な実験が行われておらず、科学的な知見は得られていないこと（ただし、ダム湖沈積泥に含まれる有機物が嫌氣的分解により貧酸素化の性質を有しているとしても、その性質による有害性を維持したまま海域まで到達することはないと考えられることは後記のとおりである。）、以上の諸点を総合考慮すると、専門委員報告書が「排砂による濁りは、ヒラメに対しては1～3%（10 g/l～30 g/l）の濃度で致死的作用する可能性があると思われる。」としているのは、合理的というべきである。

③ ヒラメ以外の他の本件各魚種については、濁りの有害性に関する知見は乏しいが、「水産用水基準2005年版」（職第7号証）によれば、ブリ（体長14.3 cm～14.6 cm）は、「海底土10 mg/lの懸濁水で、15日で成長に影響あり、同20 mg/lの懸濁水で、15日で生残に影響あり」とされているが、ブリのような表層回遊魚は、他の魚種と比較して濁りに対する耐性が特に低いことが窺われる。また、クルマエビ及びワタリガニ（ガザミ）については、職第5号証が「本四架橋漁業影響調査報告書（1977年）」から「濁水が甲殻類に及ぼす影響濃度」として抜粋・要約したものによれば、クルマエビ稚仔では「実験最高濃度で生残（50 ppm）、成長（100 ppm）に影響なし」、ガザミのゾエア1～2期・メガロパ・稚ガニの各期では「実験最高濃度（25 ppm）で生残に影響なし」、これらの甲殻類のうち「濁水に対して顕著な反応を示すものは見られなかった。」とされている。

④ 次に、濁りに対する忌避性に関しては、有害性以上に科学的知見に乏しい。職第5号証記載の実験では、ヒラメの濁りに対する忌避性については、有意な結果が得られていない。けれども、ブリのような表層回遊魚は濁りに対する耐性が低く、10 mg～30 mg/l以上で影響ありとされ、他の海産魚においては、概略、30～100 mg/l以上の濁りに対し忌避的行動をとる可能性が高いが、シロギスの忌避性については「白陶土1000 mg/lで影響なし、ダム湖底泥1000 mg/lで影響なし」とされており、浅海域に生息する魚類は、濁りに対する耐性が高いように考えられる。

イ 排砂中の濁りの本件各魚種に対する影響

専門委員報告書は、排砂中（排砂直後を含む。）の海域の濁りの影響につい

て、次の①、②の判断を示している。

① 排砂中の海域の濁度は、評価委員会資料によると、黒部川河口の沖合約200m、水深約30mのC点で一時的に高い数値が計測されていることが認められるが、このような河口の近くを除いては、魚類にとって致死的な濁度が生じることはないと考えられる。また、そのような場所で一時的に致死的な濁度が生じるとしても、魚類は濁りを忌避するから、その間、その場所から離れることによって、斃死することはないと考えられる。

② これに対し、稚エビ、稚ガニなどについては、後記の「底生生物に対する影響」に準じて、黒部川河口に近い場所では生残に影響する可能性がある。次に、非致死的影响についてであるが、本件海域においては、海域全体として見れば30mg/1程度の濁りが数日間持続する可能性があり、その間は、濁りを嫌う魚類等は海域から離れると考えられる。

しかし、専門委員報告書は、結論的には、以上のようなことは天然河川の増水に伴って海域に生じる濁りの際にも起こり得ることで、排砂に固有の影響といえる点は見当たらないと述べている。

確かに、排砂の機序によって小規模の自然な出水の場合を含む日常的な土砂の流出量は軽減される反面、排砂時には大量の土砂が流出することになり、排砂の頻度によってその都度の海域の濁度の違いが魚類の忌避行動にも違いを生じさせることも推測されるが、中長期的に見た場合の流出する土砂の総量に変わりはなく、また、自然な出水でも大規模な場合には、土砂の流出量が排砂に匹敵したり、これを上回ったりするケースもあり得ること（前記平成7年7月の343万 m^3 、乙A第51号証に記載の昭和55年5月の40万 m^3 の各土砂流出）及び上記アに示した知見によれば、海域の魚類に対する排砂の影響は、自然な出水の場合と同様、粘土鉱物等による濁度に依存するものと推測され、排砂に自然な出水の場合と異なる固有の有害性があるとする証拠はないことからすれば、専門委員報告書の判断は、合理的というべきである。

なお、原告らは、排砂に際して流出する河川水が、嫌氣的分解がなされた有機物を含むことによる貧酸素状態にあると主張するが、専門委員報告書は、河川水は、ダム湖から海まで流下する過程で攪拌され、（酸素と結び付いて）無害化されるであろうとしており、実際、排砂時の溶存酸素量は、黒部川河口近くの河川水でも、本件海域の海水でも、問題とすべき数値は計測されておらず（評価委員会資料、甲B第51号証。なお、甲B第1号証に示された溶存酸素値は、甲A第50号証の1、2に照らして採用しない。）、ダム湖底堆積物の貧酸素状態が海域において悪影響を及ぼすと認めるべき証拠はない。

また、原告A3は、陳述書（甲A第31号証）及び本人尋問で、平成8年6月の排砂の際、はえ縄にかかった真鯛、アジ、カサゴなどの魚がすべて死んでいたこと、平成13年6月の排砂の際には、捕れたタコ2匹を生け簀に入れて海に沈めておいたところ、翌朝には2匹とも死んでいた旨を述べているが、前示のとおり、排砂の海域での直接的な有害性は懸濁物質の濃度（濁度）に依存していると考えられるところ、同原告が漁を行うのは本件海域の中でも黒部川河口から比較

的遠い宮崎漁港の周辺であり（同原告本人尋問の結果）、評価委員会資料から認められる排砂時の濁度の分布からすれば、その付近で魚類に致死的な濁度が生じるとは考えにくいこと、これらの魚やタコの死因を明らかにする証拠はないことから、この供述をもって直ちに排砂による海域の濁りに自然な出水による場合と異なる有害性があると認めることはできない（職第5号証記載の実験結果によれば、一般に淡水魚は海産魚より濁りに対する耐性があることは窺われるものの、乙A第46号証によれば、海域よりはるかに濁度の高い排砂中の黒部川でも、魚類に対する影響は、程度の問題というべきレベルにとどまっていることが認められる。）。

ウ 堆積した泥の本件各魚種に対する影響

（ア）浅海域

前示のとおり、本件海域の浅海域では、浮泥又はぬかるみ状の泥の堆積が生じており、また、これらの泥は、海が荒れる時には、波浪の影響が及ぶ範囲で、巻き上がりにより再懸濁を生じさせると考えられる。

専門委員報告書は、これらの泥の存在による本件各魚種に対する影響の可能性について次の①、②のとおり述べている。

- ① 本件各魚種のうち、浅海域にも生息するものは、マゴチ、シロギス、ワタリガニ、マダコ、クルマエビ及びツブ貝であり、ヒラメは産卵期に水深20mくらいまでの沿岸域に近付くことや、稚魚が浅海域で生活する時期があることは知られているが、本件海域で産卵等が行われている事実は確認されていない。
- ② これらの浅海域に生息する本件各魚種は、いずれも砂泥質を生活圏（マダコは岩礁地帯も含む。）とするものであるから、泥質や濁りに対しては比較的耐性のあることが推測されるが、浮泥又はぬかるみ状の泥の存在がこれらの生息環境として好ましくないものであるかどうかについては、未だ調査も実験も行われていない。特に、これらの捕食生物（底生生物等）の種組成に変化が生じているとすると、その影響が生じている可能性があるが、後記のとおり、本件海域では、浅海域の底生生物等の生息状況は明らかではない。以上のとおりであるから、浅海域に生息する本件各魚種については、排砂による何らかの影響が生じている可能性もあるが、明確な判断を下すことはできない。

また、参考人藤田は、浅海域があたかも海草類の生育する範囲であり、特に最近では排砂が主な海藻類の生育期である6～7月に行われていることから、泥の堆積ないし巻き上がりによる光合成の阻害が海藻の生育に悪影響を及ぼすことを指摘しており、乙A第39号証にも、「排砂のうちのウオッシュロード（浮遊する微粒子）は、低塩分水の流れに身をまかせて拡散し、やや離れた沿岸域の離岸堤周辺や岩陰などに堆積して浮泥となり、これが荒天時に巻き上げられ」、「光合成を営む海藻類の負荷を大きくする。・・・藻体への堆積が起こるとさらに生理障害を大きくする。」との記載がある。しかし、参考人藤田の供述も、専門委員報告書も、そのような海藻への悪影響が本件各魚

種の生育環境の悪化をもたらすとまではしておらず、他にその点に関する証拠はない。

以上の証拠状況からすると、排砂により浅海域に堆積する泥が本件各魚種の生息環境の悪化をもたらすかどうかについては、機序の面からは不明というほかない。確かに、参考人藤田も述べるように、一般に、生態系は、その場所の環境に適した生物によって形成されているのであるから、泥の堆積のような環境の変化が生じれば、それが生物に対して何らかの悪影響となるであろうことは推測に難くないところではある。しかしながら、今日までに判明している本件各魚種それぞれの生態や泥への耐性に関する科学的知見からは、浅海域での泥の堆積が本件各魚種の減少に帰結すると認めるまでの根拠に乏しいのである。

(イ) 浅海域以外の海域

浅海域以外の海域では、前示のとおり、平成3年の初回排砂実施以後に底質が変化したことを窺わせる点は見当たらず、後記のとおり底生生物の組成などから局地的な変化が生じている可能性は指摘できるものの、底質の変化を積極的に認めるに足る証拠はないから、結局のところ、排砂による泥の堆積が本件各魚種の生息環境に悪影響を及ぼしていると認めることはできない。

(ウ) 底生生物に対する影響

排砂の底生生物に対する影響について、専門委員報告書は、次の①ないし③のように述べている。

① 排砂による底生生物の変化については、一連の評価委員会資料によれば、前出のC点では、排砂直後に、おそらくは砂泥による海底表面の被覆のため、出現個体数は減少する傾向が窺われ、回復までに3～6か月程度かかると考えられるが、本件海域にあるA点（黒部川河口の北東約3kmで水深約50m）では、排砂前後で個体数・種類数とも特段の傾向は窺われない。これらの資料によると、平成12年と同16年に各調査地点とも採取個体数が少なかったことが認められるが、このことは、当該各年について排砂実施以前からであり、また、排砂の影響が少ないと考えられる生地鼻沖においても同様の傾向だったのであるから、排砂との関連性は否定すべきであろう。

むしろ、平成13年5月実施の富山県水産試験場による調査では、本件海域の底生生物（マクロベントス）は、近隣海域より豊かであるとする報告がある（乙A第40号証18頁以降。その調査地点等は16頁以降。）。

② これらの資料等によれば、排砂の底生生物に対する影響は、黒部川河口に近い土砂の堆積の著しい範囲に限られる可能性が高いと考えられる。ただ、評価委員会資料の前提となる調査でも、富山県水産試験場による調査でも、本件海域の浅海域における底生生物の生息状況は、あまり調べられていないようであり、そこでの底生生物の状況は不明である。

また、評価委員会資料から底生生物の構成比を見ると、A点で、近年、ニマイガイ綱の占める割合が低下し、ゴカイ綱の占める割合が上昇する傾

向がある。これはA点の底質の変化を示唆するものである可能性がある。

なお、辻本らによる「富山湾の底質環境とマクロベントスの分布」（職第8号証）は、「黒部川以東海域に位置する stn. 42 及び stn. 47 のマクロベントス群集は、それぞれ富山湾全域の群集と類似性が低く、黒部川河口海域の特性もしくは1991年以降黒部川で実施されているダム排砂との関連性も考えられる」と述べている。

- ③ 元来、黒部川を含む河川の影響域にある本件海域の底生生物は、河川由来の砂泥に対してある程度の耐性を持つと考えられ、通常の排砂による本件海域の底生生物への影響は比較的軽微と思われるが、排砂の影響解明のために直接に底生生物を用いた実験例は見当たらず、これまで行われた調査も、本件海域全般について明確な結論を導くには十分ではない。

以上の専門委員報告書の判断を要約すると、排砂は、本件海域のうち、浅海域と黒部川河口に比較的近い海域で底生生物に影響を及ぼしている可能性があるが、河口直近を除いては、具体的な影響の有無は明らかでないということであり、河口直近での影響（マクロベントスの減少）は、自然な出水の場合との違いは明らかでなく、排砂に固有の現象と認めることはできない。以上の判断を左右する証拠はない。

（6）黒部川河口西側海域との比較

原告らは、本件海域の泥は、スメクタイトと有機物を多く含む点で、河口西側海域の泥より有害性が高いこと、河口西側海域でヒラメが捕れているのは、砂質の平らな場所であり、硫化物量等についても、河口西側海域のうちヒラメ等の生息に適した場所と比較して論じるべきことを主張する。

ア しかし、スメクタイトが他の粘土類と比較して特別な有害性を持つとは認められないことは前示（5）ア（ア）のとおりであり、本件海域の底質が河口西側海域と比較してスメクタイトを多く含むとする証拠もない。乙B第7号証第17ないし第19図によれば、富山湾内西部の庄川河口海域で、スメクタイトの一種であるモンモリロナイトのほか、イライト、カオリナイトなどの粘土類が多いことが窺われ、甲B第59号証の fig. 9 ないし fig. 12 から認められる本件海域（ただし、黒部川河口付近）のスメクタイト、カオリナイトの含有量が河口西側海域と比較して明らかに多いと認めることはできない。また、そもそも、既に説示したところから明らかなように、これらの粘土鉱物の含有量いかんは、排砂の機序と関係があると認めることはできないのである。

ただ、既に説示したとおり、本件海域で泥質化が進行している可能性は否定できないので、泥質について見れば、河口西側海域・富山湾内の泥率については、富山県水産試験場編集に係る「富山湾の漁場環境（2001）」（乙A第40号証）の図11（職第8号証の Fig. 2(a)は、同書証から同じ調査に基づくものと認められる。）、乙B第7号証986頁の第7図、同書証1004頁の第12図が参考になるが、これらによっても本件海域と特に異なる点があるとは認められない（ヒラメが生息するであろう水深域で比較した場合、浅い方が砂で、深くなるに従い泥率が高まる傾向は同様である。）。なお、河口西側海域でヒラメが

捕れているのが「砂質の平らな場所」であるとする証拠はない（後記の当委員会による底質調査のNo.5地点は、砂質であるが、急角度に傾斜している海底である。）。

イ 次に、河口西側海域・富山湾内の有機物量と硫化物量については、乙A第40号証の図12ないし図14（職第8号証のFig. 2(b)ないし(d)は、同書証から同じ調査に基づくものと認められる。）、乙B第7号証の第13ないし第15図が参考になるが、これらに記載されているCOD値、強熱減量値、硫化物量値のいずれについても、数値の高いところでは、本件海域よりも相当高いことが窺われる。もっとも、その中にはこれらの数値が低いところも見受けられ、確かに原告らが主張するように「河口西側海域を一括りに論じることとはできない」と言うべきではあるが、全体として見れば、むしろ本件海域は、河口西側の生地鼻付近より西の富山湾内と比較して、有機物量、硫化物量の少ない海域であるということが出来る。

これらの図によれば、当委員会による底質調査のNo.5地点は、黒部川河口を挟んで本件海域から続く生地鼻付近（生地鼻の南のあたかも同地点付近）までのCOD値、強熱減量値、硫化物量値の比較的低い海域に含まれていることが見て取れる。同地点は、黒部漁業協同組合がヒラメがよく捕れるポイントとして指定した地点であり、同地点の海底には、巨礫の上に主に砂質からなる薄い層が存在し、その層中のCOD値等の値は、比較的低い（職第2号証の1）。

しかし、同地点付近は、生地洋谷に面した海岸から急角度で水深を増す特殊な条件の場所である（乙B第9号証によれば、黒部川河口から流出する砂は、西向きの漂砂となって、この生地洋谷に落ち込んでいるとされている。）。藤田は、この付近の地形を「奥の細道」になぞらえ、ヒラメが生息する水深の海底の幅が狭い地形のために移動するヒラメ等が集中することを指摘している（甲B第54号証、同人の参考人としての供述）。また、底質中のCOD値等が総じて高い生地鼻付近より西の富山湾内（魚津、新湊、氷見）でもヒラメが捕れていることは、別紙6「ヒラメの漁獲量①」が示すとおりである。してみると、No.5地点が好漁場であるのは、その地形的要因に負うところが大きい可能性があると考えられるから、それが有機物量や硫化物量の少ない底質に負っていると認めることはできない。COD値等の数値が低いのは、上記のとおり、本件海域の当委員会による底質調査のNo.1ないしNo.3地点でも同様であり、これらの数値にNo.5地点と有意な差があるとは認められない。No.1ないしNo.3地点は、No.4地点とともに、排砂前にはヒラメが捕れていたのが捕れなくなった場所として原告らが指定した地点である。

ウ 以上のとおり、河口の西側海域との比較によっても、本件海域の底質は、格別悪い状態にあると認めるに足る証拠はなく、本件海域で漁獲の不振があった場合に、これが底質に起因するものと認めるには足りないと言ふべきである。

（7）機序に関する総括

以上（1）ないし（6）を総合すると、次のとおりである。

出し平ダム湖でスメクタイト等粘土鉱物が有意に増加するとは考えられない

上、排砂によって海底の固化が生じているとの事実も、本件海域で貧酸素状態が発生しているとの事実も認められない。しかし、排砂の機序によって粘土鉱物の堆積が促進され、特に浅海域の季節的な泥質化が生じていることが認められる。ただ、その泥質化が本件各魚種に与える影響については明らかではない。また、浅海域以外では、泥質化が進行していると認めるに足る証拠がなく、底質の状況等から考えて、本件各魚種に影響を与える機序を見出すことはできない。

3 漁獲量から見た排砂の影響

次に漁獲量から見た排砂の影響について検討する。

なお、以下に論じる漁獲量は、統計資料に基づくものは、可能な限り属人統計によることとする。けだし、本件各魚種に関する限り、属人統計が海域毎の漁獲量を比較的良好に反映していると考えられるからである。

(1) ヒラメ

専門委員報告書、甲B第52号証及び乙A第39号証によれば、次の各事実が認められる。（別紙6「ヒラメの漁獲量」の①ないし④を参照）

ア 富山県全体

富山県全体におけるヒラメの漁獲量は、昭和46年（1971年）をピークとして減少傾向にあること、この昭和46年（1971年）のピークは、昭和36年（1961年）から同52年（1977年）にかけての16年間続いた増加の大きな山のピークでもあり、この山が終了した後は、顕著なピークを欠く昭和52年（1977年）から同62年（1987年）にかけての増加の山、昭和62年（1987年）以降は、平成5年（1993年）をピークとする増加の山を形成し、平成10年（1998年）を底として上昇に転じ同15年（2003年）に一つのピークを迎えている。そして、以上のような富山県における漁獲量の増減の推移は、専門委員報告書の指摘するとおり新潟県、特に新潟県南部とは極めてよく類似していることが認められる。さらに、甲B第52号証は、昭和50年（1975年）以降、富山県と石川県との間でも有意な相関関係が認められるようになってきているとし、こうした3県の漁獲量変動の同調化の原因として種苗放流量の増大により県間の交流が盛んになっている可能性も考えられるとしている。

なお、甲B第52号証は、日本海全域ないし富山県全体におけるヒラメ漁獲量の減少について、濫獲や疾病の影響の可能性を指摘するとともに、「これまでの新潟県や黒部市～朝日町で放流されたヒラメ種苗が主に西向きに移動し、急深地帯を擁する入善町～滑川市地先で大半が刺し網によって漁獲されてしまうことが明らかになった」とし、さらに、乙A第39号証は、「天然魚に対する漁獲圧も相対的に高いと予想される。」と指摘している。

イ 本件海域（平成9年まで）

本件海域である「入善」及び「朝日」の漁獲量について、甲B第52号証にならい、まず平成9年（1997年）までを見ると、富山県全体と同様に、平成5年（1993年）前後をピークとする増加の山を形成しながら低下する傾向にあること、「入善」、「朝日」の平成3年～9年（1991年～1997年）の各漁獲量の変動は、いずれも初回排砂前である1980年代（昭和56年～平成2年）の変

動幅の範囲内で推移していること、これに対し、排砂の影響が本件海域より少ないと考えられている「黒部」では、平成5年（1993年）、同6年（1994年）及び同9年（1997年）において1980年代の変動の範囲と比較して漁獲量が低くなっていることが認められる。以上のとおりであるから、平成9年までの本件海域については、排砂の影響を見出すことはできない。

原告らは1980年代前半までは、「入善」の当時の横山漁協や吉原漁協が黒部漁協に漁場を貸しており、さらに正規の「漁場貸し」の他にも、黒部地区や魚津地区の大型船が入善地区や朝日地区の地先において密漁を繰り返していたと主張するが、甲A第44号証（覚書、入漁承認一覧表等）によれば、昭和47年（1972年）から同60年（1985年）までの間、漁場貸しが行われていたことは認められるものの、実際の漁獲量にどの程度の影響が生じたかを明らかにする証拠はない。昭和60年（1985年）前後の漁獲統計を見ると、「入善」、「朝日」、「黒部」、「魚津」とも県全体と概ね同様の漁獲変動を示していることができ、漁場貸し等の終了により顕著な変動が生じているとは認められない。仮に漁場貸し等が本件海域及び周辺海域の漁獲統計に何らかの影響を及ぼすことがあったとしても、その影響が無くなっているはずの昭和62年（1987年）以降の漁獲変動のみについて見た場合にも、上述のとおり、「入善」、「朝日」について、初回排砂の前後における漁獲の変動傾向の継続性、初回排砂の前後を問わない富山県全体との類似性が認められるから、やはり、排砂による影響を見出すことはできないというべきである。

また、原告らは、「原告ら全体としての漁獲の推移を見ると遅くとも大量の排砂がなされた95～97年以降には、初回の排砂がなされた91年以前との比較において顕著な漁獲の減少が見られる。」と主張するとともに、「重要な点は、90年代前半の漁獲量と比較すると、「黒部」の最近の漁獲量は顕著な増加の傾向を示しているのに対し、「入善」の最近の漁獲量は顕著な減少の傾向を示しているのであり、まさに、対照的な漁獲量の変動を示していることである。」と主張する。しかし、1990年代前半（平成2年～6年）においては、既に2回の排砂が行われており、また、統計上、1990年代前半は「入善」、「朝日」ともに上述のとおり富山県全体と同様に平成5年（1993年）前後をピークとする山を形成している時期で（排砂の影響が考えられない1980年代後半に比しても）漁獲量が多い時期であることから、初回排砂以降の漁獲量と対比する期間としては不適當というべきである。

ウ 本件海域（平成10年以降）

「入善」、「朝日」の平成10年（1998年）以降について別紙6の漁獲統計によりその漁獲量を検討する。

まず、平成10年～12年（1998年～2000年）は、過去の漁獲量との比較において相当低いものとなっているが、富山県全体の漁獲量においても同様の傾向であり、「黒部」等の県内他海域や石川県、新潟県においても、時期の前後や程度の差はあるが、漁獲量の低下が生じている。

「入善」では、平成12年（2000年）以降、漁獲量の回復が見られ、引き

続き富山県全体や隣接海域と類似した変動が認められる。この点について専門委員報告書が平成16年（2004年）までの漁獲統計に基づき、「黒部」とともに「糸魚川」，「浦本」（いずれも新潟県南部）と特に平成11年（1999年）以降類似した漁獲変動を示していると述べているとおりである。

一方，「朝日」では，平成14年（2002年）以降においても，引き続き漁獲量の不振が続いているが，これも，専門委員報告書が，「朝日」，「青海」（新潟県南部で富山県側に位置）は不振が続いていると述べているとおりである。

ところで，「入善」の当時の漁獲量について，「飯野」，「吉原」，「横山」に分けて見ると，漁獲量の落ち込み及び不振の継続は，「横山」で顕著であり，「吉原」では目立った落ち込みがない。また，横山地先漁業者である原告A1，同A2に関して，専門委員報告書は「過去の販売仕切書が保管されており努力量（出漁日数）の記録もあるA1，A2両氏の1992年（平成4年）以降のヒラメの漁獲を見ると，1日当たり出荷尾数がこの間減少傾向を示す。減少はこの間一律に進んだのではなく，1996年（平成8年）以前と1997年（平成9年）以後とで水準が異なるように見える。」としているが，「横山」における不漁の点を指摘していると見ることも可能である。

ただ，甲A第17号証によれば，平成10年（1998年）には「横山」で定置網が廃業されたこと，平成14年（2002年）には「朝日」で定置網が業務停止状態となったことが認められ，それぞれその前後でヒラメ漁獲量が半分以下に落ち込んでいることから，これらの漁獲量の落ち込みはむしろ定置網の廃業の影響を受けた可能性があるとも考えられるが，廃業前の各定置網での漁獲量が明らかでないことから，その影響の度合いを明らかにすることはできない。

エ ヒラメに関する総括

以上のとおり，ヒラメの漁獲量についての富山県全体及び隣接海域との比較及び過去の漁獲変動幅との比較からは，本件海域において，排砂を原因とする特異的な漁獲量の減少（不漁）が生じているとは認められない。平成11年（1999年）前後に，本件海域において，従前の漁獲量の変動幅を超える不漁が生じているが，前述のとおり，富山県全体の漁獲量においても同様の傾向が認められ，「黒部」等の県内他海域や石川県，新潟県においても，時期の前後や程度の差はあるが，漁獲量の低下が生じている。

これに対し，特に，平成14年（2002年）前後から，本件海域の中でも「朝日」，「横山」においては，他の海域で漁獲量の回復傾向が見られる中で，減少傾向が継続している。しかしながら，平成3年（1991年）の初回排砂以降，平成14年（2002年）までに10年余が経過し，その間8回の排砂が行われていること及び「朝日」，「横山」は「飯野」，「吉原」より黒部川河口から遠くに位置する海域であり，排砂の影響がより顕著に生じるとは考えにくいことにかんがみると，この減少傾向が排砂に起因すると断ずるのは困難というほかない。

（2）アカガレイ

別紙7「アカガレイの漁獲量」によって，アカガレイの漁獲量について検討する。「朝日」は，専門委員報告書のとおり，平成6年（1994年）以降，好調で

あることが認められる。「入善」においては、漁獲量が従前より「朝日」、「黒部」と比較するとかなり低い水準ではあるが、初回排砂以降の漁獲量は、過去の変動の範囲内であることが認められる。原告らは、「朝日」が好調である点について、ヒラメが捕れないことからアカガレイを捕るようになったためとしているが、いずれにしても、本件海域で排砂の影響によりアカガレイの漁獲量に特異的な減少（不漁）が生じているとは認められない。

（３）ワタリガニ（ガザミ）

ワタリガニ（ガザミ）の漁獲量については、専門委員報告書によれば、富山県全体としては、１９９０年代は平成５年（１９９３年）に小さな谷を持つがほぼ横ばいで、２０００年代に入って下がり気味であり、この変動傾向は日本海北区（富山県～青森県）でもほぼ同様であることが認められる。漁獲統計（別紙８「ワタリガニ（ガザミ）の漁獲量」）を見ると、本件海域である「朝日」、「入善」の１９９０年代の漁獲量は、１９８０年代の変動幅との比較において低いものとなっているが、「黒部」も同様の傾向を示しており、富山県全体の変動傾向と類似しているとも言える。以上のことから、排砂の影響によりワタリガニ（ガザミ）の漁獲量に本件海域に特異的な減少（不漁）が生じているとは認められない。

（４）その他の魚種

以上の他に、原告らは、アカエビ、フクラギ、マゴチ、シロギス、アマダイ、シタビラメ、クルマエビ、マダコ、ツブ貝について、漁獲量の減少を主張している。

このうちツブ貝については、甲Ａ第３１、第４５号証、職第３号証の１７頁（海域全体のまとめ）、原告Ａ３本人の供述及び審問の全趣旨を総合すれば、同原告は、昭和５０年代ころから宮崎漁港近辺の沿岸域でツブ貝を採取し、糸魚川魚市場に出荷していたが、現在では同海域でツブ貝がほとんど捕れなくなっていることが認められる。しかし、同原告のツブ貝の出荷量の推移を裏付ける証拠も、同海域や他の海域でのツブ貝の漁獲量の推移を明らかにする証拠もなく、これが本件海域に特異的なことであるか、排砂との関連性があるかどうかについて明らかにすることはできない。むしろ、甲Ａ第４５号証によれば、最近では、糸魚川魚市場にツブ貝が出荷されることが少なくなっているというのであるから、他の海域でもツブ貝の漁獲が低下している可能性も窺われる。その他の魚種についても、漁業資源量の減少の有無を検討するに足りる漁獲統計等の資料が存在しないため、漁獲量から見た排砂の影響を論じることが困難というほかない。

また、その他の上記いずれの魚種についても、排砂中ないし直後の海域の汚濁等による漁獲の減少が、ダムが存在しない場合の自然な出水による場合と異なるかどうかを明らかにする証拠は存しない。

４ 本件各魚種に関する総括

上記２、３に認定判断したことを総合すると、次のとおりである。

- （１）まず、本件海域の主に浅海域に生息する本件各魚種については、排砂後に出現する泥の堆積によって何らかの影響を受けている可能性は否定し得ないものの、その高度の蓋然性を裏付ける資料に乏しく（ワタリガニ（ガザミ）以外については、漁

獲統計すらない。），排砂による漁獲の減少を認めることはできない。

- (2) 次に本件海域の浅海域以外に生息する本件各魚種については、排砂によって漁業資源ないし漁獲に影響が生じる機序を認めるに足りる証拠はないが、ヒラメの漁獲が「横山」，「朝日」の各海域において平成14年以降不振であり，これは，同年以降の当該海域に特異的なものと評価し得る。しかし，なぜそれが初回排砂から10年以上経過した平成14年以降に生じたのか，なぜ黒部川河口に近い「飯野」，「吉原」ではなく，同河口から遠い「横山」，「朝日」でなのかを解明することができないことからみても，上記不振の原因を排砂に帰することはできない。アカガレイについては，漁獲の減少を認めることができず，他の魚種については漁獲統計が存在しないため，漁獲の減少の有無を判断することができない。

5 排砂がワカメ養殖に与えた影響

(1) 原告組合のワカメ養殖

原告組合のワカメ養殖に関しては，収穫量も，収穫努力量も，信頼し得る客観的な証拠に乏しい。年次別収穫量を示す乙A第39号証の図32の表は，甲A第12号証6頁など対比すると，養殖網（ワカメの芽胞体が付着した種糸を巻き付けたロープ）を設置した年次による表記ではないかとも思われるが，同表を作成した藤田は，参考人として，これについて漁協からの聞き取りにより収穫年次で作成したと思う旨述べている。また，同表は，いずれにしても農林水産統計から作成されたと認められる乙A第42号証の6の2が示す収穫量とは明らかな食い違いがあり，他地区から購入したワカメも「入善ワカメ」として販売したという参考人A4の供述を考慮しても，説明し難い矛盾がある。

このため，専門委員報告書も，平成10年までに原告組合がワカメ養殖を断念した程度のことしか見出せないとしているが，甲A第12号証，乙A第39号証，参考人A4の供述（同人の記憶が曖昧なために不正確と思われる部分を除く。）及び審問の全趣旨を総合すると，原告組合によるワカメ養殖の概要は，次のようなものであったと認められる。

原告組合は，昭和62年秋からワカメの養殖を開始したが，これは，毎年10月末から11月初めころ，養殖網を佐渡から購入し，これを本件養殖場の海中に設置し，翌年4月から5月初めに成長したワカメを収穫するというものであった。当初，収穫したワカメの品質は良好で，試食会での評判も良く，「入善ワカメ」のブランドで販路の見通しも立ったため，平成2年の養殖網設置からは養殖網をそれまでの8本くらいから12本くらいに増やし，さらに平成3年の養殖網設置からは，区画漁業権をそれまでの1か所から2か所に増やした（ただし，同年以降の養殖網の設置数は不明である。）。ところが，養殖網設置後に平成3年12月の初回排砂があった平成4年産ワカメの収穫は，葉先が黄色に変色して商品価値が低いものとなり，平成5年以降の収穫でも，同様の変色のほか，ヨコエビの巣の付着，幼芽の脱落，成長不良があつて，品質・収穫量とも不満足なものとなった（ヨコエビの巣の付着については，参考人藤田は，平成7年が最初だったと記憶していると述べている。）。原告組合は，その後，投資が無駄になるのを恐れて養殖規模を縮小したが（その縮小した時期等は不明であるが，職第4号証によれば，後記のとおり藤田

が平成7年4月29日ころに調査した際には、養殖網の数は6本であったと認められる。)、さらに、その後も収穫ワカメの品質・量とも不振な状況が続いたため、平成10年の収穫をもってワカメ養殖を廃止した。

被告は、原告組合がワカメ養殖を廃止したのは、養殖の普及や輸入の増大、天然物も含めた全国的な生産過剰による価格低迷が原因ではないかと主張するが、参考人藤田は、同組合の生産するワカメについて、「地場産としての需要はあったはず」と述べ、参考人A4も、ほぼ同旨を述べており、養殖の廃止は、乙A第42号証の5、6に照らし、その背景に価格低迷もあったことは否定し難いとしても、直接的には上記のとおり収穫の不振によるものと認めることができる。

(2) 排砂との関連性

ア 濁りのワカメに及ぼす影響

専門委員報告書が引用する「水産用水基準(2005年版)」(職第7号証)及び職第5号証の表-47によれば、幼葉期(幼芽期)のワカメの光合成に対する長期的影響の安全限界は5mg/lであり、50mg/lでは悪影響を及ぼし、100ppm(100mg/l)では生残率が低下するとされており、ワカメは、他の海藻類と比較しても、特に濁りに弱い海藻であることが認められる。

また、藤田による「養殖ワカメの不作と排砂との関連性」(職第4号証)によれば、ワレカラやヨコエビは、1年に何回か繁殖するが、春に多いこと、海面付近のロープやブイなどの構造物に多く生息するが、ワカメの成長が濁りなどで停滞すると、その藻体(特に老成した先端部)に多く付くようになること、ヨコエビは自らが分泌する粘液により海水中の懸濁物を利用して数時間で巣を作ってしまうこと、以上のとおり、海水の濁りは、ワカメの成長を阻害することを通じてワレカラやヨコエビの付着・繁殖の誘因となり、また、ヨコエビの営巣の材料となることが認められる。

イ 排砂がワカメに影響を及ぼす機序

(ア) ワカメ収穫不振の直接的原因

専門委員報告書は、上記(1)に認定したようなワカメの先端部の黄変、ヨコエビの巣の付着、幼芽の脱落、成長不良は、一般論として、いずれも濁りに起因するものである可能性を肯定できるとする科学的知見を示している。

職第4号証によれば、藤田は、平成7年4月29日ころ、本件養殖場のワカメについて、ヨコエビの巣の付着による被害の状況を調査したが、その結果は、①ワカメの成長は悪く、ほとんどが1m未満であったこと、②岸側より沖側の養殖網で成長が悪く、その原因として濁りによる光不足が考えられたこと、③一本の養殖網では、波浪の影響が大きい浮きの周囲では比較的成長が良く、浮きと浮きの間では着生密度もまばらであったこと、④ワカメに着いている泥状の付着物は、ヨコエビの巣(棲管)で、珪藻など微小藻類の付着も多く、通常の「漬け洗い」では落ちないこと、⑤ワレカラは例年も良く見られるが、ヨコエビ類はその年が初めてであったこと、⑥同年5月に魚津市と朝日町で天然ワカメを採集したが、特に異常はなかったこと、⑦ワレカラはマルエラワレカラ、ヨコエビはカマキリヨコエビなどで、ワカメ1藻体に少なくとも数

十から数百個体が付着しており、特に葉状部の先端で多かったことが認められる。

また、職第4号証は、上記④のうちの珪藻類の付着も、ワカメの成長が停滞した結果と考えられるが、これがさらにヨコエビ類やワレカラを誘引した可能性も否定できないとの科学的知見を示している。

以上の事実及び科学的知見と上記アに示した科学的知見とを総合すれば、本件養殖場のワカメ収穫の不振の原因は、海域に浮遊する泥による日照不足又は浮遊する泥が藻体に付着したことによる成長不良、これらに伴う珪藻等藻類の繁殖、以上を誘因とするワレカラ、ヨコエビの繁殖、さらに、浮遊する泥等の懸濁物質を利用したヨコエビの営巣によるものであると推認することができる。

(イ) 浮遊する泥の起源

そこで、次に、このようなワカメ養殖不振の原因となった泥等の懸濁物質の起源が問題となる。

本件海域の浅海域には、各所に排砂を原因とする浮泥又はぬかるみ状の泥の堆積が生じること、これらの泥は、翌年春ころまでには消失することは、前示2(4)のとおりである。乙A第40号証の図(15)によれば、本件海域では、特に冬期(11月から3月)の波高が高いことが認められるから、これらの泥は、冬期の波浪により巻き上げられ、拡散・流失し、その過程では、これらの泥が海水中で懸濁状態になることが推認される。以上に加え、冬期はあたかも本件養殖場のワカメの生育期であること、前示(1)のとおり、初回排砂以前には、本件養殖場で収穫されたワカメの品質は良好で、原告組合は養殖規模を拡大してきたこと、平成7年のヨコエビ被害が生じたのと同時期に他の近隣海域のワカメには異常がなかったことにかんがみれば、これらの泥がワカメ養殖不振の原因となった泥の主な供給源であったことを推認し得るというべきである。

(ウ) まとめ

以上(ア)及び(イ)を総合すると、原告組合がワカメ養殖をしていたころ、排砂により付近の浅海域に生じていた浮泥又はぬかるみ状の泥は、冬期の波浪により巻き上げられて海水の濁りとなり、また、これがワカメの藻体にも付着して、ワカメの成長を阻害したり、珪藻類を誘引したりして、ヨコエビやワレカラを繁殖させ、さらにヨコエビはワカメの藻体に営巣し、ワカメの収穫量の減少と品質低下を引き起こしたものと認められる。

ウ 被告の反論について

被告は、乙A第39号証の富山県水産試験場による本件海域での水質調査の結果を援用し、本件養殖場でワカメに被害が生じるほどの濁度の上昇は生じていないこと、海域の透明度の低下は雪解けや水田耕作の影響であること、ワカメの不作は河川水により塩分濃度が低下したためである可能性があることを主張する。しかし、上記富山県水産試験場による水質調査の地点は、同書証の図36に示されているが、これを他の地図と照合すれば、連続モニタリング調査定点を含め

て、本件養殖場より沖合の、少なくとも波浪による底泥の巻き上がりが顕著な海域ではないことが推測される。そうすると、上記水質調査の結果をもって本件養殖場付近の水質を論じることが相当でないと考えられるから、被告の上記主張は、いずれも採用することができない。上記イ（ア）に示した藤田による平成7年4月29日ころの調査結果①ないし③によれば、本件養殖場のワカメは、成長する過程で浮遊する泥の影響を受けたことが推測されるのであり、むしろ同書証から本来は濁度が低く透明度が高いと認められる冬期の本件海域で、その泥がどこから来たのかが問われなければならないのである。

次に、被告は、上記藤田による平成7年4月29日ころの調査結果について、同月中の降水量が多かったことと関連する可能性をも指摘するが、収穫期を目前にした同月中に泥の影響を受けただけで、ワカメの葉長が1m未満であるとか、着生密度がまばらであるという前示の調査結果のような状態が生じるとは考えにくいというべきである。

また、被告は、被告が底質調査を実施している本件海域の浅海域の4地点の調査結果（乙A第46号証3-11, 3-13, 3-15, 3-17）から、底質の中央粒径値を見る限り、浅海域でシルトや粘土といった微細分が増加傾向にあるとはいえないと主張するが、藤田は、前示のとおり、本件養殖場の近くである五十里沖魚礁付近を含む調査した全ての浅海域で、浮泥又はぬかるみ状の泥の堆積を現認しているのであるから、被告のこの主張は失当である。

さらに、被告は、平成18年10月26～27日に潜水調査をした際には、浅海域の泥の堆積は消失していたと主張して、乙A第57号証（海底のビデオ映像）を提出するが、その撮影場所を十分に特定するに足りる証拠は提出されていないところ、職第11号証によれば、藤田は、入善町田中については、その映像を撮影した場所が、藤田が泥の堆積を認めた場所と同一の場所であるのかどうか疑問を呈しており、藤田が同年9月末に潜水調査した際には随所で泥が認められたとも述べていることからすると、被告のこの主張を採用することはできない。夏から秋にかけて台風などで波の高いことがあるとしても、冬の本件海域及びその近辺で大波が続くことは周知の事実であり、波高の大きさに従って泥が巻き上がる海底の範囲（水深）も変わるはずであるから、冬までに浅海域の泥が減少することがあるとしても、それによって冬場の泥の巻き上がりがなくなるとまでは考えにくいのである。

以上のほか、被告は、ワカメの不作の原因として、排砂とは無関係の泥の巻き上がり、海水中の栄養塩の濃度低下、原告組合の管理不十分等の可能性について指摘しているが、原告組合によるワカメ養殖が、養殖開始から初回排砂以前まで、短い期間とはいえ順調であったことは前示のとおりであるから、これらの可能性を認める根拠に乏しいというべきである。

（3）ワカメ関係の総括

以上の認定判断によれば、原告組合のワカメ養殖の不振は、主に出し平ダムの排砂により浅海域に堆積した泥の巻き上がりがワカメの成長不良等を生じさせたためであると認めることができる。

6 結論

以上のとおり、原告組合によるワカメ養殖の収穫が不振となったのは、被告による出し平ダムの排砂がワカメの生育環境を悪化させたことが原因であったと認めることができ、他方、その余の原告らの刺し網漁業における本件各魚種に係る漁獲量が同排砂の影響によって減少したとの事実を認めることはできないから、主文のとおり裁定する。

平成19年3月28日

公害等調整委員会裁定委員会

裁 定 委 員 長 加 藤 和 夫

裁 定 委 員 平 石 次 郎

裁 定 委 員 辻 通 明

(別紙省略)

3 茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件

(平成17年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成17年2月14日、茨城県北浦町の住民3人から、金属製品製造会社2社及び茨城県を相手方(被申請人)として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、住居付近で操業する被申請人ら会社の工場の事業活動及び敷地内でなされている産業廃棄物の焼却、埋立て等により、身体の健全性が著しく損なわれ、申請人らのうち2人については転居を余儀なくされている。これら申請人らが受けている健康被害及び将来にわたって土地建物を放棄しなければならない損害は、被申請人ら会社の工場の事業活動等によるものであり、また、被申請人県が適切な指導監督を行わなかったことにより、原因が除去されず被害が拡大した、との原因裁定を求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審問期日を開催するとともに、平成18年5月19日、化学物質と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員を選任し、現地調査、現地証拠調べ、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めている。

4 銚子市における汚水による土壤汚染被害等原因裁定申請事件

(平成17年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成17年5月19日、千葉県銚子市のA社外2人から、千葉県を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が実施した交通安全施設(歩道)整備工事と県単排水整備工事により、申請人らの所有する土地に大量の汚水が流入し、土地全域が泥沼状態となって耕作等に使用することが不可能となり、悪臭が発生するなどの環境問題にもなっているとして、汚水の流入を止めることや県単排水整備工事の中止を繰り返し要

請したが、被申請人は何の措置も採らずに工事を強行し、誠意を持って話合いに応じていない。これらを理由として、本件水田損壊及び汚水による冠水被害は、被申請人が排出する汚水にあるとの原因裁定を求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、8回の審問期日を開催するなどの手続を進めた結果、平成19年3月13日、下記のとおり、申請を棄却する裁定を行い、本事件は終結した。

公調委平成17年（ゲ）第2号 銚子市における汚水による土壤汚染被害等原因裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

別紙物件目録記載の各土地における汚水の滞留及び土壤汚染は、被申請人の排水管理の不備によるものであるとの原因裁定を求める。

2 被申請人

申請人らの本件申請を棄却するとの裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、被申請人による道路側溝からの排水管の設置ないしその出口付近の排水の管理に不備があったため、生活排水や工場排水を含む汚水が申請人らの所有する土地に流入して、その土地を泥沼状態とし、土壤汚染を生じさせたと主張して、その因果関係について原因裁定を求めたものである。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実）

(1) 土地の所有関係

申請人A社は、平成9年1月28日、別紙物件目録1及び2記載の各土地を国（当時の大蔵省）から買い受けて、以来所有している。

申請人Cは別紙物件目録3、4、6、7及び8記載の各土地を、申請人Dは同目録5記載の土地をそれぞれ所有している。（以下、別紙物件目録記載の各土地を各番号に対応させて「本件1の土地」等という。同目録記載の各土地を総称して「本件各土地」という。）

なお、被申請人は、平成12年3月14日、本件1の土地から分筆された〇〇〇町〇〇〇番〇〇〇及び同番〇〇〇の各土地並びに本件2の土地から分筆された同町〇〇〇番〇〇〇の土地を申請人A社から、本件3の土地から分筆された同町〇〇〇番〇〇〇の土地を申請人Cから、いずれも排水管設置のための用地として買い受けて以来所有している。

(2) 本件各土地及びその周囲の状況

本件各土地は、千葉県銚子市の太平洋岸にある屏風ヶ浦の北に位置する比較的平

らな丘陵地帯に自然に形成されたその地方で谷津地と呼ばれる谷の一つ（以下「本件谷津地」という。）の中に存在する。本件谷津地の深さは、両脇の山林の上部と本件３ないし８の各土地との高低差でいうと、おおむね２０ｍ程度であり、その谷底には、本件３ないし８の各土地を含め、幅員がおおむね１０ｍから２５ｍ程度の細長く平坦な土地部分が存在し、以前には谷津田と呼ばれる水田として耕作されていたが、今日では耕作されておらず、葦等が生い茂っている。この平坦な土地部分の両外側は、主に山林となっている傾斜地である。本件谷津地には、その周辺の自然な土地の起伏の状況からして、周囲の土地から水が流れ込むようになっており、この平坦な土地部分を挟んでそれぞれ外側、山林等である傾斜地との間に水路（青道）が存在し、周囲の水や、本件谷津地に生じる湧き水が流れ込んでいる。本件谷津地は南北に長く、北に開けており、上記水路は北へ流れている。本件谷津地の南端に近接して国道１２６号が通っており、同国道の両側（本件谷津地を除く。）には住宅や店舗・工場などが散在している。

本件１及び２の各土地は、本件谷津地の南端の国道１２６号沿いからその谷底に向かう傾斜地であり、本件３ないし８の各土地は、上記のように谷底に細長く連なる平坦な土地部分（旧谷津田）のうちの一部である（別紙図面は、本件谷津地内の土地の位置関係を示した図である。）。本件各土地の地目は本件１の土地が山林、本件２の土地が雑種地、本件３ないし８の各土地が田であるが、平成９年ころ本件１の土地が埋め立てられたのを始めとして、今日までの間に、本件１ないし４の各土地は、申請人Ａ社によって埋め立てられた。

なお、前記のとおり被申請人が申請人Ａ社及び申請人Ｃから排水管設置のための用地として買い受けた土地も、平成１５年１月又は２月に申請人らによって埋め立てられた。

（３）旧排水管の存在

申請人Ａ社が本件１及び２の各土地を国から買い受けた当時、国道１２６号の北側脇の集水枡（以下「本件集水枡」という。）に接続して、本件１の土地から本件谷津地の方向に向けて下る排水管（以下「旧排水管」という。）が設けられており、その長さ等については争いがあるものの、本件集水枡に集まった排水（以下「本件排水」という。）がこの旧排水管を通じて本件谷津地の方向に向けて流されていたことについては争いがない。

（４）平成９年交通安全施設整備工事

被申請人は、平成９年２月１９日から同年７月２０日までの工期で、交通安全施設整備工事として、国道１２６号の本件１の土地等に隣接する区域等において歩道の拡幅及びこれに伴う側溝の移設を行った（以下、この工事を「平成９年工事」という。）。

（５）平成１１年県単排水整備工事

被申請人は、平成１１年１月３０日から同年３月２５日までの工期で、県単排水整備工事として、本件３の土地に浸透枡（以下「本件浸透枡」という。）を設置し、本件集水枡と本件浸透枡とを接続する仮排水管（長さ１２９ｍ、直径６００mm、合成樹脂製。以下「仮排水管」という。）を本件１、２及び４の各土地の地中

に埋設し、本件浸透枡の側面から南東方向、〇〇〇町〇〇〇番〇〇〇の土地に向けて長さ4 m程度の排水管（直径600 mm，合成樹脂製）を設置する工事をした（以下、この工事を「平成11年工事」という。）。この工事により、旧排水管は廃止され、本件排水は、本件集水枡、仮排水管、本件浸透枡及びそこからの排水管を順次通じて本件谷津地に排出されるように措置された。

（6）仮排水管による排水の終了

申請人らは、平成15年1月31日に仮排水管を破壊してその流れを塞いだため、被申請人は、本件集水枡から本件排水をポンプにより国道126号を挟んで本件谷津地の反対側（海の方向）に放流するように措置した。この結果、平成15年1月末以降、本件排水は本件谷津地に流れ込んでいない。

（7）本件排水の内容

遅くとも平成9年工事が行われてから、平成15年1月31日に仮排水管が破壊されるまでの間、本件排水には、近隣地域及び工場からの生活排水、工場排水が含まれており、これが本件集水枡から旧排水管又は仮排水管を通じて本件谷津地に放流されていたことについては争いがない。

2 申請人らの主張

（1）平成11年工事以前の状況

ア 平成9年工事

本件集水枡には、平成9年工事以前は、道路排水のみが流れ込んでおり、近隣地域の生活排水や工場排水は流れ込んでいなかったが、同工事によって、近隣地域の生活排水や工場排水も流れ込むようになったため、悪臭を放つ汚水が旧排水管を通じて大量に本件谷津地に流入するようになった。

イ 本件谷津地での本件排水の状況

（ア）旧排水管の先端は青道（国有地）に接続されていなかった。仮に被申請人の主張するとおり、旧排水管の先端に蓋なしのU字溝が接続されていたとしても、そのU字溝の末端は青道（おおむね本件4の土地の東側に位置する青道。以下「本件青道1」という。）に接続されていなかった。被申請人は、本件排水を漫然と申請人らの土地に排出していた。

（イ）仮にU字溝の末端が本件青道1に接続されていたとしても、乙第10号証の図面によると、この青道は部分的なものであり、本件3の土地付近から始まり本件5の土地の南東側に沿って流れ下る青道（以下「本件青道2」という。）又は水路状の土地（以下「現況水路」という。）に接続していなかったことは明らかであるから、結局、本件排水は下流に連なる青道に接続される形で排出されてはいなかった。また、本件各土地周辺の青道は水路としての形状を失い、周囲の土地との区分が不明確であったから、被申請人は、本件排水が本件各土地に流入することを認識していたことになる。

ウ 以上の事実によれば、旧排水管（及びU字溝）の設置管理を行っていた被申請人は、これらを適切に管理し、本件排水が本件各土地に流入する事態を改善する義務があったのに、これを怠ったため、本件各土地は本件排水によって汚染された。

(2) 平成11年工事について

ア 平成11年工事实施の経緯

(ア) 平成9年工事により、本件各土地に本件排水が流れ込むようになったため、申請人らは被申請人に抗議し、かつ、旧排水管からの水流を青道に繋げるための工事資材の提供を申し入れたが拒否された。

(イ) 被申請人は、申請人らに無断で平成11年工事を行った。申請人らは同工事の中止を申し入れたが被申請人は強行した。「平成10年10月頃、被申請人が仮排水管の敷設工事を行うことで申請人らと合意に達し」とする被申請人主張事実は否認する。

イ 仮排水管からの放流先

本件浸透枡から本件排水を放流するために設置された排水管の先には、被申請人主張のような現況水路は存在せず、被申請人は、平成11年工事により、この排水管から本件排水が垂れ流しになる状態を作出した。仮に現況水路が存在していたとしても、その先にある青道は、他の土地との区別がつかない状態であり、本件排水は、青道以外の土地にも流れる状態であった。

その結果、大量の汚水が本件各土地に流入し続けたため、本件各土地のすべてが泥沼状態になった。

以上のとおり、被申請人が仮排水管を設置した行為は、本件排水が本件各土地に流入することのないよう適切に排水管を設置管理すべき義務を果たすものではなく、依然として被申請人の不法行為は継続したままであった。

(3) 本件排水による被害

ア 公害の状況

本件3の土地における水について見ると、生物化学的酸素要求量(BOD)が著しく高く、また、アンモニア性窒素含有量(NH₄-N)で定量下限値を超える数値が出ている。

このような状況からすると、汚水が滞留する一帯の土壤が汚染されていることは明らかであり、汚泥の除去が必要である。

また、本件各土地周辺には、本件排水や汚染された土壤などから発生すると思われる悪臭が漂い、特に夏の暑い時期には甚だしい。

イ 耕作等の被害

本件各土地に生活排水や工場排水を含む排水が流れ込むようになるまでは、本件各土地は耕作等に利用されていたが、水稻の生育に適さない本件排水の流入及び滞留により、その利用は阻害され、将来の耕作の可能性も奪われることになった。また、泥沼状態になった本件各土地から悪臭が発散し、近隣住民にとっては環境問題となっている。本件各土地の汚泥中に環境基準を上回る危険物質が混入しているときは汚泥除去をしなければならない。

以上により、本件原因裁定申請時点で、申請人らにはそれぞれ次のような損害が生じている。

① 申請人A社

本件1及び2の各土地は国道沿いの土地であり、9年分の賃料相当額

3,240万円（約3反×120万円×9年）の損害を受けた。

Fの土地（〇〇〇町〇〇〇番）を代金25万円で買い取ったが、それまでの賠償金16万円（4俵×2万円×2年）を支払った。

② 申請人C

本件3,4及び6の各土地について9年分の収穫相当額324万円（18俵×2万円×9年）の損害を受けた。

③ 申請人D

本件5の土地について9年分の収穫相当額198万円（11俵×2万円×9年）の損害を受けた。

④ 申請人各人

本件各土地の土地改良のための費用は、膨大な金額となる。

（4）結論

以上のとおり、被申請人による平成9年工事、平成11年工事及びこれらの工事に関連する本件集水枡からの排水管（及びU字溝）の設置管理の不備によって、本件各土地に生活排水と工場排水を含む水が流入するようになって、本件各土地は泥沼状態になり、汚染されて、悪臭が漂うようになった結果、申請人らは本件各土地を耕作等に利用することができなくなった。また、汚泥中に環境基準を上回る危険物質が混入しているときは汚泥除去をしなければならなくなった。しかるに、被申請人は、その因果関係を争っている。

よって、申請人らは、その因果関係について、原因裁定を求める。

3 被申請人の主張

（1）平成11年工事以前の状況

ア 平成9年工事

平成9年工事により本件集水枡に生活排水や工場排水が流れ込むようになったとする申請人らの主張事実是否認する。

平成9年工事を行う前から、本件集水枡に集められた近隣地域の住宅地及び工場からの生活排水、工場排水を含む排水が旧排水管及びU字溝を流れていたものであり、同工事は、国道126号の歩道を拡幅し、これに伴い移設した側溝と本件集水枡とを接続する工事及び本件集水枡の嵩上げを行ったのもので、同工事により本件集水枡への集水区域に変更はなかった。

イ 本件谷津地での本件排水の状況

（ア）昭和50年代から、すなわち申請人A社が国から本件1及び2の各土地を買い受ける以前から、本件集水枡には旧排水管が接続されており、旧排水管の先にはコンクリート製の蓋なしのU字溝が設けられていた。U字溝の末端のおおよその位置は、乙第10号証の赤色破線で示されている線の途中、地番が「〇〇〇ー〇」と記載されている付近であった。

本件1及び2の各土地の直下には本件青道1があり、U字溝の末端から本件青道1までは現況水路があって、本件排水はこの現況水路を経て本件青道1に流れ込んでいたのであって、少なくとも本件集水枡からの本件排水が漫然と私人の土地に向けて排出されていたなどということはない。

申請人らは、平成元年以降順次本件各土地を購入しているが、申請人らは、本件1の土地に本件排水が流入していることを承知の上で同土地を買い受けたものである。なお、平成9年工事発注後の同年2月末ごろ、銚子土木事務所職員であるGが、工事現場付近で見かけた申請人Cに、道路排水をこのまま継続して排水させてほしいと要請したのに対し、同人は、以前からここに流れていたものであるからこのままでよいと答えている。

なお、本件排水は、申請人らが平成9年に本件1の土地を残土等で埋め立ててから平成11年工事により被申請人が仮排水管を設置するまでの間は、U字溝の末端から申請人らの埋立てで生じた法面の法尻を伝わり、その先の本件青道1、更にその先の現況水路を経て、本件青道2へと流下していた。

(イ) 被申請人が本件各土地に本件排水が流入することを認識していたとする申請人らの主張事実は否認する。

被申請人の主張は、本件谷津地の水田の耕作が放棄されるようになるに従い、その両側の青道（素堀りの水路）は、流入する土砂の堆積等によりその形状が失われ、また、畦畔の形状も次第に失われて、水田と青道との区分が不明確になり、降雨量が多いときなどには、本件排水や周辺の残土埋立地等から流入する水量も増加するので、そうした場合には水が青道から溢れたこともあることを指摘したものに他ならず、被申請人が本件各土地に本件排水が流入することを認識していたことを意味しない。

(ウ) 被申請人は、旧排水管等の設置管理を適切に管理しており、その義務を怠ったとする申請人らの主張は争う。

(2) 平成11年工事について

ア 平成11年工事实施の経緯

(ア) 申請人A社は、平成9年2月ごろから建設残土により本件1の土地の埋立てを開始しており、申請人Cから被申請人に対し、旧排水管が申請人A社の埋立工事の支障になるとして、旧排水管の敷設替え工事の申入れがなされたため、平成10年10月ごろ、被申請人が仮排水管の敷設工事を行うことで合意に達した。

なお、仮排水管の設置は、申請人らによる埋立工事が継続する間の暫定的な措置であり、最終的には被申請人が申請人A社及び申請人Cから排水管の埋設用地を買い上げ、そこに排水管を埋設することとなり、前記1(1)のとおり平成12年3月14日に4筆の土地を買い受けている。

(イ) 申請人らは、仮排水管を本件1の土地の地中に設置すること、本件3の土地に本件浸透枡を設置すること、本件浸透枡から本件青道2の方向に本件排水を放流することについて、当時いずれも同意しており、特に本件浸透枡からの放流先については、放流先とされる土地が何年も利用されていない土地だったので、どの方向でも良い旨言っていた。

イ 仮排水管からの放流先

本件浸透枡の側面には、〇〇〇町〇〇〇番〇の土地に向けて合成樹脂製の排水管が接続されており、本件排水は、この排水管から同土地及び同町〇〇〇番の土

地の現況水路を経て、本件青道2に流入し、下流へと自然流下していた。

なお、被申請人が本件浸透枘の先の土地の現況を確認せず、極めてずさんな排水処理を行ったなどと主張することは、仮排水管の設置が申請人らの要望に基づき、同人らの合意の下で行われたことやその後の経過等の事情を無視しており、信義則に反し許されない。

本件各土地周辺の青道が他の土地と区別がつかない状態となったのは、前記（1）イ（イ）のとおり、本件谷津地の水田での耕作が放棄された結果である。

以上のとおりであるから、被申請人が本件排水が本件各土地に流入することのないよう適切に排水管を設置管理するべき義務を怠ったとする申請人らの主張については争う。被申請人は、申請人らの同意の下に仮排水管、本件浸透枘等を設置し、現況水路に接続しているから、適切に排水管を設置・管理していたものである。

（3）本件排水による被害

ア 公害の有無

本件排水の本件谷津地への放流が中止された後である平成15年2月から本件原因裁定申請が提起された平成17年5月までの間に、銚子市では4,237mmの降雨量が観測されていることからすれば、申請人らが現在本件各土地に滞留していると主張する水は、仮排水管を通じて本件谷津地の青道に排出されていた当時の水ではない。

申請人Cが述べているとおり、現在、本件各土地が湿地状を呈しているのは、平成15年1月まで流入していた本件排水のためではなくて、「根水」によるものと考えられる。

本件各土地の臭気は、有機肥料の臭気又は有機肥料に触れて流入してくる畑からの流入水等の臭気と考えられる。

また、申請人らは、本件排水は千葉県農業試験場が示す農業用水基準「水稻の生育に対する水質汚濁の許容濃度の目安」の数値を超える汚染された排水であり、本件排水により本件各土地が汚染され、耕作ができないという被害を受けている旨主張するが、申請人らが本件各土地で耕作をしていたかどうかについては後記イのとおりであり、本件各土地を建設残土により埋め立てることを企図し、実際に一部の埋立てを行い、申請人A社から出る排水の排水場所とするために本件各土地を買収したという申請人らが、その後に本件各土地を耕作するなどということは到底考えられない。したがって、申請人らの上記の主張は、失当である。

イ 耕作の有無

本件3ないし8の各土地は、かつては水田として耕作されていたが、10数年前からは耕作されておらず、現在では葦等の雑草の繁茂が著しく未利用地として放置されている土地である。大型機械による農作業も困難であるから、耕作が再開される可能性は極めて低い。

なお、申請人らは、本件3ないし6の各土地を、耕作するためではなく、申請人A社からの排水場所とするために取得したものである。

第3 裁定委員会の判断

1 本件申請に係る損害について

申請人らは、本件申請に係る損害として、平成9年工事あるいは平成11年工事等の結果、本件排水が本件各土地に流入してその土壌が汚染されたことにより、本件各土地は、耕作ができなくなるなど利用が阻害され、また、土壌改良を必要とする状態に至ったから、利用阻害による逸失利益と土壌改良費相当の損害を受けたと主張する。これに対し、被申請人は、土壌汚染が生じたとする事実を争うほか、本件各土地は現在まで申請人らが耕作したことはなく、現在も葦等が繁茂したまま放置された土地であるから、申請人には損害が生じていないと主張する。そこで、まず、これらの点について検討することとする。

(1) 土壌汚染の有無

ア 申請人らは、本件排水により本件各土地に土壌汚染が生じたことを裏付ける事実として、次の①ないし③の各事実を指摘しているが、①の事実は甲第2号証の2及び第3号証の3、②の事実は乙第22号証、③の事実は審問の全趣旨から、それぞれ認められる。

① 平成17年9月17日に本件3の土地で採取した水の水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）が34mg/L、アンモニア性窒素含有量（ $\text{NH}_4\text{-N}$ ）が4.3mg/Lであり、これらの値は、いずれも千葉県農業試験場が示す農業用水基準「水稻の生育に対する水質汚濁の許容濃度の目安」である生物化学的酸素要求量（BOD）につき5ないし8mg/L以下、アンモニア性窒素含有量（ $\text{NH}_4\text{-N}$ ）につき3mg/L以下という各数値を上回っていること。

なお、被申請人は、甲第2号証の2の作成者であるH社の水の採取場所を争うが、成立に争いのない甲第8号証の写真1ないし3によれば、上記のとおり、この水は本件3の土地又は同土地付近で採取したものであったと認められる（甲第2号証の1の土壌についても同様。）。

② 平成14年5月22日に本件集水枡で採取した水の水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）が270mg/Lであり、上記農業用水基準の数十倍の数値であったこと。

③ 本件各土地周辺では、本件排水や汚染された土壌などから発生すると思われる悪臭が漂っていること。

イ 上記②の水質検査結果が示す生物化学的酸素要求量（BOD）の値によれば、本件排水は、申請人らが主張するように、水稻耕作に適さないものであったことが認められる。

ウ しかし、上記①の水質については、前記第2の1（6）のとおり、平成15年1月末以降、本件排水は本件谷津地に流れ込んでおらず、その後の銚子市での降水量は、平成15年2月から平成17年4月までに限って見ても、合計4,000mmを超えており（乙第29号証の1ないし3）、本件谷津地でもほぼ同様の降水があったと推認され、また、本件各土地を含む本件谷津地の谷底には、その地形からして、周囲の傾斜地等に降った雨等の降水も、相当な量が地表や地中を経由して集中し、流入したことが推測されるところ、甲第2号証の2の水質検査の

検体とされた水が採取された場所は、まさにそのような谷底に位置するから、仮に平成15年1月末以降に本件排水又はその影響を受けた水や土壌が本件谷津地に残存していたとしても、それらは、その後、幾度となく雨水や湧き水による希釈ないし洗滌と流下にさらされてきたと考えられ、したがって、上記検体採取時に存在した水の水質が本件排水に影響を受けたものと推測することはできない。

のみならず、上記①の水質の検査結果（甲第2号証の2）は、生物化学的酸素要求量（BOD）の値とアンモニア性窒素含有量（ $\text{NH}_4\text{-N}$ ）の値から、いずれも有機物量が豊富であること（富栄養）を示すのみであって、他に問題とすべき点は認められないところ、一般に生活排水、工場排水に含まれるような有機物は微生物によって分解されやすいとする一般的知見と、本件排水の流入が止んでからその検体採取時までの経過期間（2年7か月余）とを併せ考えれば、本件排水に含まれていた有機物が上記①の検体採取時まで残存していたとは考えにくく、その点から見ても、その水質検査結果が本件排水の影響を受けたものと推測することはできない。

また、以上と同様の理由（平成15年1月末以降の降水量等と有機物の分解性）から、上記②の平成14年当時の水質検査結果が示す本件排水の水質が、現在の本件谷津地に影響を及ぼしていると推測することはできない。

次に、上記③の事実については、その臭気がどのような原因物質によるものであるか特定されておらず、本件排水との関連性を示す証拠はないし、上記のとおり本件排水の影響が現在も本件谷津地に残存しているとは考えられないことからすると、上記③の事実が、本件排水により生じていることを窺わせるものと認めることはできない。

申請人らは、本件排水の汚染の影響が現在も本件各土地に残存している機序として、工場排水や生活排水に含まれる界面活性剤が、水を有機物や油と混合してヘドロ化させ、水の流出や地下への浸透を阻害する性質を有していることから、長期にわたって本件排水の汚染を流入場所に維持させていると主張するが、このような機序が実際に本件谷津地で生じていることを裏付ける証拠は全く存在せず、むしろ、当時から代表的な界面活性剤であったLASの性状（特にその分解性）に関する一般的知見と本件排水の流入が止んでからの経過年数にかんがみると、このような機序は生じにくいと考えられるから、申請人らのこの主張を採用することはできず、他に、上記の認定を左右する証拠はない。

なお、上記①と同じ日に本件浸透枘付近で採取した土壌（甲第8号証の写真4ないし6）についてH社が検査した結果（甲第2号証の1）によれば、すべての測定項目で「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）に所定の数値を下回っており、いわゆる土壌汚染が生じていると認めることはできず、他に、本件各土地で土壌汚染が過去に生じていたとか、現在生じているとの事実を窺わせる証拠はない。

エ 以上の認定によれば、本件排水は、本件谷津地で水稻耕作が行われていたならば、本件排水が本件谷津地に流れ込んでいた平成15年1月末ころ又はそのしばらく後までは、水稻耕作に影響を及ぼす可能性のある水質であったと認められる

ものの、その影響が現在まで本件谷津地に残存しているとまでは認めることはできず、また、それ以外に、本件排水の水質によって本件谷津地が悪影響を受けたとの事実は認めることができない。

(2) 本件各土地の利用状況

申請人らは、本件各土地に生活排水、工場排水が流れ込むようになるまでは、本件各土地を耕作等に利用していたが、本件排水の流入によりその利用が阻害されたと主張する。

ア しかし、申請人C本人は、申請人ら代理人からの主尋問に対して、本件各土地（本件1及び2の各土地を除く。）を「平成8年まで耕作していた」と述べながら、当裁定委員会からの補充尋問に対しては、記憶は定かでないものの、平成4年ころまで2年間耕作していたような気がするのと述べるにとどまり、この点についての供述内容は全体として曖昧であるのみならず、申請人らが、本件各土地を耕作等に利用していた事実を裏付ける客観的な証拠は全く存しない。

イ むしろ、申請人らが耕作被害を主張する本件3ないし6の各土地についてみると、本件3ないし5の各土地については、平成元年1月5日撮影の航空写真（乙第3号証の1、第28号証の1）において、本件6の土地については平成5年1月22日撮影の航空写真（乙第26号証、第28号証の2）において、それぞれ耕作がなされていないために生じたと考えられる植生の存在が認められ、これらの撮影日より相当前に耕作が行われなくなったことが推認され、これらの撮影日以降に撮影された航空写真でも同様であって、その後も耕作等に利用されていないばかりか、田としての管理もされずに放置され、雑草等が繁茂したことが推認され、この推認を妨げる証拠はない。そして、閉鎖登記簿謄本（乙第48号証の1ないし4）によれば、本件3及び4の各土地については平成元年4月に申請人Cが、本件5の土地については平成6年11月に申請人Dが、本件6の土地については平成4年3月に申請人Cが、それぞれ買い受けたことが認められ、それ以前に申請人らがこれらの土地の利用権原を取得していた事実も窺われない。

以上の認定事実に照らすと、申請人らがこれらの土地で耕作をしたことがあると認めることはできず、むしろ、少なくとも平成5年以降はいずれの土地も耕作しておらず、雑草等が繁茂するにまかせていたことが認められる。

ウ また、申請人らが耕作被害を主張する土地以外の土地で、その地目が田である本件7及び8の各土地について見ても、本件7の土地は平成3年1月7日撮影の航空写真（乙第9号証の2）において、本件8の土地は平成5年1月22日撮影の航空写真（乙第26号証、第28号証の2）において、それぞれ耕作がなされていないために生じたと考えられる植生の存在が認められ、これらの撮影日以降に撮影された航空写真でも同様であり、申請人Cがこれらを買受けたのが平成元年8月であること（乙第48号証の5及び6）や前記アの証拠状況等にも照らすと、前記イと同様に、申請人らがこれらの土地を耕作したことがあると認めることはできず、むしろ、少なくとも平成5年以降はいずれの土地も耕作しておらず、雑草等が繁茂するにまかせていたことが認められる。

エ 次に、本件１及び２の各土地については、申請人らは具体的な利用の可能性を主張していないが、これらは前記のとおり本件谷津地内の傾斜地であり、後記認定のとおり、申請人らは申請人Ａ社がこれらを平成９年１月に取得して間もなく埋立てに着手したのであって、他にこれらを利用したり利用しようとした事実を窺わせる証拠はない。

- (３) 以上(１)及び(２)の認定事実を総合すれば、平成１５年１月末に仮排水管が破壊されるまで本件谷津地に流入していた本件排水は、水稻耕作に適さない水質であったと認められるが、申請人らが損害発生の始期として主張する平成９年より相当以前から(本件１及び２の各土地については、申請人Ａ社が平成９年１月にこれらを買受けてから)今日まで、本件各土地は容易に耕作その他の目的に利用し得ない状態のままであり、申請人らがその状態を解消してこれらを利用しようとした事実も窺われず、また、現在、本件各土地に、本件排水に起因する汚染その他の利用を阻害する状況が生じているとも認められない。

そうすると、申請人らが主張する本件各土地を利用できなかったことによる逸失利益や土壌改良費などに相当する損害が生じていると認めることはできない。

なお、申請人らは、本件各土地のほかに〇〇〇町〇〇〇番の土地についての損害を主張しているが、その主張に沿う事実関係を認めるに足りる証拠が存しないばかりでなく、申請人Ａ社がＦに対し損害賠償すべきものとする理由も明らかでない。

- (４) 以上のとおり、申請人ら主張のような損害が生じた事実は認められないから、本件申請は、その余の点について判断するまでもなく失当というべきである。

２ 本件排水の流入に係る被申請人の関与について

上記１のとおり、申請人らが主張するような損害の発生を認めることはできず、本件申請には理由がないが、本件では、本件各土地に本件排水が流入したこと自体について、これが被申請人の行為(作為又は不作為)によるものであるかどうかに関し、当事者間で主張がなされてきたことにかんがみ、念のため、この点について以下に判断する。

(１) 平成１１年工事以前について

申請人らは、平成９年工事により、生活排水や工場排水が本件集水桝に流入するようになり、旧排水管などを通じて本件谷津地に流入するようになったこと、平成１１年工事が行われるまで存在した旧排水管又はその先に接続されたＵ字溝の末端は、本件青道１に接続されておらず、この青道も途切れていたり、水路としての形状を失っていたこと、以上の結果、生活排水や工場排水を含む本件排水は、本件各土地にも流れ込むようになったから、被申請人は、旧排水管(及びＵ字溝)の設置管理者の義務として、このような事態を改善すべきであったと主張する。

ア そこで、まず、旧排水管から先の本件排水に係る水流の状況について検討するに、Ｉ及びＧの各陳述書(乙第４０号証の１、第４１号証の１)によれば、旧排水管の先にはＵ字溝が接続されていたことが認められるが、そのＵ字溝の末端の水流がどのようなであったか、Ｕ字溝が直近の青道、すなわち本件青道１まで接続されていたかどうかを明らかにするに足りる証拠はない。なお、乙第７号証の１によれば、本件青道１は、その先の本件青道２と繋がっていないところがあるこ

と、審問の全趣旨によれば、本件各土地周辺の青道は、水路としての形状を相当程度失って、旧谷津田の部分との区別がつきにくい状態となって久しいことが認められ、以上の事実によれば、本件排水に係る水は、常時又は増水時に、本件1及び2の各土地の一部や本件3ないし8の各土地の相当部分に流れ込んでいたことが推認され、これを覆す証拠はない。

イ しかし、平成9年工事によって本件集水枡に生活排水や工場排水が流れ込むようになったとする申請人ら主張の事実については、申請人ら提出の証拠は、いずれも平成9年工事以前に生活排水や工場排水等と区分して他の場所へ流すための施設が存したことや同工事の内容について集水区域の変更があった事実を裏付けるに足りるものではなく、結局、平成9年工事に際し、被申請人が本件排水の流量や水質に変化が生じる原因となるような工事その他の措置を実施したことまで認めることはできない。むしろ、以上認定の事実からすれば、同工事の以前と以後とで変わりなく、本件集水枡には、生活排水や工場排水が流入していたものと推認される。

ウ このように、平成9年工事以前から生活排水や工場排水を含む本件排水が、本件集水枡に流入し、本件谷津地に流下していたとすると、次に、その事実と前記アに認定した状況とを前提として、被申請人が、旧排水管の設置管理者として、前記アに認定した状況について、何らかの改善措置を講じるべきであったか否かが問題となる。

この点に関連して、Gの陳述書（乙第41号証の1）は、同人が平成9年工事施行中の同年2月ころ、現場付近で見かけた申請人Cに対し、法尻の排水の状況を見ながら、「現在、道路排水としてここで流末となっているがこのまま継続して排水させてほしい」旨を説明したところ、同申請人が「以前からここに流れていたものなので仕方がないだろう。このままでいいよ」と、快く了解をしたとしているが、そうした重要なやりとりの趣旨を反映する文書（同意書等）が作成されているわけでもなく、申請人らが、旧排水管及びU字溝の設置やその先の放流経路について同意をしていたとまで認めることはできない。

しかしながら、申請人らが本件各土地を取得したのは、前示のとおり平成元年以降であるところ、審問の全趣旨によれば、正確な時期は不明であるが、それより相当以前（被申請人の主張によれば昭和50年代）に本件集水枡、旧排水管及びU字溝が設置され、これら旧排水管等の施設は、近隣地域や国道の側溝を經由して集まって来る雨水、生活排水及び工場排水を含む本件排水を本件谷津地に流下させてきたと認められる上、他方、乙第7号証の3によれば、その集水範囲（流域）には、旧排水管等の施設に代替し得る河川等が存在したとは認められないことからすると、旧排水管等の施設は、事実上、河川等に代替するような公共的役割を果たしてきたと推認されるのである。そして、これらの事実ないし事情は、前示のとおり、申請人らが、本件各土地を取得した当時において、現地の状況などから容易に認識し得たはずであること、その後、申請人らは本件各土地を耕作等に利用したりした形跡もないこと、及び本件排水が本件各土地に流入することで申請人らに放置できないような損害が生じていたとは考えられないことに照

らせば、地方自治体の政治的責務としての議論はさておき、被申請人が申請人らに対し、私法上の義務として上記アのような状況を改善すべき義務を負担していたとは到底断ずることはできず、他にこのような義務を肯認するに足る事実ないし事情は認められない。

エ 以上によれば、被申請人が旧排水管等の施設の設置管理者として、これらの施設ないしその先の水流について改善措置を講じるべきであったとする申請人らの上記主張は、採用することができない。

(2) 平成11年工事について

申請人らは、被申請人が申請人らに無断で平成11年工事を行ったこと、同工事で設けられた本件浸透枡からの放流先は現況水路に接続されておらず、被申請人は本件排水が本件各土地に垂れ流しになる状態を作出したこと、乙第11号証の同意書（以下「本件同意書」という。）は、申請人Cが地元の暴力団事務所に呼ばれ、その場で銚子市職員らと話し合いをした後に署名捺印したもので、真意によるものでなく無効であること、仮にそうでないとしても、その文面からすれば、本件3の土地に本件浸透枡を設置することや本件浸透枡から〇〇〇町〇〇〇番〇〇〇の土地方向に放流することまで認めたものではないこと、したがって、被申請人としては、仮排水管を設置する際には、本件浸透枡の側面に設けられた排水管から排出される本件排水が本件各土地に流入することのないように適切な措置を講じるべき義務があったのに、その義務を怠り、その結果、本件排水が本件各土地に流入したと主張する。これに対し、被申請人は、平成11年工事の内容は申請人らの同意を得ていたこと、したがって、本件排水が本件各土地に流入したとしても被申請人には何ら責任がないこと等を主張の上、反論する。

ア そこで、まず、仮排水管の先に設置された本件浸透枡の側面に設けられた排水管の放流先の状況についてみると、甲第1号証、乙第34号証の1及び参考人Iの供述から、この排水管の放流先が現況水路に接続されていたという事実を認めることはできない。

イ 次に、平成11年工事について申請人らの同意があったか否かについて検討するに、参考人I及び同人の陳述書（乙第35号証の1、第40号証の1）によれば、次の事実が認められる。

① 申請人A社が、平成9年1月に本件1及び2の各土地を取得して間もなく、申請人Cは、これらの土地の埋立てを開始したが、その後、旧排水管とU字溝の存在がその埋立ての障害になることを理由に、銚子土木事務所に対しこれらの施設を何とかして欲しいと申し入れ、さらに、平成10年10月ころまでには、これらの施設の移設を申し入れるようになった。

② そのころ、銚子土木事務所としては、これらの施設が申請人らの所有地に存在する状態を解消するため、排水管設置のための用地を取得して本格的な排水管（本設管）を設置することを計画していたが、申請人Cの上記希望が強かったため、その希望に応じて、上記本設管設置までの暫定的な排水管として、仮排水管を設置する工事（平成11年工事）の実施を決めた。

その工事の内容は、参考人Iらが、申請人Cと数回にわたり話し合っ

たが、その話合いの中で、同申請人は、本件浸透枡から本件排水を排出する方向について、「今まで何年も使い物にならない土地なので、排水はそのまま流して良い。放流方向はどこでも良い」と述べていた。

- ③ このように、平成11年工事は、銚子土木事務所が申請人Cの希望に応じて実施することとしたものであるが、銚子土木事務所は、実際の工事が始まる直前の平成11年2月15日ころになって、念のための措置として、本件同意書の文案を作成して同申請人の署名捺印を得た。

上記①ないし③の事実は、平成9年11月ころまでには旧排水管等の設置された場所付近まで申請人らによる埋立てが行われていた事実（乙第32号証の1）、埋立ての障害となるのを避けるための方策として理解し得る旧排水管等の廃止と仮排水管設置の事実、前記第2の1（1）のとおり、その後被申請人が排水管設置のための用地を申請人らから取得した事実、成立に争いのない本件同意書が存在する事実、平成9年11月までには本件谷津地は雑草等が繁茂して利用困難な状態になっていた事実（乙第32号証の1）など、客観的証拠から認められる事実ないし争いのない事実符合しており、また、これらに沿う参考人Iの供述も、年月の経過等によって記憶が曖昧となったと考えられる部分を除いては、具体的で一貫していることともあいまって、信用性が高いものと認められる。

これに対し、本件同意書が申請人Cの真意ではないとする申請人C本人の供述は、暴力団事務所で銚子市職員と話し合った内容を覚えていないと述べるなど曖昧であり、また、同申請人が平成11年工事に反対していたとの事実も、その理由も証拠上見当たらない上、そもそも銚子市職員がそのような行動を取る理由がなく不自然であることにかんがみ、上記の参考人Iの供述に対比して、採用することができない。

他に、参考人Iの供述等から認められる上記①ないし③の事実の認定を妨げる証拠はない。

ウ 以上の認定判断によれば、申請人らは、平成11年工事について、本件浸透枡からの放流先などの具体的な工事内容を含めて、同意していたものと認められる。

エ 申請人らは、上記のとおり、本件浸透枡からの放流先が現況水路に接続されていなかったこと、被申請人は本件各土地周辺の青道と他の土地との区分が不明確であったことを認識しつつ本件排水を放流したと主張するほか、本件同意書の記載の不備や本件浸透枡からの放流先の土地所有者であるJの同意を得ていないことなど、被申請人の事務処理のずさんさを指摘するが、上記認定のとおり、被申請人が申請人らの同意を得た上で仮排水管等を設置した以上、少なくとも申請人らとの関係においては、被申請人に申請人らが主張するような違法な行為や義務の怠りがあったということとはできない。

- (3) 以上（1）及び（2）のとおり、本件排水が本件各土地に流入したことについては、被申請人の違法な行為や排水管の設置管理者としての義務違反が原因であったということとはできないから、申請人らの本件申請は、この点からしても理由がない

というべきである。

第4 結論

以上の次第で、申請人らの本件申請は理由がないからいずれも棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成19年3月13日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 平 石 次 郎

裁定委員 堺 宣 道

裁定委員 杉 野 翔 子

(別紙省略)

5 伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定申請事件

(平成17年(セ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成17年5月31日、静岡県伊東市の住民1人から、申請人の住居に隣接する製菓会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成14年11月26日、被申請人の製菓工場が発する騒音・悪臭のために申請人が精神的及び肉体的被害を受けているとして損害賠償を求めた責任裁定申請事件の職権調停が成立し、被申請人は調停条項に基づき、新工場の操業を停止したが、以後、騒音・悪臭の中心が旧工場に移り、申請人及び家族に精神的及び肉体的被害を与えて続けているとして、新工場の操業停止後、平成15年1月21日から平成17年5月31日までの旧工場稼働日500日に対して金200万円及び騒音・悪臭に対し必要な処置を講ずるまで1日につき金4,000円の支払を求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催し、申請人に対する証拠調べを行うとともに、現地調査、現地測定調査を行うなどの手続を進めたが、平成18年6月14日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、これにより事件は終結した。

6 大和郡山市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件

(平成17年(ゲ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成17年6月8日、奈良県大和郡山市の住民1人から、ホームセンターを相手方(被申請人)として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人からパイン集成材を購入し、机として組み立てて使用したところ、じん麻疹、アトピー、倦怠感、不眠、目の痛み、臭覚異常等の多岐にわたる症状が発生し、仕事にも支障を来すようになった。これらの申請人の健康被害は、被申請人が販売したパイン集成材に含まれていた有害化学物質によるものであるとの原因裁定を求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するなどの手続を進めたが、本件裁定申請は公害紛争処理法に規定する「公害に係る被害」についての紛争には該当しないため不適法で、その欠陥を補正することができないとの理由で、平成18年5月29日、下記のとおり、申請を却下する決定をし、本事件は終結した。

公調委平成17年（ゲ）第3号 大和郡山市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件

決 定
(当事者の表示省略)
主 文
本件裁定申請を却下する。
事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人の平成16年4月25日以降の健康被害の原因は、申請人が前同日に被申請人奈良店（住所略）で購入したパイン集成材に含まれていた有害化学物質によるものであるとの裁定を求める。

2 被申請人

1) 本案前の答弁

本件裁定申請を却下するとの決定を求める。

2) 本案の答弁

本件裁定申請を棄却するとの裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人奈良店で購入したパイン集成材（以下「本件集成材」という。）に含まれていた有害化学物質により、平成16年4月25日以降、多種化学物質過敏症ないし化学物質不耐症（このような症状は、シックハウス症候群とも呼ばれている。）に罹患したと主張して、その健康被害の原因が本件集成材に含まれていた有害化学物質によるものであるとの原因裁定を求める事案である。

1 判断の前提となる事実（認定に用いた証拠は、認定事実の末尾に括弧内で書証番号を掲記した。）

1) 本件集成材の被申請人店舗からの購入

申請人は、平成16年4月25日、被申請人奈良店において、本件集成材を購入した（審問の全趣旨）。

2) 申請人の病状

申請人は、平成17年2月19日付けで、北里研究所病院のD医師から、化学物質不耐症（過敏状態）に基づく中枢神経機能障害及び皮疹という病名で、症状の発症経過により、化学物質の関与が強く示唆されるとの診断を受けた（甲第2号証）。また、同年4月21日付けのD医師作成の所見書には、診断名として、化学物質不耐症（過敏状態）に基づく中枢神経機能障害・自律神経機能障害、蕁麻疹出

現、アトピー性皮膚炎の悪化、そして、発症に関わる要因・経過として、平成16年4月に購入した組立式机の建築材料合板から放散した揮発性有機化合物（VOC）の総量負荷と本病態との関連性が深く示唆されるとの記載がある（甲第3号証）。

3) シックハウス症候群，化学物質過敏症

ア 概念・症状

シックハウス症候群とは、医学的に概念の確立した単一の症状ではなく、「居住者の健康を維持するという観点から問題のある住宅において見られる健康被害の総称」をいうものとされている（厚生労働省室内空気質健康影響研究会編『室内空気質と健康影響』（平成16年2月））。その主な症状としては、皮膚や目、咽頭、気道などの皮膚・粘膜刺激症状、全身倦怠感、めまい、頭痛・頭重などの不定愁訴である（乙第1，2号証）。

これに対し、化学物質過敏症とは、シックハウス症候群の原因となるホルムアルデヒド等の微量の化学物質への暴露に起因する非アレルギー性の過敏症状の発現によって、精神的、身体的症状を示すとされるもので、国際的には、MCS（Multiple Chemical Sensitivity：「多種化学物質過敏状態」）という用語が、わが国では、「化学物質過敏症」という用語が一般に使用されている（なお、申請人主張の化学物質不耐症の用語が一般化して使用されていることを認めるに足りる証拠はない。）。

化学物質過敏症とシックハウス症候群との関係については、化学物質過敏症は、必ずしも室内化学物質を原因とするものに限られないが、室内化学物質を原因とするものについては、シックハウス症候群と重なる部分があり、シックハウス症候群のうち、化学物質によるアレルギーや中毒等を除く、化学物質による建物内の室内空気の汚染を原因とする症状の総称を意味するものと解される（審問の全趣旨）。

イ 発症関連因子

シックハウス症候群は、建材や内装材などから放散されるホルムアルデヒドやトルエン等の揮発性有機化合物、防蟻剤として使用されていたクロルピリホス等の化学物質を発症関連因子とするものであるが、皮膚・粘膜の刺激症状、不定愁訴を誘発する要因は、化学物質だけでなく、カビ、ダニ等によるアレルギーや感染症、温度、湿度、気流等の温熱環境因子が関与することもあり得るから、化学物質が関連因子であると判断するためには、十分な除外診断が必要とされている。以上のような居住環境における様々な環境因子への暴露が、シックハウス症候群の原因と考えられているが、その発症機序の全てが解明されているわけではない。

また、化学物質過敏症の病態や発症機序についても、未解明な部分が多く、今後の研究の発展が期待されている（乙第1，2号証）。

ウ 対策の現状

（ア）室内濃度指針値の策定

厚生労働省のシックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会では、ホル

ホルムアルデヒド等の13項目について、室内濃度に関する指針値を策定している（乙第4号証）。これは、人がその濃度の空気を一生にわたって摂取しても健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値を現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から算出したものであり、特殊な発生源がない限り、全ての室内空間が対象となる。本指針値は、法的拘束力があるものではないが、これを満足するような建材等の使用、住宅や建物の提供が考慮されるようになる上で大きな役割を果たしてきた。

ただし、この指針値は、化学物質によりシックハウス症候群を引き起こす閾値を意味するものではない。このため、指針値を超過していることのみをもって、直ちに、当該化学物質が症状誘発の原因であると判断することは必ずしも適当ではなく、症状誘発の関連因子を特定するためには、慎重かつ適切な臨床診断に基づく総合的な検討が必要であるとされている（乙第1, 2, 4号証）。

(イ) 建築基準法等による規制

平成14年7月に建築基準法等の一部を改正する法律（平成14年7月12日法律第85号）が公布され、平成15年7月から施行され、①居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建築材料の使用を禁止する、②居室の種類及び換気回数等に応じて、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発散する建築材料の品質によりその使用面積制限を行う、③居室には、一定の条件を満たす機械換気設備の設置を基本的に義務付ける、などの居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置（シックハウス対策）に関する技術的基準の整備が行われた（乙第3号証）。

平成15年4月1日施行に係る建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。いわゆるビル管理法）2条1項、4条、同法施行令1条、2条1項イ7号に基づき、特定建築物（百貨店、事務所、ホテル等の用途に使用する延床面積が3000㎡以上の建物等）の室内空気の管理基準はホルムアルデヒドについて0.1mg/㎡以下とされている。

(ウ) 化学物質過敏症に対する対策

化学物質過敏症については、上記シックハウス対策として行われているものを除き、対策、規制等は特に行われていない（審問の全趣旨）。

2 争点及び当事者の主張

1) 公害性（相当範囲性）の有無（被申請人の本案前の主張の当否）

（被申請人の主張）

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「法」という。）における「公害」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）2条3項所定の「公害」をいうとされ、同項において、「公害」とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁・・・、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下・・・及び悪臭によって、人の健康又は生活環境・・・に係る被害が生ずることをいう。」とされる。

したがって、法に定める「公害」に該当するには、①事業活動その他の人の活動

に伴って生ずるものであること、②相当範囲にわたるものであること、③大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭のいずれかに該当すること、④人の健康又は生活環境に係る被害が生じたことの4要件が必要である。

上記4要件のうち、②の要件が必要とされるのは、公害問題を社会問題として取り上げるゆえんが、単なる相隣関係的な問題にとどまらず、ある程度の地域的な広がりをして大気の汚染や水質の汚濁などの現象が見られ、その被害も広範囲にまたがることを要するという点にある。

本件事案で申請人の主張する「汚染」は、申請人の自宅の一室内の汚染問題でしかなく、関係当事者は、申請人と被申請人のみであって、地域的な広がりが全く見られず、相隣関係にもならないものである。

そもそも、シックハウス症候群は、明確な医学的定義はないものの、「居住者の健康を維持するという観点から問題のある住宅において見られる健康被害の総称」を意味するものであり、その発症範囲が問題のある建物に限定されていることからすると、地域的な広がりなど全く観念し得ないものである。

したがって、本件事案は、上記②の「相当範囲にわたるものであること」という要件を欠くことは明らかである。

よって、前述のとおり、本件事案は、法の定める「公害」に該当しないものであって、法42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当しないから、申請人の本件裁定申請は、その適法要件を満たさないものとして、却下されるべきである。

(申請人の主張)

争う。

被申請人は、本件事案の健康被害が「公害」の要件の一つである「相当範囲にわたるものであること」を欠くと主張するのであるが、これは、公害対策基本法(昭和42年法律第132号)が制定された当時の、工場のような特定の発生源から汚染が発生する典型7公害(いわゆるポイント汚染)を念頭においた主張であって、多種化学物質過敏症ないし化学物質不耐症のような現代型の化学物質による公害被害(いわゆるノンポイント汚染)には妥当しないというべきである。すなわち、現代のような大量生産、大量消費、大量廃棄の時代には、生産や廃棄の段階における汚染(典型7公害のようなポイント汚染)だけでなく、市場に流通する製品が、消費段階で引き起こす被害も、これが広範囲に同一の原因物質により生じる可能性がある限り、被害の相当範囲性のある「公害」(消費段階のノンポイント汚染による公害)と捉えなければならない。

また、法が「相当範囲にわたる」ことを「公害」の要件としたのは、人的・地域的な広がりのある被害を「公害」として取り扱おうとしたものであり、この要件をあまりに厳しく解すると、公害紛争を簡易・迅速に処理するという法の趣旨を減殺することになりかねず、「行政型裁判外における紛争解決手続(ADR)」の担い手として公害等調整委員会に期待されている役割を損ねることにもなるから、現代型公害については、これに即した解釈がなされるべきである。

多種化学物質過敏症ないし化学物質不耐症は、これまでシックハウス症候群とか、化学物質過敏症などと呼ばれてきたものであり、現時点においてその被害規模の広がりや正確に把握することは困難であるが、北里研究所病院を始めとして、上記症状の多数の患者が治療を受けていることは公知の事実であり、その被害の広がりが相当な範囲にわたるものであることは明らかである。被申請人は、全国規模で事業を展開していることから、潜在的被害者を含め、多種化学物質過敏症ないし化学物質不耐症による被害は、相当範囲に広がっているものと思われる。

したがって、本件の申請人の健康被害は、相当範囲性の要件を満たすものであって、本件裁定申請は、適法である。

2) 因果関係の存否

(申請人の主張)

ア 申請人は、前記第2の1の1)のとおり、平成16年4月25日、被申請人奈良店において、本件集成材を購入した。

イ 申請人は、自宅2階の自室において、本件集成材を組み立てて机として使用を開始した。

ウ 申請人は、平成16年5月1日、蕁麻疹と思われる症状が現れたため、通院したが、症状は改善されず、平成16年11月下旬ころ、皮膚が割れて裂けたり、体液が滲み出たりして、皮膚が赤く腫れ上がり、激しく痛むようになった。また、申請人には、倦怠感、疲れやすさ、苛立ち、眠気、不眠、目の疲れ、目の痛み、嗅覚異常、鼻腔内の刺激感などの多岐にわたる症状が発出するようになり、シックハウス症候群該当性が疑われた。

エ 申請人は、平成16年12月5日、上記シックハウス症候群の原因と疑われた本件集成材で組み立てた机を撤去したところ、1週間程度で症状が改善された。

オ 申請人は、平成16年12月26日、本件集成材の一部を被申請人奈良店の店長に提供し、同店を通じて、検体の測定が行われたところ、本件集成材から検出されたホルムアルデヒドの濃度は、 $17.0 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{-hr}$ であった。

カ 申請人は、被申請人から、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒドなどの揮発性有機化合物が申請人の自宅から出ていないかの確認のため検査をしたいとの申出を受けたので、これに協力し、平成17年1月29日、自宅（1階居間、2階申請人自室）において、測定を実施したところ、同所から検出されたホルムアルデヒドの濃度は、1階居間で $41.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、2階申請人自室で $40.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。

キ 以上の事実からすると、申請人は、本件集成材に含まれていた単一又は多種類の高濃度の化学物質に暴露され、耐性を喪失し、その後の低濃度暴露により多臓器にわたって多種化学物質過敏症ないし化学物質不耐症の症状が発現したものと考えられる。

なお、申請人の病態を化学物質過敏症と呼ぶことは、本人の素因が原因であるとの誤解を生むおそれがあること等から適当ではない。

ク よって、申請人は、第1の1記載のとおり裁定を求める。

(被申請人の主張)

ア 認否

上記ア、オ（ただし、検査結果には、J I S規格の検査方法によっていない旨の注意書きがされている。）、カは認める。

上記イないしエは不知。

上記キは争う。

イ 反論

本件集成材の試験結果は、いずれも厚生労働省のシックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会における指針値を上回るものではなく、申請人の発症と本件集成材との因果関係があるとは認められない。

また、申請人は、その被害の発症が本件集成材購入直後であるかのように主張するが、その発症後半年以上も経過してから、被申請人に対し、被害の主張をするに至ったのであって、その間の具体的な事実経過が不明である。

第3 当裁定委員会の判断

被申請人は、申請人の健康被害が法の定める「公害」に該当せず、本件が法42条の27第1項所定の「公害に係る被害」についての紛争には該当しないから、申請人の本件裁定申請はその適法要件を欠き、却下されるべきである旨主張するので、まず、公害性（相当範囲性）の有無（被申請人の本案前の主張の当否）に関する争点について検討する。

1 本件集成材の被申請人店舗からの購入及び申請人の症状

前記第2の1の1)、2)のとおり、申請人は、平成16年4月25日、被申請人奈良店において、本件集成材を購入し、その後、北里研究所病院において、化学物質不耐症（過敏状態）に基づく中枢神経機能障害等の診断を受けたことが認められる。

2 申請人の主張する健康被害と法の定める「公害」概念について

1) 法の定める「公害」概念

法2条には、「この法律において、『公害』とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。」と定められており、環境基本法2条3項には、「この法律において『公害』とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁・・・及び悪臭によって、人の健康又は生活環境・・・に係る被害が生ずることをいう。」と定められている。

そして、上記のとおり、同条項によれば、「公害」といえるためには、大気の汚染等の被害発生原因となる現象が相当範囲にわたることが必要とされているところ、「公害」について、一般の不法行為の事案とは別個の取扱いを必要とする理由は、その社会性、公共性にあるのであって、ある程度の広がりを持つ必要があるという点にある。とすれば、相当範囲にわたるか否かは、大気の汚染等の被害発生原因となる現象の及んでいる人的範囲と地域的範囲とを総合勘案して、ある程度の社会的広がりを有するか否かによって判断されるべきである。

2) 本件事案の検討

本件について検討すると、上記1のとおり、申請人は、化学物質不耐症との診断

を受けていることが認められるところ、前記第2の1の3)のア、イのとおり、化学物質不耐症は、わが国では、一般的に、化学物質過敏症と呼ばれているもので、シックハウス症候群（居住者の健康を維持するという観点から問題のある住宅において見られる健康被害の総称）のうち、化学物質によるアレルギーや中毒等を除く、化学物質による建物内の室内空気の汚染に起因する症状を意味するものと解される。化学物質過敏症の発症機序は、未解明な部分が多いが、シックハウス症候群の原因となる居住環境における様々な環境因子、特に、建材や内装材などから放散される揮発性有機化合物への暴露により、非アレルギー性の過敏症状が発現するものと推測されている。

このような発症の機序からすると、仮に、申請人主張のとおり、本件集成材に含まれていた化学物質への暴露により、申請人の上記症状が発現したとしても、本件集成材からの化学物質の空気中への放散は、極めて限定された空間（居室内あるいは居室内）にとどまるものであり、その地域的範囲は、相隣関係にも至らない程度の限られた範囲のものであり得ない。

現に、シックハウス対策（化学物質過敏症の対策も同様。）は、その原因物質である化学物質の空気中への放散が居室あるいは居室内に限定されることを当然の前提とした上で、前記第2の1の3)のウのとおり、室内空気の汚染の問題として化学物質の室内濃度の指針値の発表という形で、あるいは、建築基準法に基づく居室内における化学物質の放散に対する衛生上の措置に関する技術的基準の整備という形で、実施されているのである。

また、本件事案の健康被害の人的関係も、申請人と被申請人の関係にとどまり、その人的範囲も極めて限られたものである。

以上認定の地域的範囲及び人的範囲を総合すれば、仮に、化学物質過敏症ないしシックハウス症候群の原因となる化学物質の空気中への放散があったとしても、相当範囲にわたる空気の汚染といえないことは明らかである。

3) 申請人の主張に対する検討

これに対し、申請人は、被申請人が全国規模で事業を展開しているので、潜在的被害が相当範囲に拡大しており、相当範囲性を肯定し得る旨主張する。

しかしながら、前記1)のとおり、相当範囲性は、あくまでも被害発生の原因となる汚染現象自体について求められるから、たとえ、被害が全国規模に及んでいるとしても、大気汚染自体に限られた範囲で発生するものであれば、上記相当範囲性の要件を充たすとはいえないのである。

また、申請人は、相当範囲性の要件は、ノンポイント汚染である、市場流通段階での消費に伴い発生する現代型公害については、これに即した解釈がされるべきである旨主張する。確かに、そのような解釈の求められる社会的背景の存在は首肯し得ないでもないが、製品や部材に起因する限定された範囲の汚染であれば、むしろ、その製品等に含まれる原因物質に係る規制で対応すべきであり、そのような製品による被害の救済については、製造物責任法に基づくもの等も存するのである。なお、現に、シックハウス対策として、ホルムアルデヒド及びクロロピリホスについては、建築基準法等に基づき規制が行われているところである。

したがって、申請人の上記主張は、採用できない。

3 小括

以上のとおり、本件事案は、法2条（環境基本法2条3項）に定める「公害」に係る紛争ではなく、法42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当しないというべきである。

第4 結論

よって、本件裁定申請は、不適法で、その欠陥を補正することができないから、法42条の33、42条の13第1項に基づき、これを却下することとして、主文のとおり、決定する。

平成18年5月29日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 加藤和夫

裁定委員 堺 宣道

裁定委員 大坪正彦

7 津市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件

（平成17年（ゲ）第4号事件）

（1）事件の概要

平成17年6月14日、三重県津市の住民2人から、建設会社を相手方（被申請人）として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人に依頼して自宅の補修工事を行ったところ、シックハウス症候群に罹患し、一時期避難生活を強いられるなど、多大な身体的及び精神的苦痛を受けた。これらの申請人らの被害は、被申請人が補修工事を行なった際に使用した部材に含まれる有害化学物質によるものであるとの原因裁定を求めるというものである。

（2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するなどの手続を進めたが、本件裁定申請は、いずれも公害紛争処理法に規定する「公害に係る被害」についての紛争には該当しないため不適法で、その欠陥を補正することができないとの理由で、平成18年5月29日、下記のとおり、申請を却下する決定をし、本事件は終結した。

公調委平成17年（ゲ）第4号 津市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件

決 定

（当事者の表示省略）

主 文

本件裁定申請をいずれも却下する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

申請人ら及び申請外C（本籍略、平成16年8月11日死亡）の平成12年9月

2日以降の健康被害の原因は、被申請人が同年9月2日及び3日に、申請外C邸（以下「本件建物」という。）の補修工事をした際に使用した部材に含まれていた有害化学物質によるものであるとの裁定を求める。

2 被申請人

1) 本案前の答弁

本件裁定申請をいずれも却下するとの決定を求める。

2) 本案の答弁

本件裁定申請をいずれも棄却するとの裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人ら及び申請外Cが、被申請人において本件建物の補修工事をした際に使用した部材に含まれていた有害化学物質により、平成12年9月2日以降、多種化学物質過敏症ないし化学物質不耐症（このような症状は、シックハウス症候群とも呼ばれている。）に罹患したと主張して、その健康被害の原因が上記使用部材に含まれていた有害化学物質によるものであるとの原因裁定を求める事案である。

1 判断の前提となる事実（認定に用いた証拠は、認定事実の末尾に括弧内で書証番号を掲記した。）

1) 関係者の地位

申請外Cは、平成16年8月11日、死亡した。申請人Aは、申請外Cの妻であった。申請人Bは、両名の子（昭和63年3月15日生）である（甲第16号証）。

2) 被申請人による本件建物の建築及び補修工事の実施

申請外Cは、平成9年9月29日、被申請人との間で、本件建物の建築請負契約を締結し、平成10年3月14日、被申請人からその引渡しを受け、その時以降、申請人らと本件建物で生活するに至った（甲第3号証、審問の全趣旨）。また、申請外Cは、被申請人に対し、本件建物の台所の補修工事を依頼し、被申請人は、平成12年9月2日及び3日、上記台所の化粧板及び床の補修工事を実施した（審問の全趣旨）。

3) 申請人ら及び申請外Cの病状

ア 申請人A

申請人Aは、平成12年12月20日付けで、北里研究所病院のF医師から、シックハウス症候群（疑）、中枢神経機能障害という病名で、多彩な自覚症状の発症経過により、生活環境の悪化が要因と考えられるとの診断を受けた（甲第4号証）。また、平成15年1月6日付けの同医師作成の意見書には、申請人Aの診断名として、中枢神経機能障害及び自律神経機能障害、その障害の原因として、居住環境悪化（室内空気汚染）による化学物質過敏状態（シックハウス症候群）、そして、発症原因と考えられる事柄として、家屋修理に伴う居住環境における微量化学物質負荷（暴露）の関与が発症原因と判断できるとの記載がある（甲第7号証）。

イ 申請人B

申請人Bは、平成13年8月30日付けで、同医師から、中枢神経機能障害、自律神経機能障害という病名で、検査所見と自覚症状の発症経過より、住環境の悪化によるシックハウス症候群と考えられるとの診断を受けた（甲第5号証）。また、平成17年4月30日付けの同医師作成の意見書（所見書）には、申請人Bの診断名として、シックハウス症候群に基づく、中枢神経機能障害、身体表現性自律神経機能障害、線維筋痛症、慢性疲労感、そして、発症に関わる要因・経過として、居住環境の悪化（揮発性有機化合物による空気質悪化）に基づく中枢神経機能障害・自律神経機能障害を強く示唆したとの記載がある（甲第8号証）。

ウ 申請外C

申請外Cは、平成14年4月1日付けで、同医師から、自律神経機能障害（瞳孔対光反応異常）という病名で、神経学的検査と多彩な自覚症状の発症経過より、その要因として居住環境の悪化が示唆されとの診断を受けた（甲第6号証）。また、平成16年11月19日付けの同医師作成の意見書には、申請外Cの診断名として、シックハウス症候群に基づく、中枢神経機能障害、身体表現性自律神経機能障害、抑うつ状態、線維筋痛症、そして、発症に関わる要因・経過として、居住環境の悪化（揮発性有機化合物による空気質悪化）に基づく中枢神経機能障害・自律神経機能障害を主体とし、また、初診時の問診票のQ E E S I（国際的化学品過敏症診断用質問紙）のスコアは、化学品に対する不耐性（過敏性）基準を満たしていたとの記載がある（甲第9号証）。

4) シックハウス症候群、化学品過敏症

ア 概念・症状

シックハウス症候群とは、医学的に概念の確立した単一の症状ではなく、「居住者の健康を維持するという観点から問題のある住宅において見られる健康被害の総称」をいうものとされている（厚生労働省室内空気質健康影響研究会編『室内空気質と健康影響』（平成16年2月））。その主な症状としては、皮膚や目、咽頭、気道などの皮膚・粘膜刺激症状、全身倦怠感、めまい、頭痛・頭重などの不定愁訴である（乙第1、2号証）。

これに対し、化学品過敏症とは、シックハウス症候群の原因となるホルムアルデヒド等の微量の化学品への暴露に起因する非アレルギー性の過敏症状の発現によって、精神的、身体的症状を示すとされるもので、国際的には、M C S（Multiple Chemical Sensitivity：「多種化学品過敏状態」）という用語が、わが国では、「化学品過敏症」という用語が一般に使用されている（なお、申請人ら主張の化学品不耐症の用語が一般化して使用されていることを認めるに足りる証拠はない。）。

化学品過敏症とシックハウス症候群との関係については、化学品過敏症は、必ずしも室内化学品を原因とするものに限られないが、室内化学品を原因とするものについては、シックハウス症候群と重なる部分があり、シックハウス症候群のうち、化学品によるアレルギーや中毒等を除く、化学品による建物内の室内空気の汚染を原因とする症状の総称を意味するものと解される（審問

の全趣旨)。

イ 発症関連因子

シックハウス症候群は、建材や内装材などから放散されるホルムアルデヒドやトルエン等の揮発性有機化合物、防蟻剤として使用されていたクロルピリホス等の化学物質を発症関連因子とするものであるが、皮膚・粘膜の刺激症状、不定愁訴を誘発する要因は、化学物質だけでなく、カビ、ダニ等によるアレルギーや感染症、温度、湿度、気流等の温熱環境因子が関与することもあり得るから、化学物質が関連因子であると判断するためには、十分な除外診断が必要とされている。以上のような居住環境における様々な環境因子への暴露が、シックハウス症候群の原因と考えられているが、その発症機序の全てが解明されているわけではない。

また、化学物質過敏症の病態や発症機序についても、未解明な部分が多く、今後の研究の発展が期待されている(乙第1, 2号証)。

ウ 対策の現状

(ア) 室内濃度指針値の策定

厚生労働省のシックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会では、ホルムアルデヒド等の13項目について、室内濃度に関する指針値を策定している(乙第4号証)。これは、人がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値を現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から算出したものであり、特殊な発生源がない限り、全ての室内空間が対象となる。本指針値は、法的拘束力があるものではないが、これを満足するような建材等の使用、住宅や建物の提供が考慮されるようになる上で大きな役割を果たしてきた。

ただし、この指針値は、化学物質によりシックハウス症候群を引き起こす閾値を意味するものではない。このため、指針値を超過していることのみをもって、直ちに、当該化学物質が症状誘発の原因であると判断することは必ずしも適当ではなく、症状誘発の関連因子を特定するためには、慎重かつ適切な臨床診断に基づく総合的な検討が必要であるとされている(乙第1, 2, 4号証)。

(イ) 建築基準法等による規制

平成14年7月に建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年7月12日法律第85号)が公布され、平成15年7月から施行され、①居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建築材料の使用を禁止する、②居室の種類及び換気回数等に応じて、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発散する建築材料の品質によりその使用面積制限を行う、③居室には、一定の条件を満たす機械換気設備の設置を基本的に義務付ける、などの居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置(シックハウス対策)に関する技術的基準の整備が行われた(乙第3号証)。

平成15年4月1日施行に係る建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。いわゆるビル管理法)2条1項、4条、同法施

行令1条, 2条1項イ7号に基づき, 特定建築物(百貨店, 事務所, ホテル等の用途に使用する延床面積が3000 m²以上の建物等)の室内空気の管理基準はホルムアルデヒドについて0.1 mg/m³以下とされている。

(ウ) 化学物質過敏症に対する対策

化学物質過敏症については, 上記シックハウス対策として行われているものを除き, 対策, 規制等は特に行われていない(審問の全趣旨)。

2 争点及び当事者の主張

1) 公害性(相当範囲性)の有無(被申請人の本案前の主張の可否)

(被申請人の主張)

公害紛争処理法(昭和45年法律第108号。以下「法」という。)における「公害」とは, 環境基本法(平成5年法律第91号)2条3項所定の「公害」をいうとされ, 同項において, 「公害」とは, 「環境の保全上の支障のうち, 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染, 水質の汚濁・・・, 土壌の汚染, 騒音, 振動, 地盤の沈下・・・及び悪臭によって, 人の健康又は生活環境・・・に係る被害が生ずることをいう。」とされる。

したがって, 法に定める「公害」に該当するには, ①事業活動その他の人の活動に伴って生ずるものであること, ②相当範囲にわたるものであること, ③大気の汚染, 水質の汚濁, 土壌の汚染, 騒音, 振動, 地盤の沈下及び悪臭のいずれかに該当すること, ④人の健康又は生活環境に係る被害が生じたことの4要件が必要である。

上記4要件のうち, ②の要件が必要とされるのは, 公害問題を社会問題として取り上げるゆえんが, 単なる相隣関係的な問題にとどまらず, ある程度の地域的な広がりをして大気の汚染や水質の汚濁などの現象が見られ, その被害も広範囲にまたがることを要するという点にある。

本件事案で申請人らの主張する「汚染」は, 申請人らの居住していた本件建物内部にとどまるものであって, 関係当事者は, 申請人らを含む家族3名と被申請人のみであり, 地域的な広がりが全く見られず, 相隣関係にもならないものである。

そもそも, シックハウス症候群は, 明確な医学的定義はないものの, 「居住者の健康を維持するという観点から問題のある住宅において見られる健康被害の総称」を意味するものであり, その発症範囲が問題のある建物に限定されていることからすると, 地域的な広がりなど全く観念し得ないものである。

したがって, 本件事案は, 上記②の「相当範囲にわたるものであること」という要件を欠くことは明らかである。

よって, 前述のとおり, 本件事案は, 法の定める「公害」に該当しないものであって, 法42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当しないから, 申請人らの本件裁定申請は, その適法要件を満たさないものとして, いずれも却下されるべきである。

(申請人らの主張)

争う。

被申請人は, 本件事案の健康被害が「公害」の要件の一つである「相当範囲にわ

たるものであること」を欠くと主張するのであるが、これは、公害対策基本法（昭和42年法律第132号）が制定された当時の、工場のような特定の発生源から汚染が発生する典型7公害（いわゆるポイント汚染）を念頭においた主張であって、多種化学物質過敏症ないし化学物質不耐症のような現代型の化学物質による公害被害（いわゆるノンポイント汚染）には妥当しないというべきである。すなわち、現代のような大量生産、大量消費、大量廃棄の時代には、生産や廃棄の段階における汚染（典型7公害のようなポイント汚染）だけでなく、市場に流通する製品が、消費段階で引き起こす被害も、これが広範囲に同一の原因物質により生じる可能性がある限り、被害の相当範囲性のある「公害」（消費段階のノンポイント汚染による公害）と捉えなければならない。

また、法が「相当範囲にわたる」ことを「公害」の要件としたのは、人的・地域的広がりのある被害を「公害」として取り扱おうとしたものであり、この要件をあまりに厳しく解すると、公害紛争を簡易・迅速に処理するという法の趣旨を減殺することになりかねず、「行政型裁判外における紛争解決手続（ADR）」の担い手として公害等調整委員会に期待されている役割を損ねることにもなるから、現代型公害については、これに即した解釈がなされるべきである。

多種化学物質過敏症ないし化学物質不耐症は、これまでシックハウス症候群とか、化学物質過敏症などと呼ばれてきたものであり、現時点においてその被害規模の広がりを正確に掌握することは困難であるが、北里研究所病院を始めとして、上記症状の多数の患者が治療を受けていることは公知の事実であり、その被害の広がりが相当な範囲にわたるものであることは明らかである。被申請人は、全国規模で事業を展開していることから、潜在的被害者を含め、多種化学物質過敏症ないし化学物質不耐症による被害は、相当範囲に広がっているものと思われる。

したがって、本件の申請人ら及び申請外Cの健康被害は、相当範囲性の要件を満たすものであって、本件裁定申請は、適法である。

2) 因果関係の存否

（申請人らの主張）

ア 申請外Cは、前記のとおり、平成10年3月14日、被申請人から本件建物の引渡しを受け、その後、被申請人に対し、本件建物の台所の補修工事を依頼し、被申請人は、平成12年9月2日及び3日、上記台所の化粧板及び床の補修工事を実施した。

イ 申請人Aは、平成12年9月9日、津市内の内科で受診し、化学物質によるアレルギー反応といわれたので、その日から、申請人ら及び申請外Cは、同年10月20日まで、同Cの実家で避難生活を始めた。

ウ 申請外Cは、平成12年10月14日、住宅リフォーム紛争処理センターに依頼して、本件建物の化学物質を簡易測定（バジジテスト）したところ、ホルムアルデヒドは0.08ppm、トルエンは0.11ppmの各測定値が出た。当時の指針値は、ホルムアルデヒド0.08ppm（ $100\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）、トルエン0.07ppm（ $260\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）であった。

エ 被申請人は、平成12年11月10日及び11日、本件建物の化学物質を測定

したが、トルエンの測定が不能であった。そこで、被申請人は、同年12月10日及び11日、再度測定を実施した。被申請人は、初日に、ケイ酸カルシウム板（ケイカル板）の影響を除くため、アルミでカバーして測定をし（これを「N1値」という。）、翌日、アルミを取り除いた状態で測定した（これを「N2値」という。）結果、ホルムアルデヒドについては、N1値及びN2値がともに、 0.02 mg/m^3 であり、トルエンのN1値が $120 \mu\text{g/m}^3$ 、N2値が $45 \mu\text{g/m}^3$ であったが、後日、被申請人は、トルエンのN1値 $120 \mu\text{g/m}^3$ を $38 \mu\text{g/m}^3$ に訂正した。

オ 東京都内にある北里研究所病院臨床環境医学センターにおいて、申請人Aは平成12年12月20日に、申請人Bは平成13年8月30日に、申請外Cは平成14年4月1日に、それぞれ受診したところ、いずれもシックハウス症候群と診断された。

なお、申請人ら及び申請外Cの病態を化学物質過敏症と呼ぶことは、本人の素因が原因であるとの誤解を生むおそれがあること等から適当ではない。

カ 申請人ら及び申請外Cは、本件建物の補修工事以降、部屋に入ると、舌や唇がヒリヒリする痛みを感じるようになった。特に、申請人Aは、舌に刺すような痛み、喉が焼けるような痛み、口渇、唇の腫れのほか、目がチクチクしてかすんで見えにくくなる症状、発熱、激しい動悸、腰痛、下痢、吐き気、手足の震えなどの全身症状が発生するに至った。

キ 本件建物の前記補修工事には、化粧板としてケイカル板、接着剤、両面テープが用いられ、継ぎ目には、コーキング剤（防カビ剤）、合板ベニア等が使用されている。

ク 以上の事実からすると、申請人ら及び申請外Cは、被申請人が補修に使用した部材に含まれていた単一又は多種類の高濃度の化学物質に暴露され、耐性を喪失し、その後の低濃度暴露により多臓器にわたって症状が発現したものと考えられる。

ケ よって、申請人らは、第1の1記載のと通りの裁定を求める。

（被申請人の主張）

ア 認否

上記ア、エ、キは認める。

上記イ、ウ、オ、カは不知。

上記クは争う。

イ 反論

申請人らが問題とする台所の補修工事は、本件建物新築時と同様の部材を使用して行われたものであるが、本件建物引渡し後、2年半余りの間、申請人らからは、本件についての被害の訴えは全くなかったものである。

また、上記補修工事後に行った検査の結果も、何ら問題のない数値であって、申請人ら及び申請外Cが上記補修工事によりシックハウス症候群に罹患したとは認められない。

第3 当裁定委員会の判断

被申請人は、申請人の健康被害が法の定める「公害」に該当せず、本件が法42条の

27第1項所定の「公害に係る被害」についての紛争には該当しないから、申請人の本件裁定申請はその適法要件を欠き、却下されるべきである旨主張するので、まず、公害性（相当範囲性）の有無（被申請人の本案前の主張の当否）に関する争点について検討する。

1 被申請人による本件建物の建築及び補修工事の実施並びに申請人ら及び申請外Cの病状

前記第2の1の2)、3)のAないしUのとおり、①被申請人により本件建物の建築及び補修工事が実施されたこと、②北里研究所病院のF医師は、申請人Aについて、平成12年12月20日付けで、シックハウス症候群（疑）、中枢神経機能障害という診断を、申請人Bについて、平成13年8月30日付けで、中枢神経機能障害、自律神経機能障害という診断を、申請外Cについて、平成14年4月1日付けで、自律神経機能障害（瞳孔対光反応異常）という診断を、それぞれ行い、また、申請人ら及び申請外Cの3名はシックハウス症候群であるとの所見を述べている（ただし、その意見書には、申請人Aについては、化学物質過敏状態（シックハウス症候群）との記載があり、申請外Cについては、化学物質に対する不耐性基準を満たしているとの記載がある）ことが認められる。

2 申請人らが主張する同人ら及び申請外Cの健康被害と法の定める「公害」概念について

1) 法の定める「公害」概念

法2条には、「この法律において、『公害』とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。」と定められており、環境基本法2条3項には、「この法律において『公害』とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁・・・及び悪臭によって、人の健康又は生活環境・・・に係る被害が生ずることをいう。」と定められている。

そして、上記のとおり、同条項によれば、「公害」といえるためには、大気の汚染等の被害発生原因となる現象が相当範囲にわたることが必要とされているところ、「公害」について、一般の不法行為の事案とは別個の取扱いを必要とする理由は、その社会性、公共性にあるのであって、ある程度の広がりを持つ必要があるという点にある。とすれば、相当範囲にわたるか否かは、大気の汚染等の被害発生原因となる現象の及んでいる人的範囲と地域的範囲とを総合勘案して、ある程度の社会的広がりを有するか否かによって判断されるべきである。

2) 本件事案の検討

本件について検討すると、上記1のとおり、申請人ら及び申請外Cは、シックハウス症候群ないし化学物質過敏症との診断を受けていることが認められる。前記第2の1の4)のA、Iのとおり、化学物質過敏症は、シックハウス症候群（居住者の健康を維持するという観点から問題のある住宅において見られる健康被害の総称）のうち、化学物質によるアレルギーや中毒等を除く、化学物質による建物内の室内空気の汚染に起因する症状を意味するものと解される。シックハウス症候群や化学物質過敏症の発症機序は、未解明な部分が多いが、居住環境における様々な環

境因子、特に、建材や内装材などから放散される揮発性有機化合物等の化学物質への暴露により、非アレルギー性の過敏症状が発現するものと推測されている。

このような発症の機序からすると、仮に、申請人ら主張のとおり、本件建物の修理に用いた使用部材に含まれていた化学物質への暴露により、申請人ら及び申請外Cの上記症状が発現したとしても、その使用部材からの化学物質の空気中への放散は、極めて限定された空間（居室内あるいは居宅内）にとどまるものであり、その地域的範囲は、相隣関係にも至らない程度の限られた範囲のものといわざるを得ない。

現に、シックハウス対策（化学物質過敏症の対策も同様。）は、その原因物質である化学物質の空気中への放散が居室あるいは居宅内に限定されることを当然の前提とした上で、前記第2の1の4)のウのとおり、室内空気の汚染の問題として化学物質の室内濃度の指針値の発表という形で、あるいは、建築基準法に基づく居室内における化学物質の放散に対する衛生上の措置に関する技術的基準の整備という形で、実施されているのである。

また、本件事案の健康被害の人的関係も、申請人ら及び申請外Cと被申請人の関係にとどまり、その人的範囲も極めて限られたものである。

以上認定の地域的範囲及び人的範囲を総合すれば、仮に、化学物質過敏症ないしシックハウス症候群の原因となる化学物質の空気中への放散があったとしても、相当範囲にわたる空気の汚染といえないことは明らかである。

3) 申請人らの主張に対する検討

これに対し、申請人らは、被申請人が全国規模で事業を展開しているので、潜在的被害が相当範囲に拡大しており、相当範囲性を肯定し得る旨主張する。

しかしながら、前記1)のとおり、相当範囲性は、あくまでも被害発生の原因となる汚染現象自体について求められるから、たとえ、被害が全国規模に及んでいるとしても、大気の汚染自体が限られた範囲で発生するものであれば、上記相当範囲性の要件を充たすとはいえないのである。

また、申請人らは、相当範囲性の要件は、ノンポイント汚染である、市場流通段階での消費に伴い発生する現代型公害については、これに即した解釈がされるべきである旨主張する。確かに、そのような解釈の求められる社会的背景の存在は首肯し得ないでもないが、製品や部材に起因する限定された範囲の汚染であれば、むしろ、その製品等に含まれる原因物質に係る規制で対応すべきであり、そのような製品による被害の救済については、製造物責任法に基づくもの等も存するのである。なお、現に、シックハウス対策として、ホルムアルデヒド及びクロルピリホスについては、建築基準法等に基づき規制が行われているところである。

したがって、申請人らの上記主張は、採用できない。

3 小括

以上のとおり、本件事案は、法2条（環境基本法2条3項）に定める「公害」に係る紛争ではなく、法42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当しないというべきである。

第4 結論

よって、本件裁定申請は、いずれも不適法で、その欠陥を補正することができないから、法42条の33、42条の13第1項に基づき、これらを却下することとして、主文のとおり、決定する。

平成18年5月29日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 加藤和夫

裁定委員 堺 宣道

裁定委員 大坪正彦

8 横浜市におけるマンション建設工事による家屋損傷原因裁定申請事件

(平成17年(ゲ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成17年7月21日、建設会社から、神奈川県横浜市の住民1人を相手方(被申請人)として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が施工したマンション建設工事に対して、被申請人は、家屋への影響を指摘していたが、申請人が工事前後に行った家屋調査結果等を踏まえて、本件工事の施工に起因すると思われる不具合発生箇所について補修箇所、内容、方法等を提示したところ、被申請人は、それ以外の不具合の存在及び係る不具合と本件工事との間の因果関係の存在を主張し、申請人の提案に基づく話合いに応じようとしないうと等から、申請人は、当事者間における話合いでは進展は望めないと判断し、本件工事と被申請人が所有する家屋の不具合の因果関係は、申請書別紙記載のものを超えて存在しないとの原因裁定を求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

9 川崎市における土壤汚染財産被害責任裁定申請事件

(平成17年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成17年8月16日、鉄道会社から、学校法人及び川崎市を相手方(被申請人)として、責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は被申請人学校法人から購入した土地を不動産会社に売却したが、本件土地の一部からごみ混じりの土が発見され、調査の結果、土壤汚染が発生していることが判明したため、売買契約は解除され、売買代金を返還した上、損害賠償金を支払う合意をした。その後、本件土地中の廃棄物は被申請人学校法人が埋立てに使用したもので、さらに被申請人市も本件土地における廃棄物埋立てに関与していたことが判明した。これらを理由として、被申請人らに対し、応分の負担を求める観点から、本件土壤汚染により申請人が被った損害のうち、土壤汚染とそれに伴う地下水汚染を除去するための直接工事費及び同工事に必要不可欠な調査費等の総額金52億1,764万2,500円及びこれに対する本申請書到達日の翌日(平成17年9月11日)から支払済みまで年5分の割合

による金員の連帯支払を求めるというものである。

また、平成18年7月5日、申請人から学校法人に対する申請を取り下げる旨の申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、7回の審問期日のほか、文書提出命令の申立てに関してイン・カメラ手続を開催するなど、手続を進めている。

10 渋谷区におけるビル建設工事騒音被害等責任裁定申請事件

(平成18年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成18年1月11日、東京都渋谷区の住民2人から、建設会社を相手方(被申請人)として、責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの住居に近いビル建設現場で被申請人が行った鉄筋コンクリート破砕作業及び掘削作業による騒音、粉じん等の発生のため、申請人1名は、自宅での仕事に支障が生じて工事期間の7ヶ月間収入が得られず、また、申請人1名は、騒音、粉じん等によるストレスから健康を損ねて会社を退社せざるを得なかった。

これら申請人らの肉体的、精神的損害に対する慰謝料として、被申請人に対し、申請人らそれぞれに、192万5,000円及び143万6,950円の損害賠償を求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、現地調査のほか、7回の審問期日を開催するとともに、申請人本人及び参考人尋問を行うなど、手続を進めている。

11 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

(平成18年(セ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成18年7月24日、茨城県神栖市の住民34人から、国(代表者内閣総理大臣)及び茨城県を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの健康被害、財産及び精神的損害は、居住する地区の井戸水から検出されたヒ素によるものであり、これらの原因は、旧日本軍が第二次世界大戦中に保有し、その後現地に投棄されたヒ素を含む毒ガスないし毒ガス原料である。被申請人国の毒ガス原料等の高度の法的管理保管義務の不履行及び被申請人県が平成11年に近傍の井戸において高濃度のヒ素が検出されていたことを把握していたにもかかわらず、必要な調査等を怠ったことを理由として、被申請人らに、連帯して、各申請人に対する損害賠償金300万円の支払を求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

12 上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件

(平成18年（セ）第3号事件)

(1) 事件の概要

平成18年8月17日、埼玉県上尾市の住民2名から、隣接の美容室等を経営する会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成9年2月頃に建築した被申請人の社屋及びその敷地内に設置されたエアコンの室外機等から生じる騒音及び低周波音並びに被申請人従業員らの話し声や車のエンジン音などにより、強い不快感や不眠症に悩まされるなど、日常生活に多大な支障を被り、そのために多大な心痛や身体的苦痛を受けている。これらを理由として、被申請人らに対し、損害賠償金468万円及び平成18年7月17日から支払済みまで年5分の割合による金員、また、同日から騒音が申請人らの指定する数値を下回る日まで、1日あたり合計金3,000円の割合による金員の支払を求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催したほか、平成18年11月6日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2名を選任するなど、手続を進めている。

13 和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件

(平成18年（ゲ）第1号事件)

(1) 事件の概要

平成18年9月22日、和歌山県美浜町の漁業協同組合及びその組合員85名から、和歌山県を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが漁場とする三尾沿岸の磯の岩場でアワビの餌である海藻が枯死し、貝類が死滅したのは、被申請人の設置・運営する日高川の椿山ダムから放流される高濃度かつ長期の濁水が原因である。また、平成9年3月には日高港港湾整備に伴う洪水時の日高川からの濁水対策について申請人と被申請人は合意を取り交わしているが、被申請人は現在まで有効な対策を採らずにいる。このため、申請人は平成16年6月に県知事に対し損害賠償を求めて公害紛争処理法に基づく調停申請を行っているところであり、申請人らの漁業被害は椿山ダムが洪水時に放流する濁水に起因するものであるとの原因裁定を求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

14 羽咋市における土壤汚染財産被害責任裁定申請事件

(平成18年（セ）第4号事件)

(1) 事件の概要

平成18年10月30日、石川県羽咋市の電子関連製造会社1社から、石川県及び羽咋市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成3年に申請人が購入した土地は、過去に公害問

題を発生させた土地であったが、原因者は既に汚染土壌の撤去を行っていた。申請人が、平成17年に本件土地の売却に当たり土壌調査を行ったところ、汚染の事実が判明し、土壌汚染対策を行うために損害を被っている。過去に行った汚染土壌の撤去は不十分であり、被申請人らは適切な対応を怠り、その不十分な処理を放任したことによる損害賠償責任があるとして、連帯して損害金9億5,473万8,226円の支払を求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、審問期日を開催するなど、手続を進めている。

15 久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件

(平成18年（セ）第5号事件)

(1) 事件の概要

平成18年11月30日、埼玉県久喜市のホテル1社から、鉄道会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は被申請人が所有・運行する新幹線の高架と側道を挟んで10メートルほどに位置した場所でホテルを経営しているが、平成8～9年頃から新幹線のスピードアップが行われた模様であり、以後現在まで宿泊客から苦情がくるほど振動が生じている。申請人が測定業者に依頼して振動を測定した結果、建物のうち新幹線に近い側の振動が激しく、上り新幹線車両の通行中には、定められた指針値を超える数値が数回記録された。申請人は、被害防止のためホテルの防振対策工事を行わざるを得ず、これらを理由として、被申請人に対し、損害賠償金として金1,990万円の支払を求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、審問期日を開催するとともに、平成19年2月27日、振動等の測定・分析及び防止対策のほか、建築構造に関する調査設計・測定方法・結果の分析等の専門的事項を調査するために必要な専門委員2名を選任するなど、手続を進めている。

16 八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件

(平成19年（セ）第1号事件)

(1) 事件の概要

平成19年3月19日、熊本県八代市の住民10人から、製紙会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の工場周辺に居住する申請人らは、工場が発する継続的な振動により、生活の平穏を害され精神的損害を被ったほか、その住居等にもゆがみ、ひび割れ等が発生する事態に至ったとして、民法709条に基づき、被申請人に対して、それぞれ損害賠償金300万円の支払を求めるというもの。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

第4節 平成18年度に係属した義務履行勧告申出事件

平成18年度中に公害等調整委員会に係属した義務履行勧告申出事件は、前年度から繰り越された1件であり、18年度に終結した。（表2－2－2）。

深川市における低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件 （平成17年（リ）第1号事件）

（1）事件の概要

深川市における低周波音被害職権調停事件は、北海道深川市の住民2人が協同組合を相手方（被申請人）とし、被申請人が設置している空冷式冷凍機が発する低周波音のため、動悸、不眠、めまい等の症状が発生し、心身に異常を来し、また、転居を余儀なくされたとして損害賠償の支払を求めた責任裁定申請事件について、職権で調停に付し（平成16年（調）第2号）、平成16年7月7日、調停が成立した事件である。

平成17年6月16日、前記調停事件の申請人1人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

（2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、申出人及び被申出人から事情を確認するなどの手続を進めた結果、調停条項に定められた義務は履行されたとして、義務履行の勧告は行わないことに決定し、事件は終結した。